

## 目 次

I	1年次		
	I-1	前期	4
	I-2	後期	28
II	2年次		
	II-1	前期	54
	II-2	後期	74
	II-3	集中講義	104
III	3年次		
	III-1	前期	124
	III-2	後期	170
	III-3	集中講義	196

1 年

# I. 1年次目次

## I - 1. 前期

憲法 A	小栗 實	4
行政法 A	土居 正典	8
民法 A	緒方 直人	10
民法 B	村山 洋介	12
刑法 B	森永 真綱	14
刑事訴訟法 A	中島 宏	16
法情報論	米田 憲市	18
司法政策論	米田 憲市	22

## I - 2. 後期

憲法 B	小栗 實	28
行政法 B	土居 正典	30
民法 C	村山 洋介	32
民法 D	村山 洋介	34
民法 E	緒方 直人	36
民事訴訟法	齋藤 善人	40
刑法 A	南 由介	42
刑事訴訟法 B	中島 宏	44

1年 前期

## 1. 授業の目標

憲法のうちで、人権総論、人権各論および統治機構の基本原則に関する諸問題を講義する。人権、統治機構および憲法訴訟に関しての基本的・包括的な知識を得ることを目標とする。憲法 A では人権総論、精神的自由を主に扱い、憲法 B では経済的自由、社会権、統治機構を扱う。授業は講義形式でおこない、適宜、質問などを発する方法で行う。

## 2. 授業の内容

### (1) 憲法の基本原則

授業の第 1 講として授業オリエンテーションを兼ねて、授業の進行方法、「憲法の学び方」などを説明する。そのあと日本国憲法が定める「国民主権」「平和主義」「基本的人権」について解説する。

### (2) 人権総論 (その 1) 憲法上の人権とは、どのような関係に適用されるか。

企業、経済団体、政党、職能団体、労働組合、マスメディアなど、これらの社会的権力による人権侵害をどう規制するか。この問題を人権の私人間効力あるいは第三者効力の問題という。私人間における市民社会の原則＝私的自治の原則との関係が問題となる。

### (3) 人権総論 (その 2) 特別な法律関係における人権

公権力と特別な関係にある者、たとえば公務員、在監者などについて、その特別な関係を理由に、人権の制限が許されるか。いわゆる「特別権力関係」の論点である。ここでは、公務員の政治活動の自由の規制、および未決・既決の在監者の自由の規制についてあつかう。

### (4) 人権総論 (その 3) 人権の主体、とくに外国人の人権

人権の主体という論点にかかわって問題となるのは「外国人の人権」「法人の人権」「皇族の人権」だが、今回は特に外国人の人権保障を扱う。「性質」説が通説・判例とされているが、なにが「性質上、日本国民のみに保障される人権」であるかははっきりしない。選挙権、被選挙権、公務員の資格要件、社会保障の権利、在留・入国の権利が問題となる。

### (5) 人権総論 (その 4) 法人と個人の関係

憲法で保障される人権は、自然人のみを対象とすると考えられてきたが、個人によって構成される法人は人権保障の対象となるかどうか。さらに法人と法人内の個人が対立するケースも目立つ。その憲法上の争点について扱う。

### (6) 幸福追求権、自己決定権、プライバシーの権利

憲法 13 条に規定された幸福追求権は、最近では、「新しい人権」の根拠として活用されるようになった。ハンセン病国家賠償請求訴訟熊本地裁判決を読む。さらに、宗教的な自己決定権が問題となった二つの事件について学習する。

### (7) 法の下での平等 (性別および社会的身分による差別の禁止)

人権の総則的な原理といえる「法の下での平等」原則につき、今回は性別および社会的身分による差別の禁止にかかわる事例を扱う。家庭生活における男女平等、職場における男女平等をめぐる裁判例、尊属殺人違憲判決、非嫡子相続区別判決を扱う。

### (8) 思想・良心の自由、学問の自由

個人はいかなる考え方をもとうとも、内心の問題にとどまる限りでは、まったく制約されることはない。しかし、問題はその内心を外に向かって明らかにするようなことが許されるかどうかの問題となる。就職採用のさいの面接、学校における内申書に関連して争われた事例を検討する。そのさい、個人がいかなる考えを抱いているかについて国家によって強制されることはない、「沈黙の自由」が保障される。

学問の自由はこれまで大学教員の研究・教授の自由として考えられてきた。それでは、小中高の教員の教育の自由はどこまで認められるべきか。この問題はいわゆる教育権論争ともかかわる。そ

ここで文部省が行った全国いっせい学力テストをめぐる教育の自由、および高校における教育の自由が問題となった事例をとりあげ、検討する。

#### (9) 信教の自由と宗教的人格権

信教の自由は、宗教的な内心の自由、宗教的な行為の自由、そして宗教的結社の自由から構成される。これらは思想の自由、表現の自由の宗教的な側面ともいえる。そのさい、真摯な宗教的な信仰心から来る行為がどれだけ保障されるのかが問題となる。ここでは剣道実技拒否事件と、自衛官合祀事件を取り上げ、その問題を検討する。

#### (10) 国家の宗教的中立性と政教分離原則

信教の自由を保障する制度的保障として政教分離原則が認められている。国家と宗教とのかかわり合いについて、判例上は「目的・効果」基準が一応確立されているが、その基準に基づいて、具体的な事例に適用したさいに違憲とした事例、合憲とした事例がある。そこで、その両者の判決を検討する。

#### (11) 集会・集団行動の自由

憲法 21 条に規定された集会、結社の自由について、公安条例（集会および集団示威運動に関する条例）や地方自治法にいう「公の施設」の許可などをめぐる問題を扱う。

#### (12) 言論・出版の自由（その 1）表現内容の規制

表現の自由の限界として論じられる名誉棄損表現については、とくに小説・フィクションなどで大きな問題となっている。次に、わいせつな表現および扇刑法上の「わいせつ文書頒布罪」と表現の自由との関係を扱う。有名な「チャタレイ夫人の恋人」事件などの事例を取り上げる。

#### (13) 言論・出版の自由（その 2）表現の時・所・方法の規制

表現の自由の中でも、一般市民がもっとも利用しやすい表現方法として、ビラ配布・ポスターの貼付について検討する。軽犯罪法、道路交通法、屋外広告物法などによる規制の合憲性を考える。

#### (14) 報道・取材の自由

表現の自由の一つとして報道機関およびジャーナリストには報道・取材の自由が認められている（放送については放送法上の規制がある）。しかし、取材の自由をめぐるのは、裁判の証拠としてのビデオ等の提出（博多駅 TV フィルム提出命令事件）、取材源の秘匿（石井記者証言拒否事件）、国家（外交・軍事）秘密の保全（沖縄密約電文事件）との関係でその許される範囲が問題となる。取材の自由に関して、報道目的のための法廷における写真撮影が制止され、法廷秩序を害するとして過料に処せられた事例、雑誌編集者が未決拘禁者に取材を求めて拘置所長から許可が得られなかった事例、研究のため法廷内でメモの許可を申請し、認められなかった事例を取り上げる。

#### (15) 検閲の禁止

憲法 21 条で「検閲はしてはならない」とされているが、教科書検定、税関検査、公安条例の許可制がこれにあたるか、という議論がある。「検閲」の定義も問題とする。

### 3. テキスト

芦部信喜『憲法』（岩波書店）

### 4. 参考図書

憲法判例百選 I（第 5 版）

### 5. 成績評価方法

期末試験（60点）、5回目、10回目の授業でレポートを出すので、その評価（各15点、合計30点）平常点（10点）の総合評価。

期末試験は、論述式問題を出題する。①法的な概念、判例の理解がどこまでできているか、②事例に即してどれだけ具体的に分析できているか、③説得力のある結論を導いているか否かといった観点で評価をする。

平常点は、毎回の授業への出席回数、発言の頻度、教師の質問に対して的確に答えることができたか、などを中心として評価する。

## 6. 備 考

授業前にレジユメを送信するので、読んでおくこと。



## 1. 授業の目標

本講義は、行政法の組織法・作用法部分についての基礎的な知識を学ぶことを目的としている。

まず、行政活動を行う行政のしくみについて学ぶのが行政組織法である。

次に、国、地方公共団体等が国民に対していかなる行政活動を行うのかを考えるのが行政作用論であり、その法が行政作用法である。その中心は行政行為論になる。

従って、行政法Aでは、行政は誰が行うのか（組織法）と、行政は国民・住民に対してどのようなしごとを行うのか（作用法）を学んでもらう。その前提的知識として、行政法の基礎理論（「法律による行政」の原理等）を本講義の前半部分で学んでもらう。

## 2. 授業の内容

### ① 行政法とは何か

行政法とは何か。統一的法典のない行政法をどのように捉えるかを、大陸法系、英米法系の歴史的発展の中で考えていく。法治国家、法律による行政の原理を所与のものとしてきた従来の行政法学が現代日本の中で果たして妥当するの否か、そのような根本問題をまず検討し、理解していく。

### ② 組織法とは何かー組織法 1

作用法的前提議論として、行政活動は誰が行うのかを考えてもらう。行政作用である行政行為（処分）を誰が行うのかを、まず国の組織から理解してもらう。行政組織の理解として、行政主体、行政機関、公務員がその手懸かりとなる。

### ③ 組織法とは何かー組織法 2

行政活動の担い手は国以外にも、地方公共団体が挙げられる。地方の行政組織がどのようになっているかを理解してもらう。地方の行政組織は大別して、執行機関と議事（議決）機関がある。

### ④ 作用法の法源

行政活動の根拠法は成文法源（その中心は法律である）を主として、それを補充するものとして、不文法源（慣習法等）がある。

### ⑤ 作用法のコントロール原理

行政活動は法によってコントロールされ、そのような考えが「法律による行政」の原理である。その中心的考えは「法律の留保」の原則である。学説は、侵害留保説から反侵害留保説の各説が支配的見解になりつつある。

### ⑥ 作用法の行為形式 1ー行政計画

行政手段の1つとして、行政計画が国民に対して有用な効果を及ぼしている。行政計画の事前・事後の統制が問題となり、いかなる統制方法が考えられるかを理解してもらう。

### ⑦ 作用法の行為形式 2ー行政行為（1）

学問上の概念である行政行為と実定法の概念である免許・処分等の違いを理解してもらい、行政行為の特質とは何かを学んでもらう。

### ⑧ 作用法の行為形式 3ー行政行為（2）

（学説通説）田中二郎博士の行政行為の分類（種類）である法律行為的行政行為と準法律行為的行政行為の二分論を理解し、その後、それに対する反対学説（塩野宏・藤田宙靖等）を対比してみる。附款についても扱う。

### ⑨ 作用法の行為形式 4ー行政行為（3）

ここでは、行政行為の瑕疵について論ずる。無効原因、取消原因となる行政行為が瑕疵ある行政行為である。その瑕疵の有無を判定する基準がいかなるものかを考えてもらう。

### ⑩ 作用法の行為形式 5ー行政行為（4）

ここでは、取消しと撤回がテーマとなる。同じ取消原因でも、当初から瑕疵がある「取消し」と、処分後に瑕疵が生じた「撤回」とがあるが、それらの法的効果等の差異を考えていく。

### ⑪ 作用法の行為形式 6ー行政指導

権力的な行政活動である行政行為に対して、非権力的な行政活動も行われている。その典型が行政指導で、国民の任意な服従・協力の下で、行政の目的とすることを遂行するために用いられる手段である。

### ⑫ 作用法の行為形式 7ー行政契約

行政契約とは、行政庁が行政目的実現の手段として締結されるもので、現在、給付行政における行政契約が注目されている。公害防止協定もここで扱う。

⑬ 行政作用の強制方法 1－行政上の強制執行

義務の不履行を強制させる制度として、行政上の強制執行がある。その種類としては、代執行、直接執行、執行罰がある。これらの強制には、法律の根拠がある。

⑭ 行政作用の強制方法 2－即時強制

即時強制とは、一定の場合において、相手方に義務を課すことなく、行政機関が直接に実力行使し（国民の身体・自由・財産に対して）、行政目的の実現を果たす手段である。従って、この行使には必ず法律の根拠がある。

⑮ 作用法と手続・情報－行政手続法・情報公開法

平成5年に行政手続法が公布され、行政活動（行政処分・行政指導・届出）における手続の透明性・公平性が求められている。違法な行政活動に対する事後的統制と共に、事前の統制も要請されている。他方、平成11年には、いわゆる情報公開法が公布され、自治体の情報公開条例も新たに制定されたり、改正されたりした。又、最近、いわゆる個人情報保護法も公布された。これらの点を15講では学んでもらう。

### 3. テキスト

授業で配布される資料に基づいて講義は進行するが、予習用テキストとして、以下のものを挙げておく。

・原田尚彦『行政法要論全訂第六版』（学陽書房）。

判例については、授業開始前に判例資料プリントを配布する。

### 4. 参考図書

田中二郎『新版行政法上巻〔全訂第二版〕』（弘文堂）

藤田宙靖『第四版行政法Ⅰ（総論）【改訂版】』（青林書院）

小早川光郎『行政法上』（弘文堂）

芝池義一『行政法総論講義第4版補訂版』（有斐閣）

塩野宏『行政法Ⅰ〔第四版〕行政法総論』（有斐閣）

宇賀克也『行政法概説Ⅰ行政法総論第2版』（有斐閣）

大橋洋一『行政法〔第2版〕』（有斐閣）

小早川光郎ほか編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣）

磯部力＝小幡純子＝斎藤誠『地方自治判例百選〔第三版〕』（有斐閣）

淡路剛久＝大塚直＝北村喜宣『環境法判例百選』（有斐閣）

芝池義一『判例行政法入門第4版』（有斐閣）

大橋洋一＝斎藤誠＝山本隆司『行政法判例集総論・組織法第2版』（有斐閣）

高木光＝稲葉馨『ケースブック行政法第3版』（弘文堂）

芝池義一＝小早川光郎＝宇賀克也『行政法の争点〔第3版〕』（有斐閣）

その他

### 5. 成績評価方法

期末試験（80点満点）、平常点（レポート）と出席状況の20点満点の総合評価を行う。

### 6. 備考

予習用テキストについては、各授業毎に予習するテキストの該当箇所を指示するので、事前に必ず熟読すること。予習用テキストに引用された該当法律の条文については、必ず六法で確認しておくこと。判例についても、配布された判例資料プリントを必ず事前に熟読しておくこと。

## 1. 授業の目標

この授業は、民法第1編「総則編」に焦点を当てて、これから民法全般を学ぶに当たり必要不可欠で基礎的知識の体系的な理解と法的思考能力の涵養を目指す。具体的な思考力を涵養するために、可能な限り設例を中心に講義を展開し、「専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力等、法曹として必要な基礎的能力を育成する」ことを目指している。

## 2. 授業の内容

### 第1講. 民法とは何か

民法の意義、日本民法編纂史、民法の編成、民法の法源、近代民法の基本原則について学ぶ。

### 第2講. 法律行為総論(1)

法律行為の概念、法律行為が民法において占める位置、法律行為の内容の妥当性に関わり「公序良俗違反」・「法令違反」・「信義則違反」の問題等について考察する。

### 第3講. 人－自然人

権利能力の始期と終期をめぐる法律問題、意思能力と行為能力、制限行為能力制度（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人）の概要について考察する。

### 第4講. 契約の成立－1

申込みと承諾、隔地者間の契約の成立（到達主義・発信主義）、意思表示とは何か、「意思と表示の不一致」の生じるケース中、心理留保（民93条）と虚偽表示（民94条）をとりあげる。

### 第5講. 契約の成立－2

第4講に継続して、「意思と表示の不一致」の生じるケース中、錯誤（民95条）、意思表示の瑕疵（詐欺・強迫）の問題等を概観する。

### 第6講. 代理-1

代理とは、代理人が本人のためにすることを表示して、相手方に対し、意思表示をなし、又は意思表示を受け、代理人がなした法律行為の効果を直接本人に帰属させる制度である。ここでは、代理権と代理行為に焦点をあてて、代理の法的構造を明らかにする。

### 第7講. 代理-2

無権代理の意義、狭義の無権代理と表見代理、無権代理人の責任、表見代理（代理権授与表示による表見代理、権限外の行為の表見代理、代理権消滅後の表見代理）の基本的問題を考察する。

### 第8講. 代理－3（代理制度と法人）

本講では、法人の意義、法人の種類、公益法人制度改革、非営利法人制度の概要を学修する。さらに、法人の能力をめぐる議論を学修する。

### 第9講. 代理－4（代理制度と法人－2）

公法人の代表機関による権限超越行為と表見代理、不法行為責任について学ぶ。また代理権の濫用に着いても学修する。

### 第10講. 代理(まとめ)

設例に基づき、代理制度の諸論点を具体的に検討する。なお、「法定代理と民法110条」、「無権代理と相続」の論点は、基本的に民法Eに譲るが、時間の余裕があれば、これら表見代理の具体的転用例にも言及する。

### 第11講. 権利の客体－物

民法上、「物」とは「有体物」をいうとされる（民85条）。ここにいう「物」の意義、なぜ「総則編」に規定されているのか、物の分類としての「不動産と動産」、「主物と従物」、「元物と果実」の分類が民法上いかなる意味を持つかを考察する。

### 第12講．権利の濫用

権利濫用に関する課題判例の分析を通して、判例の「権利濫用論」を読み解く。

### 第13講．条件、期限、期間及び時効－1

消滅時効に関する主要論点を判例分析を通して学修する。

### 第14講．時効-2

除斥期間及び取得時効の論点、①除斥期間内に裁判外（上）の権利行使と消滅時効、②消滅時効の時効期間の進行と除斥期間、③除斥期間と時効の停止規定の準用、④商取引上の給付に関して生じた不当利得返還請求権の消滅時効は商事時効か民事時効か、⑤除斥期間と権利濫用、⑥権利失効の原則、⑦取得時効の意義、⑧自主占有と他主占有、⑨他主占有から自主占有への変更、⑩所有の意思の推定といった主要論点に関する判例（講義資料に掲載）の分析を通して、具体的に学修する。

### 第15講．時効-3、関連問題

取得時効と登記をめぐる問題、および関連問題について検討する。

## 3. 教科書

講義時間毎に、編集・作成した「教材・資料集」を事前に交付する。  
大村敦志『基本民法Ⅰ』（第3版）有斐閣

## 4. 参考書図書

有斐閣Sシリーズ民法Ⅰ（第3版補訂）  
内田貴『民法Ⅰ総則・物権総論（第4版）』（東大出版会）  
山本敬三『民法講義Ⅰ 総則（第2版）』（有斐閣）  
民法判例百選Ⅰ総則・物権

## 5. 成績評価方法

小テスト（課題レポートを含む）2回（20点）、「授業への参加度（授業中の質問や応答、掲示板への書き込み等）（10点）」と「期末試験の評価」70点の総合評価による。成績評価の基準は、民法A（民法総則）分野を学修の対象として、「専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に基づいて具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力等の法曹として必要な基礎的能力を育成する」という本授業の目標に照らして、これら到達目標を全て高い水準で充足している場合、A+（100－90点）、これら到達目標を全て充足している場合、A（80－89点）、これら到達目標を概ね充足している場合、B（70－79点）、これら到達目標を最低限充足している場合、C（60－69点）と評価され、これら到達目標におおむね到達していないと評価された場合、F（不合格、59点以下）とされる。

質問時の沈黙や予習不足は不利益評価になる。他者とのコミュニケーションが成立しているものを評価する。

## 6. 備考

予習を前提として、講義と質疑による双方向対話型授業を行うが、授業中だけでは不十分な質疑応答を補うべく、掲示板「Speakers' Corner VIII」を開設する。

## 1. 授業の目標

「民法 B」は、物権法（担保物権法を含む）の領域を対象とする。本授業では、物権法分野における基本的な概念や制度の理解、重要判例の検討を通じて、当該分野において実務上必要とされる基礎的法知識を修得するとともに、それらの知識を物権法法理の中で体系的に位置づけ、具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導きうる能力を涵養する。当該科目の履修により、2年次以降の演習科目、展開科目を履修するための基礎的能力を育成し、物権法に関する法的諸問題を発展的、応用的に考察する素地を作る。

## 2. 授業の内容

01. 物権的請求権
02. 物権変動Ⅰ — 所有権移転時期、物権変動の原因
03. 物権変動Ⅱ — 取消・取得時効・相続と登記
04. 物権変動Ⅲ — 民法 177 条の第三者
05. 即時取得
06. 所有権—共有
07. 留置権Ⅰ — 留置権の成立要件
08. 留置権Ⅱ — 建物賃貸借と留置権
09. 先取特権Ⅰ — 先取特権の意義と権能
10. 先取特権Ⅱ — 先取特権の追求力（物上代位）
11. 質権
12. 抵当権Ⅰ — 抵当権の効力が及ぶ目的物の範囲
13. 抵当権Ⅱ — 法定地上権
14. 抵当権Ⅲ — 抵当権侵害
15. 譲渡担保 — 譲渡担保の意義と権能

## 3. テキスト

内田貴『民法Ⅰ・Ⅲ』（東京大学出版会）  
大村敦志『基本民法Ⅰ・Ⅲ』（有斐閣）

## 4. 参考図書

[基本書]

我妻栄『新訂物権法』岩波書店  
鈴木祿弥『物権法講義』創文社  
加藤雅信『新民法大系Ⅱ物権法』有斐閣  
我妻栄『新訂担保物権法』岩波書店  
道垣内弘人『担保物権法』有斐閣  
近江幸治『担保物権法』弘文堂

[判例]

別冊ジュリスト『民法判例百選Ⅰ、Ⅱ（第4版）』有斐閣  
椿寿夫他編『財産法新判例』有斐閣  
内田貴他『民法判例集 総則・物権』有斐閣  
瀬川信久他『民法判例集 担保物権・債権総論』有斐閣

[コンメンタール]

別冊法学セミナー『基本法コンメンタール 物権』日本評論社  
『注釈民法（1-12巻、総則から債権総論部分）』有斐閣

## 5. 成績評価方法

平常点（20点）、期末試験（80点）の総合評価。平常点は、授業中の質疑応答を中心とする。単なる出席は一切評価の対象とならない。

## 6. 備 考

授業は、前半に該当範囲の基本的事項を対話形式で確認する。後半に該当範囲の重要判例について講義形式で解説を行う。受講者は、該当範囲の基本的事項およびシラバス掲載の「事例」について、予習をして授業に臨むこと。質問等は、授業終了後一括して受け付ける。また、研究室在室時にも可能な限り対応する。なお、各範囲の主要論点を中心に取り上げるので、漏れる論点も多数出てくる。各自でフォローすること。

## 1. 授業の目標

刑法学は刑法総論及び刑法各論の二つの分野から成り立っている。本講義では各論をメインに取り扱いつつも、両分野の基礎について修得することを目的とする。

刑法の場合、総論と各論の片方だけ得意になるということは稀である。両分野は有機的に関連している部分が少なくなく、総論の理解が不足していると各論の理解も一定のところ立ち止まってしまうのが通常であり、その逆もまた同じである。但し、総論の議論は抽象的なきらいがあるため初学者には理解が困難な部分が少なくない。そこで刑法総論の基礎について概観した後、前期は各論を主として扱い、犯罪の具体的なイメージをつかんでもらいつつ、その中で総論の議論についても触れながら講義を展開し、講義終了時には、各論の基礎、及び総論の概略をマスターしてもらうことを狙いとする。

刑法は学説の対立が激しいことで知られているが、まずは、基本的な概念・定義、基本的な論点における判例・通説の結論と理由付けについて確認し、また対立しているかのように見えるあらゆる学説が共有している基本的な理解・思考方法をマスターしてもらうようにし、後期の刑法A、さらには次年度以降の演習科目で自ら思考し展開するための土台作りに努めたい。

## 2. 授業の内容

### ① 刑法総論 1

刑事法における刑法

刑罰の目的

罪刑法定主義

刑罰の種類

### ② 刑法総論 2

犯罪論の体系

刑法総論の概観

### ③ 刑法各論 1 個人的法益に対する罪－財産犯以外(1)

生命・身体に対する罪

自由に対する罪

### ④ 刑法各論 2 個人的法益に対する罪－財産犯以外(2)

人格に対する罪

信用・業務に対する罪

### ⑤ 刑法各論 3 個人的法益に対する罪－財産犯(1)

財産犯の体系

窃盗罪(1)

### ⑥ 刑法各論 4 個人的法益に対する罪－財産犯(2)

窃盗罪(2)

強盗罪(1)

### ⑦ 刑法各論 5 個人的法益に対する罪－財産犯(3)

強盗罪(2)

### ⑧ 刑法各論 6 個人的法益に対する罪－財産犯(4)

強盗罪(3)

詐欺罪(1)

### ⑨ 刑法各論 7 個人的法益に対する罪－財産犯(5)

詐欺罪(2)

恐喝罪

### ⑩ 刑法各論 8 個人的法益に対する罪－財産犯(6)

横領罪

背任罪

### ⑪ 刑法各論 9 個人的法益に対する罪－財産犯(7)

盗品関与罪

器物損壊罪

### ⑫ 刑法各論 10 社会的法益に対する罪

- 放火罪
- ⑬ 刑法各論 1 1 社会的法益に対する罪  
通貨偽造罪、有価証券偽造罪  
文書偽造罪(1)
  - ⑭ 刑法各論 1 2 社会的法益に対する罪  
文書偽造罪(2)
  - ⑮ 刑法各論 1 3 国家的法益に対する罪  
公務執行妨害罪  
犯人蔵匿及び証拠隠匿の罪  
賄賂の罪

### 3. テキスト

- ・山口厚『刑法』(有斐閣・2005)
- ・井田良『基礎から学ぶ刑事法(第3版第4刷〔補訂〕)』(有斐閣・2007)
- ・西田典之ほか編『刑法判例百選 I 総論〔第6版〕』(有斐閣・2008)

### 4. 参考図書

- ・西田典之ほか編『刑法の争点〔第4版〕』(有斐閣・2007)
  - ・商事法務編『タクティクス アドハンス 刑法』(商事法務・2008)
- その他、適宜指示する。

### 5. 成績評価方法

期末試験(80点)と平常点(20点)を勘案して評価する。期末試験は主に語句説明問題、論述式問題によって構成される。平常点については、レポート、小テスト、授業態度、出席状況等を総合して評価する。

### 6. 備 考

講義レジュメにしたがって講義を進める。

開講時までに、井田良『基礎から学ぶ刑事法(第3版第4刷〔補訂〕)』(有斐閣・2007)を読んでもおくこと。

## 1. 授業の目標

刑事訴訟は、犯罪に対して刑罰を科すための手続きである。しかしその手続きは、刑罰権の確実な行使だけを目的とした単線的なものであってはならず、被疑者・被告人の人権保障という要請も、同時に満たすものでなければならない（デュー・プロセスの保障）。

この授業では、刑事手続きの基本的な流れと基本理念を押さえた上で、上述の2つの要請のバランスのあり方に留意しつつ、主として判例に素材を求めながら、捜査の開始から公訴の提起にいたる刑事訴訟法の様々な解釈論上の争点に検討を加える。なお、刑事訴訟法においては、実務と理論との乖離が指摘されることが多いので、両者の関係（単に「乖離」と呼べるほど単純ではない）についても踏み込んだ考察を行い、理解を深める。

## 2. 授業の内容

### ① 刑事訴訟法の目的と構造/捜査総説

刑事訴訟の目的、刑事訴訟法と憲法・刑法との関係、刑事手続きの基本的な流れを概説する。続いて、それらとの関係に注目しながら、第2回以降で扱う捜査手続きにおける基本原則、捜査構造論などを学ぶ。

### ② 捜査の端緒

捜査の端緒のうち、職務質問、所持品検査、自動車検問の法的根拠を確認し、これらの限界について検討する。

### ③ 被疑者の身柄保全（1）

逮捕（通常逮捕、現行犯逮捕、緊急逮捕）と勾留の意義、要件、手続きについて検討する。

### ④ 被疑者の身柄保全（2）

いわゆる別件逮捕・勾留を中心に、被疑者の身柄拘束をめぐる諸問題を検討する。

### ⑤ 物的証拠の収集（1）－捜索・差押え－

証拠物の収集のために用いられる強制処分のうち、捜索・差押えの要件と手続きについて検討する。

### ⑥ 物的証拠の収集（2）－検証・鑑定／体液の採取－

証拠収集のために用いられる強制性分のうち、検証、鑑定の要件と手続きについて検討する。また、それらとの関係も踏まえて、体液の強制的な採取方法について、法的根拠と実務上の諸問題を論じる。

### ⑦ 物的証拠の収集（3）－科学的証拠－

写真撮影・ビデオ撮影の適法性について、任意処分と強制処分との限界を踏まえつつ検討する。また、捜査手法としての通信傍受について、理論と実務の現状を比較しつつ論じる。

### ⑧ 物的証拠の収集（4）－体液の採取・通信傍受－

尿など体液の採取につき、法的根拠と実務上の諸問題を検討する。また、捜査手段としての通信傍受について、理論と実務の現状を比較しつつ検討を加える。

### ⑨ 供述証拠の収集

被疑者の取調べ（特に身柄拘束中の被疑者の取調べ）に対する法的規制のあり方を、黙秘権保障との関係を中心に検討する。

### ⑩ 被疑者の防御活動

被疑者の防御のための権利のうち、特に接見交通権の意義と根拠を確認し、接見指定の問題について検討を加える。

### ⑪ 公訴の諸原則/検察官の事件処理

国家訴追主義、起訴独占主義および起訴便宜主義など訴追の基本原則の意義を検討する。また、検察官

訴追裁量とそれに対する抑制手段、すなわち、準起訴手続、検察審査会制度および公訴権濫用論について検討する

⑫ 公訴権と訴訟条件

訴訟条件（公訴条件）の理論的な位置づけについて考察し、公訴時効、管轄など個々の具体的な訴訟条件をめぐる解釈論上の諸問題を検討する。

⑬ 公訴提起の手続き

公訴提起の手続き、特に起訴状一本主義と訴因の特定に関する問題を扱う。また、通常の公訴提起の方法のほか、略式手続き、即決裁判手続きについて概観する。

⑭ 公判総説－公判手続きの主体－

公判手続きに関与する主体として、裁判所、裁判官、裁判員、検察官、被告人、弁護士、被害者参加人について概観する。裁判官に対する忌避、除籍、回避の制度、必要的弁護制度について、解釈論上の諸問題を扱う。

⑮ 公判の諸原則

公判手続きを貫く原理・原則として、公開主義、口頭主義・弁論主義、当事者主義などについて概観し、これと関連した具体的な解釈論上の諸問題を検討する。

### 3. テキスト

- ・田口守一『刑事訴訟法〔第4版補訂版〕』（弘文堂、2006年）
- ・井上正仁編『刑事訴訟法判例百選（第8版）』（有斐閣、2005年）

### 4. 参考図書

- ※特に頻繁に参照するものとして、
- ・田宮裕『刑事訴訟法（新版）』（有斐閣、1996年）

- ※各自で活用すべきものとして、
- ・白取祐司『刑事訴訟法〔第5版〕』（日本評論社、2008年）
  - ・松尾浩也・井上正仁編『刑事訴訟法の争点（第3版）』（有斐閣、2002年）
  - ・池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義〔第2版〕』（東大出版会、2006年）

その他、電子シラバスで随時告知する。

### 5. 成績評価方法

平常点(30%、学期中に2度の提出を求めるレポートへの評価を含む)。  
学期末試験の成績(70%)。

### 6. 備考

- ・教科書については自学自修を基本とし、講義では教科書の理解が困難と思われる部分の解説と、教科書の理解を前提としたケースメソッド（事例の検討を中心とした授業）を行う。
- ・事前にレジメを配布し、講義内容のアウトラインを示す。ただし、授業は、あくまでも教科書の熟読を前提として進行するので、レジメの存在に頼ってその記載内容だけを頭に入れて講義に出席するのは無意味である（この講義におけるレジメは、あくまでも講義当日に扱う内容を簡潔に示したアウトラインに過ぎない）。
- ・予習すべき内容については、シラバスシステムで2週間前までに告知する。
- ・学修に必要な文献を適宜紹介するので、各自で入手して精読すること。
- ・予習または復習の補助として、オフィスアワーの積極的な活用を推奨する。

## 1. 授業の目標

法情報論は、リーガル・リサーチの教育を主眼とする科目であるが、その授業構成は、より高い教育効果を目指している。この科目では、①法情報の収集作業、②具体的な法律問題における法的論点の発見、③論点への獲得情報の適用、④ネットを利用したグループワークとその効率化、⑤グループ内での法的議論、⑥模擬相談、ディベートを通じた法実践といった課題をもっており、鹿児島大学、九州大学の両法科大学院を同時双方向の遠隔講義システムで結んで講義を展開し、学生達はグループごとに Web 上に用意された会議室での打合せや議論を通じたグループワークを通じて、先の課題をこなして行く。つまり、机上の学修や個別の練習問題にとどまらず、法律問題の所在、その問題へのリサーチの実習、問題の対処への応用までを、実践の中で修得することが目標となる。

## 2. 授業の内容

「法情報論」は、遠隔講義システムで九州大学法科大学院との同時双方向で開講される科目であり、一般的な法情報調査スキルにとどまらず、両法科大学院の学生の混成班をつくり、紛争事例に対する模擬的な事実調査・事実認定・法情報調査、法律相談のシミュレーションや模擬弁論を行うことを通じて、実践的に紛争解決過程を体験する。この科目では、両教室を結ぶ遠隔講義システムに加え、各学生の PC から班ごとに入室する WEB 会議システムを用いて講義中の共同作業を可能にし、授業においては手書きのメモを原則禁止し、表計算ソフトを用いた情報整理方法を課題にするなど、法情報調査から、紛争解決過程、班ごとの共同作業などのコミュニケーション等において、徹底して IT を利用する。これにより、IT を中心として発展し続けている法律家の執務環境における活動力や IT の発展によって可能になる新しい事業モデルに対する感受性を涵養する。

本年度は、作業や鹿大についての各班からの報告を交えるなどしながら、各学生間でのノウハウの共有や高度化を図ることを一層進めたいと考えている。

第1回 講義進行の説明、検討課題の提示、使用するシステム機材の説明と実習

☆他の講義とは異なる特徴を持つため、半年間の授業計画の詳細や目的を

あらためて説明し、これから使用する機材やシステムの利用方法などを説明する。

第2回 事件のストーリーを作る。(グループでの検討)

☆所定の条件の下で、法的に争いのある紛争の物語を作る。

その際、紛争の対立性がどのように作られるのか、法的論点はどのように位置づけられるのかに、注意を払いながら、できる限り、リアルなストーリーを作ることを心がける。

第3回 紛争当事者の主張の対照表作成、争点の確認、要件事実という概念の説明

☆自ら作ったストーリーの紛争当事者によるそれぞれの立場からの主張を対比し、事件の争点(事実上の争点も法律上の争点も含め)を整理する。その際、法律家の思考の背景にある要件事実という概念について理解する。

☆上記の作業と同時に、当該紛争の当事者間の対立や法的論点を

際立たせる事情を考察し、よりリアリティのある紛争ストーリーを検討する。

☆ネットを利用した情報共有の方法を試行する。

第4回 法律・裁判例・文献などの法情報の獲得・整理作業

☆法情報にはどのようなものがあり、どのように利用するのかを調査し、

それぞれの事案に即して情報収集作業を実施する。

☆双方の主張を対比することから、訴訟において原告・被告がどのような主張をなそうとするのかを検討する。その上で、これからの訴訟で原告が構成しようとするストーリー、それに対する被告のストーリーを作成する。

☆後日実施される、法律相談のシミュレーションを想定し、法律家が紛争当事者から

どのような情報を獲得することが必要かをよく考える。

第5回 対照表・ストーリーの講評、法令検索・法令関係ファイル作成

☆対照表もストーリーも初めての作業なので、必要なコメントを行い、補正する。その上で、この事件で問題となる法令をすべてリストアップし、ファイルにまとめる。法令情報検索システムなどについて報告してもらうなど、情報の整理・共有方法などの効率的方法を検討する。

第6回 第5回までの作業の発表

☆第5回までで、現実の事実関係の複雑さの特質、紛争における法的対応の特質、それらに対応するための法情報との関係を把握したと思うので、それぞれの班が作り出したストーリー、これまでの作業の過程と成果を発表してもらう。

第7回 共通課題の発表と作業の開始：基本的な法知識の確認をかねて

☆共通課題となる紛争事案の初期情報を提示し、次週の法律相談のシミュレーションに備える。

第8回 法律相談の諸技法

☆当事者から情報を得る際の、諸技術を検討する。  
☆共通課題について、事実の面と法情報の面から、何を調査すべきか、必要な情報は何かを確定し、調査計画書を作成する。

第9回 法律相談のシミュレーション

☆法律相談のシミュレーションを実施し、事実関係の開示を開始する。

第10回 民事訴訟の構造と訴状答弁書の作り方：情報処理方法について

☆民事訴訟における原告側、被告側の主張・立証方法の特質や、訴状・答弁書の作成方法を学ぶ。  
☆膨大な資料の中から、取り扱う事件の解決にとって必要な情報を有しているか否かを選別するための戦略的読書法と戦略的読書メモ、その中から当面の問題解決に役立つ情報を読み出す戦術的読書法と、これからの作業に必要な形でその情報を残す戦術的読書メモについて説明し、実際にメモを作る作業を行う。

第11回 判例メモと実習☆判例の読み方とそれを利用するためのメモの取り方について説明し、実際のメモを作成する作業を行う。

第12回 原告側・被告側ストーリー企画、求釈明書作成、Fact find

☆調査計画書に基づき、グループで分担して法情報を収集し、分担して検討し、読書メモと判例メモを作成する。それに基づき、課題について被告の責任を追及するための原告の主張、および被告には責任がないとの主張を構成する。これらの主張を構成するために必要な事実で、未だ判明していない事実をリストアップする（求釈明書作成）。これに対しては、教官がUltra Fact Finderとして回答する。

第13回 訴状および答弁書作成☆以上の作業に基づいて、訴状と答弁書を作成する。

第14回 ディベート（1）

☆作成した訴状と答弁書に基づいて弁論を行う。ディベートとは何か、どのように行うべきかについては事前に説明する。

第15回 ディベート（2）判決作成

☆以上の議論を受け、自らが裁判官であると仮定して判決文を作成する。

### 3. テキスト

特に指定しないが、シラバスシステムを通じて適宜指示する。講義用にホームページを開設し、必要な情報はすべて Web に掲げる。また毎回の講義前に作業内容を Web 上で指示するので、講義開始前までに確認すること。課題の提出もすべて Web 上で行い、必要なコメントも Web に掲げる。

### 4. 参考図書

特になし。

### 5. 成績評価方法

この科目での成績評価の際の主たる注目点は、下記の通りである。

- ・毎回の作業内容（提出された課題レポートやチャットの発言内容の評価を中心とする）や提出された訴状・答弁書・判決書等の文書（75%）
- ・ディベート内容（勝敗を含む）（5%）
- ・チームとしてのグループ・マネジメントの状況（10%）
- ・課題提出システムの利用やディベートの評価による学生間の相互評価（5%）
- ・グループ内でのメンバーの貢献度ピアレビュー（5%）

注：（ ）の割合はあくまで目安である。

なお、この科目は実務基礎科目であり、グループ・ワークを一貫とした作業課題としているので、講義時間中にこれを軽んじた振る舞い（関係のないサイトの閲覧や、いわゆる内職など）をしている場合、上記にかかわらず、厳しい評価を与えることがある。

### 6. 備 考

講義の内容は、受講生による実習が中心となる。毎回の限られた時間内に必要な作業を終えることも講義の目標の一つである。法律家は、一つの事件のみを取り扱うわけではなく、またすべてのことを一人で行うわけでもない。人的・物的資源を可能な限り効率的に利用し、如何にして短時間で作業を終えることができるか、半年間の講義で身につけてもらいたい。

米田を中心とする複数の教員が毎回、二人で協力して講義を行う。法律家の技法にかかわる部分の教育は米田が担当し、事件処理の方法・裁判手続の内容などを他の教員と協力して展開する。この講義は、実験的な側面を多く含み、システムの不調などでスムーズに行かないこともあり得る。しかし、これらは通常実務の中でも発生しうる事態であって、そうした困難にもかかわらず、講義の目標を達成することが課題とされている。



## 1. 授業の目標

日本における今次の司法制度改革の理念、具体的方策、その実現過程および現実の達成状況ならびに今後の課題を学ぶ。

## 2. 授業の内容

この授業では、21 世紀の司法制度がいかにあるべきかについて、法政策的な広い視野から深く議論し検討することを目的とする。その際に、特に日本における司法政策論の基本的な視点を踏まえた上で、現在の司法制度改革の起点となった『司法制度審議会意見書』に挙げられた具体的な項目について、個別的な検討を行い、司法と法曹のあるべき姿について学ぶことを目的とする。

- 1 「法と政策」については、議論の蓄積が十分にあるが、「司法と政策」についてはどうだろうか。あるいは、「司法政策」という場合、その中身は何になるのだろうか。 [資料][課題]  
本講では、司法制度を考える視点の知的基盤を涵養する。  
「法と政策：司法と政策」
- 2 司法制度改革意見書の「I 今般の司法制度改革の基本理念と方向」を素材に、司法制度改革の背景や動因などを検討する。 [資料][課題]  
「司法制度改革の理念：21 世紀の司法の姿」
- 3 日本法制史の視点から、法曹の歴史の概観と今般の司法制度改革の位置を検討する。 [資料][課題]  
「法曹の歴史と司法制度改革」
- 4 司法制度改革の重要部分並びに革新的部分は、その担い手に変革を促そうとしている点にある。 [資料][課題]  
ここでは、司法制度改革意見書「III 司法制度を支える法曹の在り方」から、目指されている法曹の姿を検討する。  
「21 世紀を担う法曹像」
- 5 司法制度改革の目玉の1つは法曹養成課程を大きく改革し、とくにその中心を「法科大学院」に置くことにした点にある。 [資料][課題]  
本講では、法科大学院の制度的な位置づけや教育課程のあり方などを取り上げる。  
「法曹養成制度(法科大学院)」
- 6 本講では、法科大学院、司法試験、司法修習を一連のものとして扱い、システムとしての法曹養成課程を理解する。 [資料][課題]  
「法曹養成制度(司法試験から修習修了まで)」  
検討の素材の中心となるのはいうまでもなく「司法制度改革意見書」であるが、適宜、その背景や問題を浮き彫りにする文献が参照される。
- 7 『司法制度改革審議会意見書』を起点として、近時における「司法へのアクセス」およびADR、少額訴訟手続の諸改革について概観し、今後の展望を行う。 [資料][課題]  
「司法へのアクセスおよびADR等の改革」  
参考文献：川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』1から94頁、244から272頁（日本評論社、2005年）
- 8 司法制度改革の中で特に改革が必要とされた法分野として知的財産法分野がある。 [資料][課題]  
本講では、司法制度改革審議会意見書「II 国民の期待に応える司法制度/第1 民事司法制度の改革/3. 知的財産権関係事件への総合的な対応強化」の解題、改革の動因・力学、その後の改革の概要と現

状を取り上げる。  
「知財改革」

9 司法制度改革の中で、特に改革が必要とされた法分野として労働関係事件の改革がある。 [資料][課題]

本講では、司法制度改革の重要な柱として2006年4月に発足した、「労働審判所」制度について、制度の概要、実状、問題点などについて講義し、あわせて2008年3月施行の労働契約法の内容を中心に、個別労働関係紛争の実体法的背景についても取り上げる。  
「労働関係事件への総合的な対応強化」

10 個別労働紛争の行政型ADRによる解決—個別労働紛争解決促進法にもとづく紛争調整について—  
[資料][課題]

本講義では、前回に引き続き個別労働紛争の解決を取り上げるが、今回は、個別労働紛争解決促進法にもとづき2001年より実施されている、厚労省都道府県労働局による「あっせん」を取り上げる。同制度は、都道府県労働局に設置される紛争調整委員会が担当する紛争調整機関が実施する「あっせん」であるが、制度発足より受理件数、処理件数ともに増加の一途をたどっており、個別紛争のADRによる解決として成功を収めている。講義では、制度の実情とともに、そうした成功の背景と制度の課題や問題点について検証と検討を試みる。

11 刑事司法手続の改革は、訴訟に直接関係する関係者の意見のみならず、マスコミ等を通じた国民的批判に答えようとする側面が強いようにも思われる。 [資料][課題]

本講では、司法制度改革審議会意見書「Ⅱ 国民の期待に応える司法制度/第2 刑事司法制度の改革」の解題、改革の動因・力学、その後の改革の概要と現状を取り上げる。  
「刑事司法手続の改革(裁判員制度をのぞく)」

12 今般の司法制度改革の目玉の1つとして「国民の司法参加」がある。その具体的施策の1つが刑事司法手続における「裁判員制度」である。 [資料][課題]

本講では、現在準備が進められている裁判員制度の紹介に加え、司法制度への国民の参加について広く検討する。  
「刑事司法改革：裁判員制度」

13 今般の司法制度改革の特徴のひとつは、司法制度の担い手として弁護士が非常に大きく注目されたことである。しかし、意見書の中では、裁判官制度、検察官制度についても具体的な言及が行われている。 [資料][課題]

本講では、司法制度改革意見書「Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方/第1 法曹人口の拡大「裁判官・検察官制度の改革」 2. 裁判所、検察庁等の人的体制の充実/第4 検察官制度の改革/第5 裁判官制度の改革/第6 法曹等の相互交流の在り方」を取り上げる。

14 司法制度の利用者の偏りを是正するための諸策を「司法ネット」という理念の下にまとめ、それを具体化したのが「日本司法支援センター」いわゆる「法テラス」である。 [資料][課題]

本講では、法テラス設立以前の概観を踏まえつつ、法テラスの期待される機能と体制を紹介する。

「国民と司法：法テラスの活動と課題」

15 今般の司法制度改革の課題のひとつは、司法過疎対策であった。

本講では、現在司法過疎地とされている地域の実情を詳細に取り上げ、司法政策のあり方とその展望を検討する。

「国民と司法：司法過疎の現状」

### 3. テキスト

司法制度改革審議会意見書 <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>

その他は、講義等を通じて紹介する。

#### 4. 参考図書

手軽な参考図書としては、市川正人ほか『現代の裁判（第5版）』（有斐閣,2008）、宮澤節生ほか『ブリッジブック法システム入門』（信山社,2008）、村山真維、濱野亮『法社会学』（有斐閣,2003）があげられる。

#### 5. 成績評価方法

◆平常点80%、試験あるいはレポートを20%を目安として総合的に判定する。

##### 【平常点の内容】

- ・基本として、毎回の講義後に、調査を含め、60-90分程度で回答する小問を出題し、それについてのレポートの評価を平常点の主たる対象とする。（なおそれ以外の復習を要しない。）
- ・教員によっては、講義準備のために60-90分で取り組む課題を出す場合があり、その取組状況も、平常点の一部となる。（この場合は、他の予習を要しない。）
- ・この回答を匿名の課題提出システムを通じて提出し、学生によるピアレビューを実施して、その点数を平常点の評価に、若干、加味する。
- ・4回欠席した場合、原則として理由の如何を問わず単位を認定しない。
- ・欠席も減点要因となる（5-15%程度）。
- ・提出物、課題、ネット上での議論の参加度、書き込みの頻度なども、若干、評価の対象とする。
- ・積極的な授業参加や発言は、若干加味される。

注：「若干」とは、言及された項目全部あわせて、全体の5-10%程度を意味する。

#### 6. 備考

司法制度改革審議会意見書 <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>  
を通読してくること。

指定席制を導入するので、所定の席に座ること。



1年 後期

## 1. 授業の目標

前期に講義した憲法Aにつづいて、経済的自由（22条以下）さらに人身の自由、および統治機構に関する諸問題を講義する。これらの論点に関する判決例を学ぶことによって憲法についての基本的・包括的な知識を得ることを目標とする。

## 2. 授業の内容

### (1) 経済的な自由に対する規制とその審査基準

経済的な自由の規制に対する合憲性審査基準については精神的な自由に比べて、ゆるやかな審査基準である「合理性」の基準が適用されるが、さらに規制目的の区別ごとに審査基準を異なって適用する「規制目的二分論」がある。有名な小売市場許可制事件、薬事法事件などを参考に検討する。

### (2) 財産権に対する規制とその審査基準

森林法共有林処分制限規定をめぐる最高裁判決を中心に合憲性審査基準を検討する。さらに「正当な補償」の内容やどんな場合に損失補償が請求できるかなどを検討する。

### (3) 人身の自由および居住・移転の自由

旅券法上の外国への海外旅行の自由の制限規定の合憲性などを検討する。

### (4) 行政手続とデュー・プロセス

成田新法事件、川崎民商事件などを中心にして憲法31条の「適正手続」が、行政手続にも適用されるべきかいなかを論じる。

### (5) 被疑者・被告人の権利

刑事被告人の権利として憲法上保障されている諸権利を判例で確認する。

### (6) 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利

朝日訴訟、堀木訴訟、学生無年金訴訟を取り上げ、生存権の性格としての「抽象的権利」説などを説明し、判例としての「立法裁量論」を検討する。

### (7) 教育を受ける権利

旭川学力テスト事件、伝習館高校事件などを取り上げ、教育への国の関与の可否、教師の教育の自由について説明する。

### (8) 学問の自由と大学の自治

東大ポポロ事件や愛知大学事件などを手がかりに大学への警察権の介入の可否について説明する。

### (9) 勤労権と労働条件法定主義

とくに職場における男女平等に関する裁判例を検討する。

### (10) 労働基本権

争議行為としての生産管理や政治ストの合憲性、それに公務員の労働基本権制限について検討する。

### (11) 国会

国政調査権の範囲、委任立法の限界などについて裁判例を検討する。

### (12) 内閣

衆議院の解散権、独立行政委員会の合憲性について検討する。

### (13) 司法

裁判官の市民的自由についての裁判例をとおして、裁判官の身分保障について検討する。

(14) 財政

憲法の財政民主主義にふれ、旭川市国民健康保険料訴訟を素材に租税法律主義を説明する。

(15) 地方自治

条例制定の範囲など徳島市公安条例事件などを中心に説明する。

**3. テキスト**

野中・高橋・中村・高見『憲法1（第三版）』（有斐閣）  
あるいは芦部信喜『憲法』（岩波書店）

**4. 参考図書**

憲法判例百選（第5版）

**5. 成績評価方法**

期末試験（60点）、5回目、10回目の授業でレポートを出すので、その評価（各15点、合計30点）平常点（10点）の総合評価。

期末試験は、論述式問題を出題する。①法的な概念、判例の理解がどこまでできているか、②事例に即してどれだけ具体的に分析できているか、③説得力のある結論を導いているか否かといった観点で評価をする。

平常点は、毎回の授業への出席回数、発言の頻度、教師の質問に対して的確に答えることができたか、などを中心として評価する。

**6. 備 考**

授業前にレジュメを送信するので、読んでおくこと。

## 1. 授業の目標

本講義では、行政法中、救済法についての基礎的な知識を習得することを目的とする。つまり、国民・住民が違法・不当な（場合によっては「適法な」）行政活動によって権利・利益等を侵害された場合に、それを救済するシステムを学ぶのが行政救済法のパートである。その救済法には、国家補償法と行政争訟法がある。国家補償法とは、損失補償と国家賠償であり、他方、行政争訟法とは、行政不服審査法と行政事件訴訟法である。最低限、これらの事項を修得してもらうことを本授業の目標としている。

### 2. 授業の内容

#### ①救済法とは何か

不当、適法・違法な行政活動によって被害を受けた国民が法的に救済される制度として、国家補償と行政争訟の2つがある。前者は損失補償と国家賠償である。後者は不服申立てと行政訴訟である。

#### ②救済法と国家補償法

国家補償制度は損失補償と国家賠償から成り立っている。このことをまず、理解してもらう。次に、救済上、損失補償と国家賠償の差異について学んでもらう。

#### ③国家補償法 1－損失補償

損失補償とは、適法な行政活動によって生じた損失を填補するシステムである。とりわけ、公共工事に伴って私人の財産が侵害される場合に、それをいかに補償するかが問題となり、それらの問題についての諸判例を検討する。

#### ④国家補償法 2－国家賠償（1）

国家賠償とは、人・物による違法な行政活動によって生じた損害を償う制度である。ここでは、過失責任主義に基づく国賠法1条（公務員の公権力の行使に基づく損害の賠償責任）について理解してもらう。

#### ⑤国家補償法 3－国家賠償（2）

国賠法2条は、公の営造物（道路・河川等）の設置・管理に瑕疵があった場合、行政主体（国・公共団体）は賠償責任を負う、というものである。同条の責任は無過失責任である。

#### ⑥救済法と行政争訟法

不当・違法な行政活動によって権利・自由・財産等の侵害を受けた場合、その救済を図るシステムが行政争訟法である。行政争訟としては、苦情申立て、不服申立て、そして、行政訴訟がある。

#### ⑦苦情処理制度

行政活動についての国民からの苦情・不服を受け付ける非公式的で簡略な手続として、苦情処理制度がある。同制度の担い手として、国には総務省、行政監察事務所があり、地方にも同様の機能を果たすものがある。最近では、自治体レベルでは、条例によりオンブズマン制度が導入されている。

#### ⑧行政不服申立て 1

行政不服申立てとは、行政庁の処分、公権力の行使にあたる行為に不服のある者が、行政機関に対して不服を申立て、その不当・違法を争うもので、行政機関（処分庁・上級庁・不作為庁）が審査を行う。ここでは、不服申立ての対象、種類、その要件等を理解してもらう。

#### ⑨行政不服申立て 2

不服申立てに関するその他の論点及び判例について検討を加える。

#### ⑩行政事件訴訟とは

行政事件訴訟とは、司法機関である裁判所が違法な行政活動に対する訴えを審査するものである。つまり、同訴訟は、行政権の行使の適法性に関する紛争解決とそれによる国民の権利利益の救済を目的とする手続である。

### ⑪行政事件訴訟の類型

行政事件訴訟の種類は、主観訴訟としての抗告訴訟・当事者訴訟、客観訴訟としての機関訴訟・民衆訴訟がある。法律上は、主観訴訟が主流であり、その中でも抗告訴訟（取消訴訟）を中心に構成されている。

### ⑫訴訟要件

行政訴訟の本案前の要件として、訴訟要件が問題となる。訴訟要件としては、処分性、原告適格、訴えの利益が挙げられ、訴訟ではそれらの有無・存否が審査される。

### ⑬審理手続

審理手続の論点として、要件審理と本案審理、訴訟物、職権証拠調べ、訴訟参加、立証責任、執行停止等が挙げられる。これらの諸論点についての条文解釈、学説・判例の検討を行う。

### ⑭住民訴訟

住民訴訟は、客観訴訟の一つである民衆訴訟に含まれるもので、地方自治法によつて法定化されたものである。本訴は、住民という資格で財務会計事項を訴訟の対象としたもので、最近では、訴訟件数においても増加傾向にある。

### ⑮その他の問題（改正行政事件訴訟法について）

平成17年4月より施行されている改正行政事件訴訟法について、その主要な改正点を説明していく。

## 3. テキスト

授業前・授業時に配布される資料を中心に授業を進めるが、予習用テキストとしては、原田尚彦『行政法要論全訂第六版』（学陽書房）を挙げておく。

## 4. 参考図書

田中二郎『新版行政法上巻〔全訂第二版〕』（弘文堂）  
宇賀克也『国家補償法』（有斐閣）  
南博方＝高橋滋『条解行政事件訴訟法第3版』（弘文堂）  
芝池義一『行政救済法講義第3版』（有斐閣）  
塩野宏『行政法Ⅱ〔第四版〕行政救済法』（有斐閣）  
藤田宙靖『第四版行政法Ⅰ（総論）【改訂版】』（青林書院）  
宇賀克也『行政法概説Ⅱ行政法救済法』（有斐閣）  
小早川光郎ほか編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣）  
磯部力ほか編『地方自治判例百選〔第三版〕』（有斐閣）  
淡路剛久ほか編『環境法判例百選』（有斐閣）  
芝池義一『判例行政法入門第4版』（有斐閣）  
高木光＝稲葉馨編『ケースブック行政法第3版』（弘文堂）  
大橋洋一ほか編『行政法判例集総論・組織法第2版』（有斐閣）  
芝池義一ほか編『行政法の争点〔第3版〕』（有斐閣）

## 5. 成績評価方法

期末試験（80点満点）、平常点（レポート）と出席状況で20点満点の総合評価を行う。

## 6. 備 考

予習用テキストについては、事前に必ず熟読すること（テキストの該当箇所は予め指示する）。予習用テキストに引用されている当該法律の条文については、必ず六法で確認しておくこと。判例についても、予め配布されている判例資料プリントを必ず事前に熟読しておくこと。

## 1. 授業の目標

「民法 C」は、債権総論を対象とする。本授業では、債権総論分野における基本的な概念や制度の理解、重要判例の検討を通じて、当該分野において実務上必要とされる基礎的法知識を修得するとともに、それらの知識を債権法法理の中で体系的に位置づけ、具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導きうる能力を涵養する。当該科目の履修により、2年次以降の演習科目、展開科目を履修するための基礎的能力を育成し、債権法に関する法的諸問題を発展的、応用的に考察する素地を作る。

## 2. 授業の内容

- 第1講 債権の目的-特定物債権と種類債権
- 第2講 利息債権
- 第3講 債権の強制
- 第4講 債務不履行Ⅰ-履行補助者
- 第5講 債務不履行Ⅱ-損害賠償の範囲
- 第6講 受領遅滞
- 第7講 債権者代位権
- 第8講 債権者取消権Ⅰ-債権者取消権の法的性質
- 第9講 債権者取消権Ⅱ-債権者取消権と二重譲渡
- 第10講 連帯債務
- 第11講 保証債務Ⅰ-保証債務の補充性
- 第12講 保証債務Ⅱ-保証の及ぶ範囲
- 第13講 債権譲渡・債務引受
- 第14講 弁済-債権の準占有者への弁済
- 第15講 供託、更改、相殺

## 3. テキスト

内田貴『民法Ⅲ』（東京大学出版会）

大村敦志『基本民法Ⅲ』（有斐閣）

\*講義範囲に関連するテキストの該当ページは、シラバス・レジュメ等で示すが、講義の中でテキストを参照することはない。テキストは授業の予習、復習用として活用すること。

## 4. 参考図書

[基本書]

我妻栄『新訂債権総論』岩波書店

鈴木祿弥『債権法講義』創文社

林良平他『現代法律学全集 8 債権総論』青林書院新社

潮見佳男『債権総論Ⅱ』信山社

[判例]

別冊ジュリスト『民法判例百選Ⅰ、Ⅱ（第4版）』有斐閣

椿寿夫他編『財産法新判例』有斐閣

瀬川信久他『民法判例集 担保物権・債権総論』有斐閣

[コンメンタール]

別冊法学セミナー『基本法コンメンタール 債権総論』日本評論社

『注釈民法（1-12巻、総則から債権総論部分）』有斐閣

## 5. 成績評価方法

平常点（20点）、期末試験（80点）の総合評価。平常点は、授業中の質疑応答を中心とする。単なる出席は一切評価の対象とならない。

## 6. 備 考

授業は、前半に該当範囲の基本的事項を対話形式で確認する。後半に該当範囲の重要判例について講義形式で解説を行う。受講者は、該当範囲の基本的事項およびシラバス掲載の「事例」について、予習をして授業に臨むこと。質問等は、授業終了後に一括して受け付ける。また、研究室在室時にも可能な限り対応する。なお、各範囲の主要論点を中心に取り上げるので、漏れる論点も多数出てくる。各自でフォローすること。

## 1. 授業の目標

「民法D」は、いわゆる債権各論の領域を対象とする（ただし、「賃貸借」は物権法との関連性から「民法C」で扱われる）。債権各論は、合意に基づく債権発生原因である「契約」と、合意に基づかない債権発生原因である「事務管理」「不当利得」「不法行為」の各分野からなる。本講義では、債権各論分野における基本的な概念や制度の理解、重要判例の検討を通じて、当該分野において実務上必要とされる基礎的法知識を修得するとともに、それらの知識を債権法法理の中で体系的に位置づけ、具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導きうる能力を涵養する。当該科目の履修により、2年次以降の演習科目、展開科目を履修するための基礎的能力を育成し、債権各論分野における法的諸問題を発展的、応用的に考察する素地を作る。

## 2. 授業の内容

第1講	契約の成立
第2講	双務契約における債権の牽連性
第3講	契約の解除
第4講	売買契約Ⅰ
第5講	売買契約Ⅱ
第6講	賃貸借契約Ⅰ
第7講	賃貸借契約Ⅰ
第8講	賃貸借契約Ⅰ
第9講	消費貸借契約
第10講	請負契約
第11講	雇用・委任契約
第12講	不当利得・事務管理
第13講	不法行為Ⅰ
第14講	不法行為Ⅱ
第15講	不法行為Ⅲ

## 3. テキスト

内田貴『民法Ⅱ』（東京大学出版会）

大村敦志『基本民法Ⅱ』（有斐閣）

\*講義範囲に関連するテキストの該当ページは、シラバス・レジュメ等で示すが、講義の中でテキストを参照することはない。テキストは授業の予習、復習用として活用すること。

## 4. 参考図書

[基本書]

我妻栄『債権各論上、中、下巻』岩波書店

三宅正男『現代法律学全集 9 契約法総論、各論』青林書院新社

潮見佳男『契約各論Ⅰ』信山社

潮見佳男『不法行為法』信山社

加藤雅信『新民法大系Ⅴ事務管理・不当利得・不法行為』有斐閣

[判例集]

別冊ジュリスト『民法判例百選Ⅱ（第4版）』有斐閣

椿寿夫他編『財産法新判例』有斐閣

瀬川信久他『民法判例集債権各論』有斐閣

[コンメンタール]

別冊法学セミナー『基本法コンメンタール 債権各論Ⅰ』日本評論社

別冊法学セミナー『基本法コンメンタール 債権各論Ⅱ』日本評論社

『注釈民法（13-20巻、債権各論部分）』有斐閣

## 5. 成績評価方法

平常点（20点）、期末試験（80点）の総合評価。平常点は、授業中の質疑応答を中心とする。単なる出席は一切評価の対象とならない。

## 6. 備 考

授業は、前半に該当範囲の基本的事項を対話形式で確認する。後半に該当範囲の重要判例について講義形式で解説を行う。受講者は、該当範囲の基本的事項およびシラバス掲載の「事例」について、予習をして授業に臨むこと。質問等は、授業終了後に一括して受け付ける。また、研究室在室時にも可能な限り対応する。なお、各範囲の主要論点を中心に取り上げるので、漏れる論点も多数出てくる。各自でフォローすること。

## 1. 授業の目標

本講義は、家族法分野を取り扱う。通常、体系的家族法教科書の知識は、予習によって修得していることを前提として、具体的な思考力を涵養するために、可能な限り設例を中心に双方向的授業を行い、法律実務家として必要な基礎的家事紛争解決能力を涵養するため、必要不可欠で基礎的家族法知識の体系的な理解と法的思考能力の涵養を目指す。すなわち、家族法分野において「専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力等、法曹として必要な基礎的能力を育成する」ことを目指している。ただし、15回の講義で取り扱える問題領域には必ずと限界があるため、高度な応用的問題は、「民法問題演習C」に譲る。

## 2. 授業の内容

### ① 家族法とは何か

家族史及び戦前の「家」制度を概観し、現行民法の前提とする「近代家族」の意義を踏まえて、さらに現代家族の法的諸問題を理解するための前提とする。「財産法と比較して、家族法がどのような特色を持つか。」を、身分行為論と民法90条の関係を論じる諸学説を概観する中で、分析・検討する。

### ② 婚姻の成立、無効及び取消

婚姻は届出を形式的成立要件とし、婚姻意思及び婚姻障害事由に該当しないことを実質的要件として成立する。本講義では、現行民法における法律婚制度がどのように組み立てられているかを、婚姻の成立要件を通して理解する。個々の成立要件を個別に注釈することは避け、婚姻をめぐる包括的な具体的設例を検討することによって、婚姻の成立、無効及び取消しの問題を学修する。

### ③ 婚姻の一般的効果（身分的效果）

今回は、婚姻の一般的効果（身分上の効果）を学ぶ。守操義務、夫婦の氏、同居義務等を理解するが、今回も注釈的手法を避け、具体的設例を通して、民法と戸籍法は夫婦の氏、親子の氏をどのように位置づけているか、離婚によってどのように氏は影響を受けるかを学ぶ。また同様に具体的設例によって、別居中の夫婦の権利義務関係を家事紛争処理手続との関係を視野に入れて理解させる。

### ④ 婚姻の財産的效果（夫婦財産制）

今回は、婚姻中の夫婦の財産関係、すなわち夫婦間の所得や財産の帰属と管理、夫婦と取引関係に立った第三者との間の法律関係を理解する。婚姻中に夫が得た所得や所得によって取得された財産は夫の単独所有に属するのか、それとも妻との共有関係に立つのか、また所得税の課税関係はどうなるのかといった税法との交錯領域にも検討を進める。婚姻費用の分担、第三者との取引関係では、日常家事債務の連帯責任をめぐる具体的問題を考察する。

### ⑤ 離婚法総論・離婚原因・離婚手続き

今回は、現行離婚制度である協議離婚、調停離婚、審判離婚、裁判離婚及び新設の和解離婚の相互関係を理解させ、論点として、破綻主義離婚法理念、離婚意思、裁判離婚原因の個別的理解とその相互関係の理解を課題とする。民法改正の動きも考察の対象となる。

### ⑥ 離婚の効果1（身分上の効果）

今回は、離婚の法的効果のうち、氏と戸籍、離婚後の子の監護（親権者の指定、養育費や面接交渉権）の問題、子の引渡請求の問題まで検討を進める（時間的余裕があれば児童虐待防止法にも言及する）。わが国の離婚の増加傾向の特徴は、中高年夫婦の離婚数増にある。若年離婚と異なり、この層の離婚は子ども、とくに思春期にある子どもを巻き添えにすることが多い。これらの論点を具体事例を通して理解させる。

### ⑦ 離婚の効果2（離婚給付）

今回は、財産分与制度の沿革と意義を比較法的考察をも踏まえて論じ、財産分与の内容、法定夫婦財産制との関係、清算の対象財産の具体的検証、婚姻費用との関係等を具体的に論じる。

#### ⑧ 親子

今回は、民法上の親子関係が問題となった判例を基礎に、実親子関係では、民法 772 条の推定の及ぶ範囲、同条によっては推定されない子の法的地位、嫡出否認や親子関係不存在確認の訴えの要件と効果を理解し、嫡出でない子の認知の要件効果を理解する。養親子関係では、普通養子の成立要件と効果に関する知識を前提として、特別養子縁組の要件と法的効果を理解する。さらに親子の氏と戸籍をめぐる戸籍法との交錯領域にまで及ぶ。

#### ⑨ 親権・後見・扶養

今回は、関連性の強い「親権・後見・扶養」の問題をトータルに取り上げる。親権の意義と親権の発生要件、親権者の変更と未成年後見、未成年後見の開始原因、未成年後見の意義と後見の機関、成年後見、保佐等の開始原因、意義と保護期間、成年後見等の事務について検討を加える。成年後見制度については、民法Aで取り上げた領域を除いて検討の対象とする。

#### ⑩ 相続人

今回の論点は、相続能力、代襲相続、相続の欠格や廃除の問題である。あくまでも、注釈的講義を避け、これらの論点を包含する具体事例を示し、その具体事例の中から、論点を抽出させ、関連する学説や判例を参照することによって、解決に導く。

#### ⑪ 相続財産

民法 896 条の包括承継の原則と例外の問題に関する論点、一身専属権、祭祀財産、生命侵害による損害賠償請求権、生命保険金請求権、死亡退職金の受給権、各種保証債務、借家権、可分債権の共同相続人への帰属形態等の問題を具体事例を通して理解する。時間的な制約から、論点を絞ることになる。

#### ⑫ 相続分と遺留分

多義的な意義を持つ相続分とは何か、法定相続分とは何か、嫡出でない子の法定相続分、相続分の居て意図遺贈の関係、具体的相続分とその算定方法、寄与分とその算定方法、遺留分とその算定方法、寄与分・遺贈・遺留分の相互関係等を具体的設例に基づき学修する。

#### ⑬ 相続の承認と放棄

相続開始の時点で被相続人が所有・占有していた財産は、原則として全てそのまま法定相続人に承継される。しかし、相続人等はこのようにして自らに帰属した遺産に関わる権利・義務の承継を強制されることはない。相続を承認するか、放棄するかを選択権を与えている。本講義は、このような選択権（単純承認・限定承認・相続放棄）の意義を具体事例を通して学ぶ。とくに、限定承認や放棄を為しうる期間（熟慮期間）や再転相続に関する判例を検討する。

#### ⑭ 遺産の共有と関連問題、遺産の管理、遺産分割

民法 898 条は、相続財産は共同相続人の「共有」に属する旨を規定する。民法 909 条の遺産分割の遡及効との関連でも、遺産の共有は文字どおりの「共有」かそれとも「合有」という形で、議論されてきた。本講義に於いては、この論点を抽象的に論じるのではなく、遺産の共有の理解の違いが、解釈論上の他の論点、遺産分割請求権と共有物分割請求権の違い、遺産分割の意義と種類、相続開始後遺産分割までの間の遺産の管理の問題等、具体的な説例の中で理解する。

#### ⑮ 相続回復請求権と相続させる旨の遺言

最終回は、前講との関連で、遺産の共有の法的性質を踏まえ、相続回復請求権の意義と性質、短期消滅時効の意義、当事者となりうる者の範囲、とくに共同相続人は相続回復請求権の相手方となりうるかといった諸問題を具体的説例をもって理解させる。また、遺言に関する重要論点である「相続させる旨の遺言」について判例を通して、その問題を検討する。

### 3. テキスト

- ・講義時間毎に、編集・作成した「教材・資料集」を事前に交付する。
- ・二宮周平『新法学ライブラリー9 家族法 第2版』（新世社）

#### 4. 参考図書

- ①有地亨『新版 家族法概論 [補訂版]』（法律文化社）
- ②大村敦志『家族法 有斐閣法学叢書 第2版補訂版』（有斐閣）
- ③伊藤昌司『相続法』（有斐閣）
- ④内田貴『民法IV（補訂版）親族相続』（東京大学出版会）
- ④『新版 注釈民法(21)、(25)、(26)、(27)、(28)』（家族法関連部分）（有斐閣）
- ⑤『私法判例リマークス（家族法関連部分）』（法律時報社）
- ⑥家族法判例百選（第7版）

#### 5. 成績評価方法

小テスト（課題レポートを含む）2回（20点）、「授業への参加度（授業中の質問や応答、掲示板への書き込み等）（10点）」と「期末試験の評価」70点の総合評価による。成績評価の基準は、家族法分野において「専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実在即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力等の法曹として必要な基礎的能力を育成する」という本授業の目標に照らして、これら到達目標を全て高い水準で充足している場合、A+（100－90点）、これら到達目標を全て充足している場合、A（80－89点）、これら到達目標を概ね充足している場合、B（70－79点）、これら到達目標を最低限充足している場合、C（60－69点）と評価され、これら到達目標におおむね到達していないと評価された場合、F（不合格、59点以下）とされる。

授業への出席は義務であり、「授業への参加度」の評価は、授業中の質問や応答、掲示板への書き込み等を積極的に評価する。したがって質問時の沈黙や予習不足は不利益評価になる。他者とのコミュニケーションが成立しているものを評価する。

#### 6. 備 考

事前に配布された「教材・資料集」に基づいて、受講生は全員、十分な予習をして講義に望まなければならない。特に教科書は全員が読んでいることを前提として、また、講義時間毎に指定される「課題文献／判例」も読んでいるものとして講義は進められる。

双方向的授業を補完するため、掲示板（Speakers' Corner IX）を開設する。



## 1. 授業の目標

判決手続における主要な論点を重点的に検討することを通して、民事訴訟の基礎理論を正確に把握し、問題解決に至る基本的な思考回路を修得することが第一義である。条文についての正確な理解、そのための有力な手掛かりとなる判例の見解に対する批判的検討などを前提に、簡素化された具体的な事案の処理を双方向かつ多方向に議論する形で進行したい。その過程において、民法の基礎的かつ専門的法知識を体系的に理解し、正確に理解した条文や判例等の知識を駆使して事例や問題を分析検討し、妥当な回答に至る思考能力を獲得することが目標である。

## 2. 授業の内容

- 【1】民事訴訟と信義則
- 【2】裁判管轄
- 【3】当事者（1）
- 【4】当事者（2）
- 【5】訴え提起の効果
- 【6】訴えの利益（1）
- 【7】訴えの利益（2）
- 【8】口頭弁論の準備と争点整理手続
- 【9】当事者の欠席と不熱心訴訟追行
- 【10】訴訟行為（1）
- 【11】訴訟行為（2）
- 【12】自白の拘束力（1）
- 【13】自白の拘束力（2）
- 【14】証明責任の意義と機能（1）
- 【15】証明責任の意義と機能（2）
- 【16】証拠の収集
- 【17】共同訴訟（1）
- 【18】共同訴訟（2）
- 【19】訴えの主観的併合
- 【20】補助参加と訴訟告知
- 【21】独立当事者参加
- 【22】訴えの客観的併合

【23】 申立事項と判決事項

【24】 判決効の時的限界

【25】 判決効の客観的範囲

【26】 判決効の主観的範囲

【27】 上訴（1）

【28】 上訴（2）

【29】 略式訴訟

【30】 まとめ

### 3. テキスト

- i) 小林秀之・ケースで学ぶ民事訴訟法 [第2版] (日本評論社・平成20)
- ii) 伊藤眞=高橋宏志=高田裕成編・民事訴訟法判例百選 [第3版] (有斐閣・平成15)

### 4. 参考図書

- i) 高橋宏志・重点講義 民事訴訟法（上），（下）[補訂版] (有斐閣・平成17, 18)
- ii) 伊藤眞・民事訴訟法 [第3版3訂版] (有斐閣・平成20)
- iii) 伊藤眞=山本和彦編・民事訴訟法の争点 (有斐閣・平成21)
- iv) 小林秀之・アドバンス民事訴訟法 (日本評論社・平成19)
- v) 遠藤賢治・事例演習民事訴訟法 (有斐閣・平成20)

### 5. 成績評価方法

1. 期末試験（80点）と平素の授業におけるプロセス評価（20点）の総合評価による。
2. 期末試験 1) 出題形式 ①事例問題 大問1（小問3～4より成る）  
②各小問毎の配点を問題文中に明示  
③六法（判例付のものは除く）のみ参照可
- 2) 試験時間 90分
- 3) 採点基準 ①簡素化された事例を基に、各小問で提示された問いに対して、論理的に整合し、筋道立てた思考がなされているか。  
②条文や判例などの正確な把握・分析を前提に、各小問に対する自己の見解の肉付けがなされているか。  
③論述にあたって、整序された形で、スムーズな論理が展開されているか。
3. プロセス評価 1) 積極的かつ主体的な授業への寄与度を評価する。  
2) 評価項目の例示 ①授業の場での発言頻度  
②設問に対する回答内容  
③他者の回答に対する疑問点の指摘や批判的検討  
④設問や回答を契機とする発展的課題の示唆  
⑤議論を総括する形での整理…など

### 6. 備 考

詳細については、電子シラバスに譲るが、できうる限りプロブレムメソッドによるインタラクティブな授業を実現したい。毎回1～2つくらいの事例問題を提示し、予めテキスト等により十分な予習をされたことを前提に、1)問題を考えるための予備知識を質疑応答で確認したのち、2)問題の考察に際して、判例や学説の考え方を批判的に検討・議論するなどして、妥当な解決に至る論理的な思考回路を自家薬籠中のものとしたい。

## 1. 授業の目標

刑法学は刑法総論及び刑法各論の二つの分野から成り立っている。本講義では総論をメインに取り扱いつつも、両分野の基礎について修得することを目的とする。

刑法の場合、総論と各論の片方だけ得意になるということは稀である。両分野は有機的に関連している部分が少なくなく、総論の理解が不足していると各論の理解も一定のところ立ち止まってしまうのが通常であり、その逆もまた同じである。もっとも、総論の議論は抽象的なきらいがあるため、前期は各論を主として扱い、犯罪の具体的なイメージをつかんでもらった。

本講義では、刑法Bにおける各犯罪の成立要件の学修をふまえ、犯罪の一般的な成立要件である犯罪論を中心に理解を深めることとする。もっとも、その中で各論と総論が交差する議論についても触れながら講義を展開し、講義終了時には、総論の基礎をマスターしてもらうことを狙いとする。

刑法総論は、全ての犯罪に共通する一般的・普遍的原理を明らかにするものであり、体系的に理解する能力が重要となってくる。また、体系的理解に基づき、個々の具体的事例についての問題を解決していく能力が要求される。本講義は、これらの能力の涵養に努め、犯罪論を理解していくことを目的とする。

## 2. 授業の内容

- ① 犯罪論の基礎理論 構成要件論（1）  
犯罪の成立要件 構成要件要素
- ② 構成要件論（2）  
因果関係論
- ③ 構成要件論（3）  
不作為犯
- ④ 構成要件論（4）  
故意論 錯誤論
- ⑤ 構成要件論（5）  
過失犯論 結果的加重犯
- ⑥ 違法性論（1）  
正当防衛
- ⑦ 違法性論（2）  
緊急避難
- ⑧ 違法性論（3）  
その他の違法性阻却事由（正当行為、被害者の同意）
- ⑨ 責任論（1）  
責任論の基礎 責任能力
- ⑩ 責任論（2） 未遂犯論（1）  
違法性の錯誤 違法性阻却事由の錯誤 未遂犯
- ⑪ 未遂犯論（2）  
不能犯 中止犯
- ⑫ 共犯論（1）  
正犯 間接正犯 原因において自由な行為
- ⑬ 共犯論（2）  
共同正犯 教唆犯・幫助犯
- ⑭ 共犯論（3）  
共犯の諸問題
- ⑮ 罪数論  
犯罪の個数

## 3. テキスト

- ・西田典之『刑法総論』（弘文堂・2006）

- ・山口厚『刑法総論〔第2版〕』（有斐閣・2007）
- ・井田良『講義刑法学・総論』（有斐閣・2008）
- ・西田典之ほか編『刑法判例百選Ⅰ総論〔第6版〕』（有斐閣・2008）

#### 4. 参考図書

- ・西田典之ほか編『刑法の争点』（有斐閣・2007）  
その他、適宜指示する。

#### 5. 成績評価方法

期末試験（80点）と平常点（20点）を勘案して評価する。期末試験は主に語句説明問題、論述式問題によって構成される。平常点については、レポート、小テスト、授業態度、出席状況等を総合して評価する。

#### 6. 備考

テキストは、上にあげた西田、山口（結果無価値論）、井田（行為無価値論）のいずれか一冊を用意し、予習・復習に用いて頂ければと思います。既に他の教科書を持っている場合はそれを使用しても構いません。また、判例百選は判例を理解するためには欠かせません。

## 1. 授業の目標

刑事訴訟は、犯罪に対して刑罰を科すための手続きである。しかしその手続きは、刑罰権の確実な行使だけを目的とした単線的なものであってはならず、被疑者・被告人の人権保障という要請も、同時に満たすものでなければならない（デュー・プロセスの保障）。

この授業では、刑事手続きの基本的な流れと基本理念を押さえた上で、上述の2つの要請のバランスのあり方に留意しつつ、主として判例に素材を求めながら、公判手続きと証拠法の領域における刑事訴訟法の様々な解釈論上の争点に検討を加える。なお、刑事訴訟法においては、実務と理論との乖離が指摘されることが多いので、両者の関係（単に「乖離」と呼べるほど単純ではない）についても踏み込んだ考察を行い、理解を深める。

## 2. 授業の内容

### ① 公判の準備手続き

第一回公判期日前に行われる手続きを概観する。そのうえで、特に公判前整理手続きについて具体的な問題を検討する

### ② 公判手続き

公判廷の構成、公判期日の手続きを概観し、公判手続きの進行をめぐる具体的な問題について検討する。なお、手続きの流れについては、映像教材を視聴するほか、教科書の記述を通じた自学自修に多くの部分を委ねる。

### ③ 審判の対象（1）－訴因の意義と機能－

訴因制度の意義、刑事訴訟における審判対象論、訴因変更の可否について、具体的な事例を素材として検討する。

### ④ 審判の対象（2）－訴因変更－

訴因変更の可否、訴因変更命令などについて、具体的な事例を素材として検討する。

### ⑤ 証拠総説

証拠とは何かおよびその種類について確認し、証拠の使用をコントロールするルールである証拠法の意義とその基本原則（証拠裁判主義・自由心証主義・疑わしきは被告人の利益に）について理解する。また証明のルールである挙証責任と推定について理解する。証拠調べの手続きについてもここで概観し、刑事免責にも触れる。

### ⑥ 証拠の許容性（1）－関連性－

証拠の関連性について概観する。特に、自然的関連性の問題として、科学的証拠の許容性について検討する。また、法的関連性について、いわゆる悪性格の証明についても検討する。

### ⑦ 証拠の許容性（2）－違法収集証拠排除法則－

違法収集証拠排除法則について、形成された判例法を理解するとともに、具体的な裁判例の検討を通じて、その具体的な適用方法を検討する。

### ⑧ 自白

刑事裁判における自白の証拠としての利用を規制する自白法則の意義と運用法について、検討を加える。また、自白の証明力判断をめぐる問題を概観し、自白の補強法則について検討する。

### ⑨ 伝聞法則（1）－伝聞法則の意義と機能－

伝聞証拠とは何か、なぜその利用が原則として禁止されるのか（＝伝聞法則）を検討する。そのうえで、具体的に伝聞証拠か否かが争われる場面について検討する。

### ⑩ 伝聞法則（2）－伝聞例外・その1－

伝聞法則の例外として許容される供述証拠について、それぞれの意義と解釈論上の問題点について検討

する。特に、裁判官面前調書、検察官面前調書など、供述調書（供述録取書・供述書）の理由をめぐる問  
特に、裁判官面前調書、検察官面前調書など、供述調書（供述録取書・供述書）の理由をめぐる問題を扱  
う。法学未修者にとっては特に理解が難しい重要論点であるため、第 10 回と第 11 回にまたがって扱うこ  
ととする。

⑪ 伝聞法則（3）－伝聞例外・その2－

伝聞法則の例外として許容される供述証拠について、それぞれの意義と解釈論上の問題点について検討  
する。特に、裁判官面前調書、検察官面前調書など、供述調書（供述録取書・供述書）の理由をめぐる問  
特に、裁判官面前調書、検察官面前調書など、供述調書（供述録取書・供述書）の理由をめぐる問題を扱  
う。法学未修者にとっては特に理解が難しい重要論点であるため、第 10 回と第 11 回にまたがって扱うこ  
ととする。

⑫ 裁判の意義と内容

裁判の種類、それぞれの意義について概観する。そのうえで特に、有罪判決にかかる問題として、いわ  
ゆる択一的認定について検討する。

⑬ 裁判の効力と一事不再理

裁判の効力について、今日の通説的な見解を前提として概観する。そのうえで、一事不再理効（二重の  
危険）について、理論的根拠を示しつつ、具体的な適用における諸問題を検討する。

⑭ 救済手続き

上訴（控訴、上告、破棄判決の拘束力、攻防対象論など）と非常救済手続き（再審・非常上告）につい  
て検討する。

⑮ 「平成刑訴」のゆくえ

本講義の開講年度である平成 21 年 5 月から、裁判員制度が導入される。また、平成 19 年に改正され、  
平成 20 年 12 月から施行された改正刑事訴訟法では、被害者参加制度と損害賠償命令制度を導入した。こ  
れらの新しい規定は、これまでの刑事訴訟法理論の枠組みとは異なる要素を含んでおり、今後の運用にお  
いて、様々な問題や利点が指摘されることが予想される。最終回では、これらの新しい制度をまとめて概  
観し、今後の刑事訴訟実務と刑事訴訟法理論の方向性を検討する。

### 3. テキスト

- ・田口守一『刑事訴訟法 [第 4 版補訂版]』(弘文堂、2006 年)
- ・井上正仁編『刑事訴訟法判例百選 (第 8 版)』(有斐閣、2005 年)

### 4. 参考図書

※特に頻繁に参照するものとして、

- ・田宮裕『刑事訴訟法 (新版)』(有斐閣、1996 年)

※各自で活用すべきものとして、

- ・白取祐司『刑事訴訟法 [第 5 版]』(日本評論社、2008 年)
- ・松尾浩也・井上正仁編『刑事訴訟法の争点 (第 3 版)』(有斐閣、2002 年)
- ・池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義 [第 2 版]』(東大出版会、2006 年)

その他、電子シラバスで随時告知する。

### 5. 成績評価方法

平常点(30%、学期中に 2 度の提出を求めるレポートへの評価を含む)。  
学期末試験の成績(70%)。

### 6. 備 考

- ・教科書については自学自修を基本とし、講義では教科書の理解が困難と思われる部分の解  
説と、教科書の理解を前提としたケースメソッド(事例の検討を中心とした授業)を行う。
- ・事前にレジュメを配布し、講義内容のアウトラインを示す。ただし、授業は、あくまでも  
教科書の熟読を前提として進行するので、レジュメの存在に頼ってその記載内容だけを頭

に入れて講義に出席するのは無意味である（この講義におけるレジュメは、あくまでも講義当日に扱う内容を簡潔にしめしたアウトラインに過ぎない）。

- 予習すべき内容については、シラバスシステムで2週間前までに告知する。
- 学修に必要な文献を適宜紹介するので、各自で入手して精読すること。
- 予習または復習の補助として、オフィスアワーの積極的な活用を推奨する。



2 年

## Ⅱ. 2年次目次

### Ⅱ－1. 前期

憲法問題演習 A	小栗 實	54
行政法問題演習 A	土居 正典	56
商法 A	志田 惣一	58
民法問題演習 A	采女 博文	60
民事訴訟法問題演習	齋藤 善人	62
刑法問題演習 A	森永 真綱	64
民事訴訟実務の基礎 A	松下 良成	66
日本法制史	成見 正毅	
知的財産法 A	山中 至	68
	小島 立	70

### Ⅱ－2. 後期

憲法問題演習 B	小栗 實	74
行政法問題演習 B	土居 正典	76
商法 B	志田 惣一	78
民法問題演習 B	采女 博文	80
民法問題演習 C	緒方 直人	82
刑法問題演習 B	松生 光正	84
刑事訴訟法問題演習	中島 宏	86
刑事訴訟実務の基礎	大久保 信英	88
政治史	日暮 吉延	90
政治学	木村 朗	92
倒産法 A	田頭 章一	96
知的財産法 B	曾我 一正	98
公共政策法務	林 勝美	100

## II-3. 集中講義

リーガルクリニック A  
(法曹倫理入門を含む)

白鳥 努 .....104

成見 正毅

前田 稔

松下 良成

米田 憲市

リーガルクリニック B

白鳥 努 .....106

成見 正毅

前田 稔

松下 良成

米田 憲市

エクスターンシップ

白鳥 努 .....110

成見 正毅

前田 稔

松下 良成

米田 憲市

法制史

直江 眞一 .....112

少子高齢社会と法

緒方 直人 .....114

2年 前期

## 1. 授業の目標

憲法上の争点に関する設問をつくり、その憲法上の問題点を演習形式で行う。ただし、はじめの 5 回分は「憲法訴訟」について講義をふくめて説明する。のこり 10 回については事前に設問を配布するので、担当者はレポートを提出する。それ以外の学生にも設問を発する。

憲法問題が発生する社会的事実・紛争の争点を適格につかみ、憲法にてらして、いかに解決することが適切かを考える力を育成することを目標とする。学生がしっかり応答でき・説得的にわかりやすく話すことができる能力を養成することも合わせて目標とする。

## 2. 授業の内容

- (1) 憲法訴訟 (その 1) 司法判断適合性 = 国家試験の合否判定についての司法審査 (最高裁昭和 41 年 2 月 8 日判決)、「板まんだら」事件ほかの宗教裁判、
- (2) 憲法訴訟 (その 2) 司法審査と部分社会 / 団体の自律 = 地方議会議員に対する出席停止処分、政党での除名処分、弁護士会における懲戒処分、国家試験の合否判定についての司法審査 (最高裁昭和 41 年 2 月 8 日判決)
- (3) 憲法訴訟 (その 3) 統治行為論 = 砂川事件、苫米地事件、警察法改正無効事件、百里基地訴訟ほか
- (4) 憲法訴訟 (その 4) 違憲審査の方法 = 東京都教職員組合事件、全農林警職法事件、日韓条約反対デモ事件、全通猿払事件ほか
- (5) 憲法訴訟 (その 5) 違憲審査の対象 (立法の作為 / 不作為にたいする違憲審査) = 在宅投票制度訴訟、在外選挙権訴訟、ハンセン病訴訟、第三者所有物没収事件、ほか
- (6) 幸福追求権、自己決定権
- (7) 自己情報コントロール権
- (8) 家族生活における平等
- (9) 労働における男女平等
- (10) 選挙権・被選挙権
- (11) 国家賠償請求権
- (12) 思想の自由
- (13) 信教の自由
- (14) 政教分離原則
- (15) 表現の自由 (その 1)

## 3. テキスト

授業前に配布する。憲法 A および憲法 B で使用した教科書を予習、持参すること。

## 4. 参考図書

憲法判例百選Ⅰ、Ⅱ（有斐閣）など。

#### 5. 成績評価方法

期末試験（60点）、5回目までの授業でレポートを出すので、その評価（15点）、5回目以降のレポートの評価（15点）平常点（10点）の総合評価。

期末試験は、論述式問題を出題する。①法的な概念、判例の理解がどこまでできているか、②事例に即してどれだけ具体的に分析できているか、③説得力のある結論を導いているか否かといった観点で評価をする。

平常点は、毎回の授業への出席回数、発言の頻度、教師の質問に対して的確に答えることができたか、などを中心として評価する。

#### 5. 備 考

特になし

**1. 授業の目標**

本講義は、1 年次の行政法 A・B の履修を前提に、行政法をさらに発展させた形で学習していくことを目標としている。つまり、1 年次の行政法 B（行政救済法）をさらに詳しく、具体的に学んでもらうことを企図して、行政訴訟法と国家補償法に関する判例・学説を詳細に検討していく。そして、平成 16 年の改正行訴法以降の判例・学説の状況を理解してもらうのが、本授業の到達点である。

**2. 授業の内容**

- (1) 改正行政事件訴訟法 (1)
- (2) 改正行政事件訴訟法 (2)
- (3) 改正行政事件訴訟法 (3)
- (4) 公害・環境訴訟 (1)
- (5) 公害・環境訴訟 (2)
- (6) 行政訴訟法の全体像
- (7) 取消訴訟の対象
- (8) 取消訴訟の原告適格と訴えの利益
- (9) 取消訴訟のプロセス
- (10) 取消訴訟以外の抗告訴訟
- (11) 抗告訴訟以外の行政訴訟
- (12) 行政上の不服申立制度
- (13) 公権力の行使に関する賠償
- (14) 営造物の瑕疵に関する賠償
- (15) 損失補償

**3. テキスト**

曾和俊文＝山田洋＝亙理格『現代行政法入門』（有斐閣）

**4. 参考図書**

原田尚彦『行政法要論全訂第六版』（学陽書房）  
塩野宏『行政法Ⅱ〔第四版〕行政救済法』（有斐閣）  
芝池義一『行政救済法講義第 3 版』（有斐閣）ほか

**5. 成績評価方法**

期末試験（80 点満点）、平常点（レポート）と出席状況（20 点満点）の総合評価を行う。

**6. 備考**

特になし。



## 1. 授業の目標

①会社法の各制度，条文や判例法理について基本的な理解をする。②会社法全体の見通しを獲得することと，会社法分野に関して自ら学習できる能力の涵養とを重視する。

本講義では、会社法に関する基本的な概念や制度の理解、重要判例の検討を通じて、当該分野において必要とされる基礎的法知識を修得するとともに、それらの知識を会社法法理の中で体系的に位置づけ理解するための能力を涵養する。さらに、それらの知識を具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導きうる能力を涵養するための準備を行う。当該科目の履修により、3年次以降の演習科目を履修するための基礎的能力を育成し、会社法分野における法的諸問題を発展的、応用的に考察する素地を作る。

資金調達、企業再編、その他いくつかの論点は、商法Bで取り上げる。

## 2. 授業の内容

会社法全体の構成・基礎的概念を理解するために、条文に即した解説を中心に講義を進める。

- 01 総論（会社の概念）、会社法通則
- 02 設立
- 03 株式 その1：（総論、株式の内容・種類）
- 04 株式 その2：（株式の流通、権利行使）
- 05 株式 その3：（自己株式、株式の消却等、単元株制度）
- 06 株式会社の機関総説（委員会設置会社）、役員等の選任・解任
- 07 株主総会 その1：招集・運営
- 08 株主総会 その2：株主総会決議の瑕疵
- 09 中間考査
- 10 取締役・取締役会・代表取締役 その1：権限
- 11 取締役・取締役会・代表取締役 その2：義務と報酬
- 12 役員等の責任 その1：対会社責任
- 13 役員等の責任 その2：対第三者責任
- 14 計算 その1：計算書類、資本金・準備金
- 15 計算 その2：剰余金の分配

## 3. テキスト

神田秀樹『会社法（第11版）』弘文堂

## 4. 参考図書

別冊ジュリスト『会社法判例百選』有斐閣

## 5. 成績評価方法

筆記試験（70点：中間30点＋期末40点）、平常点（30点）の総合評価。本講義では、「全体の学習目標」のうち、主として①基礎的法知識の修得、②専門的法知識の体系的理解、③法的思考能力の涵養をどの程度達成できたかを評価対象とする。筆記試験では、講義内容を正確に理解しているかを中心に、各時期における学習達成度を測る。形式は、法文の解釈を問う問題、判例に関する知識を問う問題、簡単な事例問題等種々多様である。平常点は、予習・復習が十全になされているか、積極的に発言がなされているか等の、授業への参加度を、評価対象とする。

## 6. 備 考

15回の講義で扱えるテーマ・論点には限りがあるから、テキストの通読・熟読を求める。本講義では、会社法第8編「罰則」は取り上げないので注意すること。

### 1. 授業の目標

財産法分野における債権法に関する諸問題を中心的に扱う。基本知識を具体的な事例や裁判例に即して深め、より実践的なものにする。①下級審裁判例を読むことを通して訴訟での攻撃防御、要件事実論を意識して1年次に修得した知識をより深く学び直す。②最高裁判決から判例法理を取り出し、その射程距離を理解する。③事例から法的に重要な事実を抽出し、法的な判断をする能力を養う。④判例・通説を踏まえたうえで、自分の頭で自説を展開する習慣を養う。

### 2. 授業の内容

- ① 種類債権と特定物債権
- ② 受領遅滞と契約解除
- ③ 契約と事情変更の原則
- ④ 売主の担保責任
- ⑤ 請負人の担保責任
- ⑥ 債権者取消権
- ⑦ 債権譲渡
- ⑧ 保証債務
- ⑨ 弁済代位と共同抵当
- ⑩ 賃貸借契約と解除
- ⑪ 賃貸借契約における地位の移転
- ⑫ 契約関係と不当利得
- ⑬ 医療過誤・使用者責任
- ⑭ 共同不法行為
- ⑮ 総合問題

### 3. テキスト

◎松岡久和・潮見佳男・山本敬三編『民法総合・事例演習』（有斐閣，2006）

### 4. 参考図書

(1) 鎌田薫・加藤新太郎ほか編『民事法Ⅱ 担保物権・債権総論』、『民事法Ⅲ 債権各論』（日本評論社，2005），瀬川信久ほか編『事例研究 民事法』（日本評論社，2008），遠藤賢治ほか編『民事法Ⅰ，Ⅱ』（民事法研究会，2008），磯村保ほか編『法科大学院ケースブック民法』（日本評論社，2004）

(2) 司法研修所編『改訂 問題研究 要件事実』（法曹会），司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会），司法研修所編「10 訂 民事判決起案の手引」（法曹会）

### 5. 成績評価方法

定期試験（60%），小テスト（20点），質疑討論点（20点）の総合評価とする。質疑応答点は、授業中の質疑応答及び電子シラバス上での学生同士の議論を中心として評価する。

### 6. 備考

指定された事例・判例についてあらかじめ検討した上で授業に参加すること。多様な形態での対話型授業となる。新司法試験でも、「採点に当たっては、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本としつつ、全体的な論理的構成力、文書表現力等を総合的に評価し、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いるものとする。」とされているから、修得すべき能力を意識しながら授業に参加すること。



## 1. 授業の目標

1年次後期開講の「民事訴訟法」で修得した基礎学力を確認すると共に、それを踏まえてさらに展開し、応用力を養成することを目指したい。手法としては、問題演習と銘打っている以上、事前に事例式の課題・設問を提示し、授業現場での回答をもとに、多方向で検討したり、授業の場で問題を示し、回答を起案させ、その後検討するといった内容が中心となろう。かかる学修過程を通して、民訴法の基本的概念や条文の正確な理解を前提に、事例や問題を分析検討し、適切な回答に至る思考能力を涵養し、さらに、回答につき他者との議論を経ることで、多面的かつ複眼的な考察能力の獲得に繋げたい。

## 2. 授業の内容

- 【1】民事訴訟と信義則
- 【2】訴訟当事者
- 【3】訴え提起の効果
- 【4】訴えの利益
- 【5】不熱心訴訟追行
- 【6】自白の拘束力
- 【7】証明責任の意義と機能
- 【8】共同訴訟
- 【9】訴えの主観的併合
- 【10】補助参加と訴訟告知
- 【11】独立当事者参加
- 【12】申立事項と判決事項
- 【13】判決効の時的限界
- 【14】判決効の客観的範囲
- 【15】判決効の主観的範囲

## 3. テキスト

- i) 小林秀之・ケースで学ぶ民事訴訟法 [第2版] (日本評論社・平成20)
- ii) 伊藤眞=高橋宏志=高田裕成編・民事訴訟法判例百選 [第3版] (有斐閣・平成15)

## 4. 参考図書

- i) 高橋宏志・重点講義 民事訴訟法 (上), (下) [補訂版] (有斐閣・平成17, 18)
- ii) 伊藤眞・民事訴訟法 [第3版3訂版] (有斐閣・平成20)
- iii) 伊藤眞=山本和彦編・民事訴訟法の争点 (有斐閣・平成21)
- iv) 小林秀之・アドバンス民事訴訟法 (日本評論社・平成19)
- v) 遠藤賢治・事例演習民事訴訟法 (有斐閣・平成20)

## 5. 成績評価方法

1. 期末試験（50点）、平素の授業におけるプロセス評価（20点）、即日起案（30点）の総合評価による。
2. 期末試験
  - 1) 出題形式
    - ①事例問題 大問1（小問3～4より成る）
    - ②各小問毎の配点を問題文中に明示
    - ③六法（判例付のものは除く）のみ参照可
  - 2) 試験時間 90分
  - 3) 採点基準
    - ①簡素化された事例を基に、各小問で提示された問いに対して、論理的に整合し、筋道立てた思考がなされているか。
    - ②条文や判例などの正確な把握・分析を前提に、各小問に対する自己の見解の肉付けがなされているか。
    - ③論述にあたって、整序された形で、スムーズな論理が展開されているか。
3. プロセス評価
  - 1) 積極的かつ主体的な授業への寄与度を評価する。
  - 2) 評価項目の例示
    - ①授業の場での発言頻度
    - ②設問に対する回答内容
    - ③他者の回答に対する疑問点の指摘や批判的検討
    - ④設問や回答を契機とする発展的課題の示唆
    - ⑤議論を総括する形での整理…など
4. 即日起案
  - 1) 授業において、即日起案を複数回（3回以上）実施する。
  - 2) 起案を実施した場合、授業終了時に回答を回収し、10点満点にて評価。
  - 3) 各受講生につき、高得点上位3通の起案の合計点でもって、即日起案30点分の得点とする。

## 6. 備 考

詳細は電子シラバスに譲るが、事例問題研究や判例研究、そして起案を組み合わせた授業を予定している。かかる過程を通じて、受講生は各自、1年次に学修した「民事訴訟法」の基礎学力を検証することができ、足らざる部分につき、更なる研鑽を積む契機となるし、また、より発展的な課題を考究することで、基礎から応用への架橋が図られるだろう。

**1. 授業の目標**

本演習は、「刑法 A」及び「刑法 B」での学修を踏まえ、具体的事例の検討を通して、事例分析能力及び刑法理論の具体的運用能力の習得、及び判例理解の深化を目標とする。

**2. 授業の内容**

各回の一週間前に予習問題として、事例問題を配付し、受講者にはあらかじめ事例を分析して解答を作成してもらった上で、議論を中心に展開する。予習の際には、事例問題について綿密に事例分析を加えた上で、同種の事案が問題となった裁判例の射程を念頭に置きつつ、刑法理論的観点から考察を加えた上で、講義に臨むことが要求される。「解答発見型」の思考パターンから脱却し、より柔軟な思考パターンを形成するよう努めていきたい。

**3. テキスト**

特に指定しない。基本書等については各自で選び、用意していただきたい。

**4. 参考図書**

適宜指示する。

**5. 成績評価方法**

期末試験（80点）と平常点（20点）を勘案して評価する。期末試験は論述式問題によって構成される。平常点については、レポート、小テスト、授業態度、出席状況等を総合して評価する。

**6. 備 考**

開講時までには、刑法 A 及び B で学修したこと事柄をきちんと復習しておくこと。



## 1. 授業の目標

民事訴訟における法曹の役割は、社会生活における私的紛争を法的な観点から分析・再構成し、法律の適用により適正な解決を図ることにある。かかる能力を養うため、法律効果を発生させるためにはいかなる事実が必要とされるか（要件事実）、法的判断の前提となる事実と争いがあるときに、どのようにしてこれを確定するか（事実認定）、その紛争解決のために用いられる法的手段（保全手続、訴訟手続、執行手続）について、具体的事例を題材に、その基礎的理解を習得させる。それにより、理論から実務への架橋のための基礎固めをする。

## 2. 授業の内容

### ①②③ 民事訴訟手続概説

民事訴訟手続の進行について、具体的事例に基づき、訴訟手続の指導原理を理解させた上、基本的な基礎知識と実務的感觉を習得することを目的とする。

### ④⑤ 要件事実論序説 1・2

簡単な設例に基づき、民事訴訟において要件事実が果たす役割について理解する。また、要件事実に関する諸問題（主張・立証責任の分配、主要事実と間接事実の区別、法律上の推定、規範的要件等）について検討する。

### ⑥ 要件事実問題演習 1－売買契約に基づく代金支払請求

不特定物売買契約に基づく代金支払請求の事例について、当事者の言い分に基づいて、請求原因、答弁、抗弁等を検討させ、あらかじめ検討した内容を報告させて討論を行う。

### ⑦ 要件事実問題演習 2－保証債務履行請求

保証債務履行請求の事例について、当事者からの聴取書その他の資料に基づいて、当事者の主張及び争点を整理するために検討すべき事項について、あらかじめ検討した内容を報告させ討論を行う。

### ⑧ 要件事実問題演習 3－賃貸借契約の終了に基づく明渡し請求

賃貸借契約の終了に基づく明渡し請求の事例について、模擬記録の当事者の訴状、答弁書及び準備書面に基づいて、当事者の主張及び争点を整理するために検討すべき事項について、あらかじめ検討した内容を報告させ討論を行う。

### ⑨ 要件事実問題演習 4－所有権確認請求

所有権の帰属に争いのある事例について、当事者の言い分に基づいて、請求原因、答弁、抗弁等を検討させ、あらかじめ検討した内容を報告させ討論を行う。

### ⑩ 事実認定論序説 1

事実認定の構造について、証拠から事実を認定する判断の構造、間接事実から要件事実を推認する判断の構造、事実認定の合理性について、具体的事例に基づいて検討する。

### ⑪ 事実認定論序説 2

民事紛争の多くは事実の存否を巡って争われ、いかにして証拠を収集し提出するかによって訴訟の帰趨が決するといってもよい。実務家にとって重要な意義を有する証拠の収集方法、証拠調べの方法について、具体的に検討する。

### ⑫⑬ 事実認定問題演習 1, 2

簡単な事案について模擬記録に基づき、いずれの当事者がいかなる事項を立証するのか、その立証手段としてどのような証拠が想定され、その証拠をいかにして収集するか、反対当事者の反証としてはどのようなものが考えられるかについて、あらかじめ検討した内容を報告させ討論を行う。また、事実認定及びその判断形成過程について、あらかじめ検討した内容を報告させ討論を行う。

### ⑭ 民事訴訟の終了方法

民事訴訟の終了方法として和解は判決と並んで重要である。和解によるメリット・デメリットは何か、和解の際に法曹が果たすべき役割、作成すべき和解条項について、具体的な設例を題材にして討論を行う。

### ⑮ 民事執行と民事保全

当事者にとって、勝訴判決＝紛争解決ではない。勝訴判決の実現を得てはじめて紛争が解決されたといえる。勝訴判決がどのように実現されるか、⑤～⑨で使用した説例を題材にして具体的に討論する。

## 3. テキスト

事前に配布する講義レジュメに基づき進める。

- ・司法研修所編『紛争類型別の要件事実』（紛争類型別）
- ・司法研修所編『問題研究 要件事実』（問題研究）
- ・司法研修所編『民事演習教材』
- ・司法研修所編『民事事実認定教材—貸金請求事件—』
- ・司法研修所編『民事事実認定教材—保証債務履行請求事件—』

## 4. 参考図書

- ・司法研修所編『四訂 民事弁護における立証活動』（日本弁護士連合会）
- ・司法研修所編『民事弁護教材 民事保全』（日本弁護士連合会）
- ・司法研修所編『民事弁護教材 民事執行』（日本弁護士連合会）

## 5. 成績評価方法

平常点20点満点、定期試験80点満点をもって、評価する。

## 6. 備 考

受講生が、あらかじめ配布する資料を事前に熟読して検討を行っていることを前提に、説例を中心に対話形式で進めていく。

### 1. 授業の目標

わが国の近代法の歩みを大まかに近代法体系の成立期、近代法体系の確立期、近代法体系の再編期に時期区分して、ダイナミックな法現象として捉え、その特質を析出する。現代法体系も時間と空間に規定されるものであり、近代法の歩みを学ぶことにより、法的価値判断能力の涵養に資する。

### 2. 授業の内容

- ① 近代法の歩み
- ② 地租改正と土地所有権の成立
- ③ 土地担保法の成立と不動産の物件変動
- ④ 近代刑法の成立
- ⑤ 明治憲法体制
- ⑥ 「家」制度の法体系
- ⑦ 法典論争と明治民法
- ⑧ 臨時法制審議会と民法改正要綱
- ⑨ 判例法理の展開
- ⑩ 明治40年刑法と刑法改正案
- ⑪ 陪審法と効力停止法
- ⑫ 借地借家法と調停法の創設
- ⑬ 工場法と社会保障立法
- ⑭ 国家総動員体制
- ⑮ 戦後改革と現代法の形成

### 3. テキスト

- 1 牧英正・藤原明久編『日本法制史』（青林書院、1993年）
- 2 山中永之佑編『新日本近代法史論』（法律文化社、2002年）

### 4. 参考図書

- 1 石井良助『明治文化史』（洋々社、1954年）
- 2 川口由彦『日本近代法制史』（新生社、1998年）
- 3 熊谷開作・井ヶ田良治・山中永之佑・橋本久編『日本法史年表』（日本評論社、1981年）

**5. 成績評価方法**

期末試験による学習の到達度(90%)と授業参加度(10%)を総合して、成績評価を行なう。

**6. 備 考**

## 1. 授業の目標

知的財産法のうち、産業財産権法の中核である特許法についての基礎的な知識の習得を目指します。本講義では、知的財産法並びに特許法の総論的説明に続き、特許権の客体、特許権の主体、職務発明、特許付与手続、特許審判手続、特許審決取消訴訟、特許権の効力、特許権侵害、特許権侵害の抗弁事由、特許権の経済的利用、民事的救済、刑事罰、国際的側面について検討します。

## 2. 授業の内容

事前に教科書の該当部分を指定しますので、必ず予習をしてきて下さい。時間の関係上、授業で全ての内容を扱うことはできませんので、受講者の皆さんの自学自習に委ねる部分も出てきます。悪しからずご了承下さい。

本講義は、九州大学法科大学院、熊本大学法科大学院、鹿児島大学法科大学院との連携科目であり、遠隔講義システムを使って授業を行ないます。

第1回 総論：知的財産権と所有権（有体物と無体物）、特許法の全体構造

第2回 発明概念：自然法則の利用、技術的思想（反復可能性）

第3回 特許要件：産業上の利用可能性、新規性、進歩性、公序良俗に反する発明

第4回 発明者・発明者権：発明者の認定、無権原の出願人名義変更者に対する持分移転請求、冒認出願者に対する取戻請求

第5回 職務発明：職務発明該当性、「相当の対価」の認定方法

第6回 審査・審判・審決取消訴訟（1）：補償金請求権、無効審判の効力（一事不再理効）、共有者の一人が提起する審決取消訴訟請求の可否

第7回 審決取消訴訟（2）：審決取消訴訟の審理範囲、訂正審決の確定と無効審決取消訴訟の帰趨、取消判決の拘束力

第8回 特許権の効力：国内消尽論、権利の制限、利用発明、特許権の共有

第9回 特許権侵害（1）：特許発明の技術的範囲、クレーム解釈（公知技術の参酌、公知部分除外説）、禁反言

第10回 特許権侵害（2）：均等論

第11回 特許権侵害（3）：間接侵害、一部実施

第12回 特許権侵害の抗弁事由：権利濫用の抗弁（キルビー抗弁）、無効の抗弁、公知技術の抗弁、先使用权

第13回 特許権の経済的利用：実施権（専用実施権、通常実施権）、ライセンシーの保護

第14回 民事的救済・刑事罰：差止め、損害賠償（損害額の推定）

第15回 特許法の国際的側面：並行輸入、外国特許権の侵害、職務発明の対価と外国特許

### 3. テキスト

高林龍『標準特許法〔第3版〕』（有斐閣、2008年）

小泉直樹ほか『ケースブック知的財産法〔第2版〕』（弘文堂、2008年）

### 4. 参考図書

中山信弘『工業所有権法（上）特許法〔第2版増補版〕』（弘文堂、2000年）

末吉互編著『実務知的財産法講義〔全訂増補版〕』（民事法研究会、2008年）

大淵哲也ほか『知的財産法判例集』（有斐閣、2005年）

中山信弘ほか編・特許判例百選〔第3版〕（別冊ジュリスト170号、2003年）

小泉直樹＝駒田泰士編著『知的財産法演習ノート』（弘文堂、2007年）

田村善之編著『論点解析 知的財産法』（商事法務、2009年2月出版予定）

飯村敏明＝設楽隆一編著『知的財産関係訴訟』（青林書院、2008年）

大淵哲也ほか「知的財産法の重要論点」（法学教室連載）〔2007年4月から〕

推薦図書（事前学習の項を参照）：

中山信弘『マルチメディアと著作権』（岩波新書（赤426）、1996年）

六法・法文集：

発明協会編『知的財産権法文集（2009年1月1日施行版）』（発明協会、2008年）

角田政芳編『知的財産権六法2009 平成21年版』（三省堂、2009年2月出版予定）

### 5. 成績評価方法

期末試験の成績によります。

### 6. 備 考

履修条件は特にありませんが、産業財産権法（特許法）の学習には、民法（財産法全般）、民事訴訟法（上訴・複雑訴訟形態を含む）、行政法（行政救済法を含む）などの基本的理解が不可欠です。これらの領域に不安がある方は、事前に該当部分を復習されることを強くお勧めします。

知的財産法についての知識に乏しいという方は、中山信弘『マルチメディアと著作権』（岩波新書（赤426）、1996年）を、授業開講前に一読しておいて下さい（特に、同書の第1章を熟読して下さい）。

# 2年 後期

### 1. 授業の目標

前期の憲法問題演習Aにひきつづき、後期の憲法問題演習Bではこれまで憲法A、Bおよび憲法問題演習Aで学んできた人権各論の論点を「螺旋」的に学習する。今回は、以下に掲げたテーマについて事前に設問を出し、受講生がレポートを作成・発表する形式で行う。

### 2. 授業の内容

- (1) 言論・出版の自由（その1）営利的表現と名誉棄損表現
- (2) 言論・出版の自由（その2）わいせつおよび扇動表現
- (3) 言論・出版の自由（その3）大衆的な表現の自由とその規制
- (4) 言論・出版の自由（その4）選挙運動の自由とその規制
- (5) 報道・取材の自由
- (6) 学問の自由
- (7) 教育の自由と教育をうける権利
- (8) 社会福祉制度における立法とその憲法適合性
- (9) 職業選択の自由
- (10) 財産権
- (11) 適正手続
- (12) 国会議員の特権
- (13) 国政調査権
- (14) 代表と命令委任
- (15) 裁判官の身分保障

### 3. テキスト

判例を集めた教材を制作し、授業前に配布する。憲法A、および憲法Bで使用した教科書を予習、持参すること。

### 4. 参考図書

憲法判例百選 I、II（有斐閣）など。

### 5. 成績評価方法

期末試験（50点（レポート回数が4回の場合）、レポートの評価（受講生の数により、当たる回数に変化するが各10点とする）平常点（10点）の総合評価。

期末試験は、論述式問題を出題する。①法的な概念、判例の理解がどこまでできているか、②事例に即してどれだけ具体的に分析できているか、③説得力のある結論を導いているか否かといった観点で評価をする。

平常点は、毎回の授業への出席回数、発言の頻度、教師の質問に対して的確に答えることができたか、などを中心として評価する。

## 6. 備 考

特になし

## 1. 授業の目標

本講義は、1年次の行政法 A・B の履修していることを前提に、行政法をさらに発展させた形で学習していくことを目標としています。従って、本講義は、行政法を実践的に学んでいくため、判例学習を中心に進めていきます。判例学習のテーマは、行政法総論のパートを中心にしながら、若干の行政救済法のパートも加味しながら、各パートにおいて重要な諸判例を吟味することによって、行政法に関する判例理論を理解してもらうことを本授業の目標としている。

## 2. 授業の内容

- (1) ケースブック行政法 1
- (2) ケースブック行政法 2
- (3) ケースブック行政法 3
- (4) ケースブック行政法 4
- (5) ケースブック行政法 5
- (6) ケースブック行政法 6
- (7) ケースブック行政法 7
- (8) ケースブック行政法 8
- (9) ケースブック行政法 9
- (10) ケースブック行政法 10
- (11) ケースブック行政法 11
- (12) ケースブック行政法 12
- (13) ケースブック行政法 13
- (14) ケースブック行政法 14
- (15) ケースブック行政法 15

## 3. テキスト

高木光＝稲葉馨『ケースブック行政法 [第3版]』(弘文堂)

## 4. 参考図書

原田尚彦『行政法要論全訂第六版』(学陽書房) ほか

## 5. 成績評価方法

期末試験(80点満点)、平常点(レポート)と出席状況の20点の総合評価を行う。

## 6. 備考

授業前に必ずテキストをよんでおくこと。



## 1. 授業の目標

①会社法の各制度，条文や判例法理について基本的な理解をする。②会社法全体の見通しを獲得することと，会社法分野に関して自ら学習できる能力の涵養とを重視する。③商法，手形・小切手法の各制度，条文や判例法理について基本的な理解をする。④商法，手形・小切手法全体の見通しを獲得することと，商法に関し自ら学習できる能力能力の涵養とを重視する。

本講義では，会社法と商法に関する基本的な概念や制度の理解，重要判例の検討を通じて，当該分野において必要とされる基礎的法知識の修得を目指すとともに，それぞれの制度がどのように民法の原則を（法律行為，契約等の原則）を修正しているのか，それはなぜか，といった観点を重視し，私法システム全般の理解の進展をも目的とする。さらに，それらの知識を具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導きうる能力を涵養するための準備を行う。

。

## 2. 授業の内容

- ①会計参与、監査役・監査役会、会計監査役
- ②資金調達 その1 新株の発行
- ③資金調達 その2 新株予約券・社債
- ④企業再編 その1 総論 事業譲渡
- ⑤企業再編 その2 合併
- ⑥企業再編 その2 会社分割・株式交換・株式移転・親子会社規制
- ⑦企業買収
- ⑧定款の変更，解散・清算，持分会社，外国会社
- ⑨中間考査
- ⑩商法の適用・効果
- ⑪商業登記
- ⑫商号，営業譲渡
- ⑬商業使用人
- ⑭商行為の代理・委任
- ⑮有価証券

## 3. テキスト（主として予習・復習用）

神田秀樹『会社法（第10版）』（弘文堂）

弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法』（有斐閣）

## 4. 参考図書

『商法（商法総則・商行為法）判例百選（第5版）』（有斐閣）

## 5. 成績評価方法

筆記試験（70点：中間30点＋期末40点）、平常点（30点）の総合評価。本講義では、「全体の学習目標」のうち、主として①基礎的法知識の修得、②専門的法知識の体系的理解、③法的思考能力の涵養をどの程度達成できたかを評価対象とする。筆記試験では、講義内容を正確に理解しているかを中心に、各時期における学習達成度を測る。形式は、法文の解釈を問う問題、判例に関する知識を問う問題、簡単な事例問題等種々多様である。平常点は、予習・復習が十全になされているか、積極的に発言がなされているか等の、授業への参加度を、評価対象とする。

## 6. 備 考

15回の講義で扱えるテーマ・論点には限りがあるから、テキストの通読・熟読を求める。関連する民法分野についても学習すること。

### 1. 授業の目標

財産法の分野における民法総則・物権法・担保物権法に関する諸問題を中心的に扱う。基本知識を具体的な事例や裁判例に即して深め、より実践的なものにする。①下級審裁判例を読むことを通して訴訟での攻撃防御、要件事実論を意識して1年次に修得した知識をより深く学び直す。②最高裁判決から判例法理を取り出し、その射程距離を理解する。③事例から法的に重要な事実を抽出し、法的な判断をする能力を養う。④判例・通説を踏まえたうえで、自分の頭で自説を展開する習慣を養う。

### 2. 授業の内容

- ① 合意の瑕疵
- ② 錯誤
- ③ 代理の諸問題
- ④ 代理の諸問題2
- ⑤ 時効と除斥期間
- ⑥ 不実の登記
- ⑦ 不動産の二重譲渡
- ⑧ 通行地役権と信義則
- ⑨ 占有に関する諸問題
- ⑩ 所有権
- ⑪ 抵当権と物上代位
- ⑫ 抵当権と妨害排除請求
- ⑬ 動産譲渡担保
- ⑭ 債権譲渡担保
- ⑮ 総合問題

### 3. テキスト

松岡久和・潮見佳男・山本敬三著『民法総合・事例演習』（有斐閣，2006）

### 4. 参考図書

- (1) 鎌田薫・加藤新太郎ほか編『民事法Ⅰ 総則・物権』（日本評論社，2005），瀬川信久ほか編『事例研究 民事法』（日本評論社，2008），遠藤賢治ほか編『民事法Ⅰ，Ⅱ』（民法法研究会，2008），磯村保ほか編『法科大学院ケースブック 民法』（日本評論社，2004）
- (2) 司法研修所編『改訂 問題研究 要件事実』（法曹会），司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会），司法研修所編「10訂 民事判決起案の手引」（法曹会）

### 5. 成績評価方法

定期試験（60%），小テスト（20点），質疑討論点（20点）の総合評価とする。質疑応答点は、授業中の質疑応答及び電子シラバス上での学生同士の議論を中心として評価する。

### 6. 備考

指定された判例・事例についてあらかじめ検討した上で授業に参加すること。多様な形態での対話・討論型授業となる。



## 1. 授業の目標

本演習は、家族法分野を主として取り扱うが、財産法との交錯領域、特に民法総則分野と重複した問題領域までを演習の対象とする。通常 of 体系的家族法教科書の知識はもとより、1年次後期開講の民法Eを受講し、家事紛争に関する基礎的解決能力を事前に修得していることを前提として、法律実務家として必要な、現実の家事紛争に関する応用的な問題解決能力を函養することを目標とする。

授業は、受講生間のディベート及び教師と学生との双方向的・多方向的やりとりを中心として展開される。

具体的論点に関わる「複雑に入り組んだ設例」が事前に示される。受講生は全員が設例に対する報告書を事前に提出しなければならないが、具体的設例の提示及び受講生の報告書の提出はすべてシラバスシステム上で行う。授業中は、各自の報告書を前提として徹底した討論を実施する。

以下に述べる論点は、固定的なものではない。授業の進行に伴い、変更することがある。

## 2. 授業の内容

### ◆各回の主題と概要

- (1) 主題：嫡出推定をめぐる法律問題  
内容：電子シラバス「講義計画」の設例
- (2) 主題：財産分与と動機の錯誤  
内容：電子シラバス「講義計画」の設例
- (3) 主題：財産分与と詐害行為取消権  
内容：電子シラバス「講義計画」の設例
- (4) 主題：具体的相続分をめぐる法的諸問題  
内容：電子シラバス「講義計画」の設例
- (5) 主題：生命侵害による損害賠償請求権及び生命保険金受取請求権と相続  
内容：電子シラバス「講義計画」の設例
- (6) 主題：利益相反行為、表見代理、無権代理と相続  
内容：電子シラバス「講義計画」の設例
- (7) 主題：相続回復請求権をめぐる法的諸問題  
内容：電子シラバス「講義計画」の設例
- (8) 主題：相続させる旨の遺言-1  
内容：電子シラバス「講義計画」の設例
- (9) 主題：相続させる旨の遺言-2  
内容：電子シラバス「講義計画」の設例
- (10) 主題：遺言能力、公正証書遺言の方式  
内容：電子シラバス「講義計画」の設例
- (11) 主題：遺産分割をめぐる法的諸問題-1  
内容：電子シラバス「講義計画」の設例

- (12) 主題：遺産分割をめぐる法的諸問題－2  
内容：電子シラバス「講義計画」の設例
- (13) 主題：相続の承認と放棄  
内容：電子シラバス「講義計画」の設例
- (14) 主題：相続と登記  
内容：電子シラバス「講義計画」の設例
- (15) 主題：遺留分をめぐる法的諸問題  
内容：電子シラバス「講義計画」の設例

### 3. テキスト

単元毎に編集された「複雑な論点を含んだ設例」が事前に交付される。

### 4. 参考図書

民法Eで配布した講義資料、テキスト、および参考書を参照のこと。

### 5. 成績評価方法

- ・事前に課された事例への立論（報告書）（30点）
- ・討論への参加と論理展開の質（20点）
- ・期末試験（50点）：試験範囲は15回の授業で取り扱われた領域がすべて含まれる。  
以上の評価の素材を総合評価した水準が、本授業の到達目標である「法律実務家として必要な、現実の家事紛争に対する応用的な問題解決能力を函養する」という目標に照らして、これを高い水準で充足している場合、A+（100－90点）、これを充足している場合、A（80－89点）、これを概ね充足している場合、B（70－79点）、これを最低限充足している場合、C（60－69点）と評価され、この目標に到達していないと評価された場合、F（不合格、59点以下）とされる。

### 6. 備 考

- ・民法Eの単位を修得していること。
- ・単元毎に編集された「設例」について、受講生全員が十分な予習をして報告書を作成の上、演習に望まなければならない。

## 1. 授業の目標

本演習は、「刑法問題演習A」での学修を踏まえ、具体的事例の検討を通して、さらに高度の事例分析能力と刑法理論の具体的運用能力の習得を目標とする。受講者にはあらかじめ事例を分析して解答を作成してもらい、それをもとに、参加者間での討論を中心に展開する予定である。

課題事例は、毎回、以下に示す刑法総論及び各論のテーマを主要な論点とするものであるが、実際に事例自体を分析するにあたってはそれ以外の論点をも扱い、刑法全般に関わるトータルな分析能力を養うことを目的とする。

## 2. 授業の内容

### ①因果関係・殺人罪と堕胎罪

総論では因果関係論において問題とされている事案を検討し、各論では、殺人罪・堕胎罪に関する事案を検討する。

### ②不作為犯・傷害罪と遺棄罪

総論では、不作為犯論において問題とされている事案を検討し、各論では、傷害罪・遺棄罪に関する事案を検討する。

### ③違法性阻却事由・自由に対する罪と住居侵入罪

総論では、同意など違法性阻却事由に関する事案を検討し、各論では、逮捕・監禁罪など自由に対する罪および住居侵入罪に関する事案を検討する。

### ④正当防衛・名誉毀損罪

総論では、正当防衛に関わる事案を検討し、各論では、名誉毀損罪に関する事案を検討する。

### ⑤緊急避難・窃盗罪

総論では、緊急避難に関する事案を検討し、各論では、不法領得の意思など財産犯一般に関係する問題に関わる事案および窃盗罪の要件に関わる事案を検討する。

### ⑥原因において自由な行為・強盗罪

総論では、いわゆる原因に於いて自由な行為に関する事案を検討し、各論では、強盗罪の基本的要件や強盗罪の諸類型に関わる事案を検討する。

### ⑦事実の錯誤・詐欺罪

総論では、故意論特に事実の錯誤に関する事案を検討し、各論では、詐欺罪の基本的要件や詐欺罪が問題になる様々な事案を検討する。

### ⑧違法性の錯誤・横領罪

総論では、誤想過剰防衛など違法性の錯誤に関する事案を検討し、各論では、横領罪の諸要件に関わる事案を検討する。

### ⑨過失犯・背任罪

総論では、過失犯において問題となる事案を検討し、各論では、背任罪の諸要件に関わる事案を検討する。

### ⑩未遂犯・盗品に関する罪と毀棄罪

総論では、実行の着手や中止犯など未遂犯に関する事案を検討し、各論では、盗品に関する罪や毀棄罪に関わる事案を検討する。

⑪間接正犯・放火罪

総論では、間接正犯に関する事案を検討し、各論では、放火罪の基本的要件や放火罪の諸類型に関わる事案を検討する。

⑫共同正犯・文書偽造罪

総論では、共同正犯に関する事案を検討し、各論では、文書偽造罪の基本的要件に関わる事案および文書偽造罪の諸類型に関わる事案を検討する。

⑬教唆犯および幫助犯・公務執行妨害罪

総論では、教唆犯・幫助犯の諸要件に関する事案を検討し、各論では、公務執行妨害罪に関わる事案を検討する。

⑭共犯の特殊問題・司法作用に対する罪

総論では、共犯と身分など共犯の特殊問題に関する事案を検討し、各論では、犯人蔵匿罪・証拠隠滅罪など司法作用に対する罪に関わる事案を検討する。

⑮罪数論・賄賂罪

総論では、包括一罪や観念的競合など罪数に関する事案を検討し、各論では、賄賂罪の基本的要件に関わる事案や賄賂罪の諸類型に関わる事案を検討する。

**3. テキスト**

必要に応じて、レジュメ、資料を配付する。

**4. 参考図書**

適宜指示する。

**5. 成績評価方法**

定期試験における論述およびレポート等の平常点と出席を勘案して評価する。評価比率については、ほぼ試験（90%）、レポート等の平常点（10%）、という形で、個別的に評価し、欠席を減点した上で、さらに相対的評価を加えて最終的な成績評価を行う。

**6. 備 考**

## 1. 授業の目標

この演習では、「刑事訴訟法A」「刑事訴訟法B」で修得した知識と考え方を前提に、より高度かつ複雑な問題事象を解決するための力を養うことを目標とする。実体的真実を発見し、刑罰権を確実に行使することと、被疑者・被告人の手続的権利を十分に保障することとのバランスに留意しながら、現に裁判所で適用されている刑事訴訟法の姿を正しく理解するとともに、今後あるべき刑事訴訟法の解釈・運用のあり方についても考察を深めたい。

具体的には、刑事訴訟における捜査・公訴・公判・証拠・上訴の各過程における重要判例を素材として議論を展開する。判例を検討するにあたっては、いわゆる「判旨」を機械的に理解するだけでは足りない。事実審が認定した具体的な事実関係を視野に入れながら、判決や決定が示した判断のうち「何が判例か」を自ら読み取る力を修得することが重要である。

## 2. 授業の内容

### ① 任意処分の限界

任意捜査と強制処分の限界、任意同行の適法性、逮捕との区別、同行に引き続いて行われた取調べや尿の採取によって得られた証拠の証拠能力、写真撮影の適否、おとり捜査の適否などについて、複数の判例を素材として検討する。

### ② 逮捕・勾留

逮捕・勾留の要件と手続き、逮捕と勾留の関係について基本的な理解を確認したのち、逮捕の適否が取り調べの適否に与える影響、別件逮捕・勾留、再逮捕の適否などについて、複数の判例を素材として検討する。

### ③ 身体拘束中の被疑者取調べ

被疑者取調べの法的根拠、取り調べ受忍義務をめぐる実務と理論の状況、取り調べに対する被疑者の防御手段などについて基本的な理解を確認したのち、具体的事案における取調べの適否について、複数の判例を素材として検討する。

### ④ 接見指定

弁護人依頼権、接見交通権の意義、接見指定制度について基本的な理解を確認したのち、具体的事案における接見指定の要件と方法について、複数の判例を素材として検討する。また、今日の実務を前提にした場合に、弁護人が接見を行ううえでとるべき手段について、実務家教員のサポートを得ながら検討する。

### ⑤ 捜索・差押え（1）

令状による捜索・差押えの要件と手続きについて基本的な理解を確認したのち、具体的事案における差し押さえるべき物の特定、不服申立の手段などについて検討する。

### ⑥ 捜索・差押え（2）

逮捕に伴う捜索差押さえについて基本的な理解を確認したのち、具体的事案における捜索・差押えの可否について検討する。

### ⑦ 訴追裁量とその抑制

検察官の事件処理、起訴便宜主義の意義と機能、訴追裁量に対する制度的な抑制手段について基本的な理解を確認したうえで、検察官の公訴権行使のあり方について、具体的事案を素材として検討する。また、刑事司法における「取引」の問題についても考察する。

### ⑧ 訴因の特定

訴因の機能について、基本的な理解を確認したうえで、具体的事案を素材として、訴因の特定に関する議論を、判例を素材に検討する。

### ⑨ 訴因変更

審判対象論、訴因変更制度について、基本的な理解を確認したうえで、具体的な事案を素材として、訴因変更の要否と可否、一事不再理効の及ぶ範囲について検討する。

#### ⑩ 関連性

証拠裁判主義、主要事実と間接事実、直接証拠と間接証拠、関連性の概念について基本的な理解を確認する。そのうえで、具体的な事案を素材として、悪性格の立証、間接証拠による有罪立証など、関連性をめぐる問題を検討する。また、いわゆる科学的証拠の関連性についても議論する。

#### ⑪ 伝聞証拠

供述証拠と非供述証拠の区別、伝聞法則の意義と機能、当事者による同意の機能について基本的な理解を確認したうえで、具体的な事案を素材に、犯行計画メモや実況見分調書の証拠能力について検討し、伝聞と非伝聞の境界をめぐる議論を深める。また、証拠とすることの同意についても同様に検討する。

#### ⑫ 伝聞例外

伝聞例外の体系、それぞれの例外が許容される要件について基本的な理解を確認したうえで、具体的な事案を素材に、検察官面前調書をめぐる諸問題について議論を深める。

#### ⑬ 自白

自白法則、補強法則について、基本的な理解を確認する。そのうえで、具体的な事案を素材に、自白の証

#### ⑭ 違法収集証拠排除法則

違法収集証拠排除法則について基本的な理解を確認したうえで、具体的な事案における適用のあり方について議論を深める。

#### ⑮ 択一的認定

裁判における事実認定に関して、具体的な事案を素材として、特に択一的認定・概括的認定をめぐる問題を検討する。

### 3. テキスト

判例の原文を教材として指定する。特にテキストは指定しない。予習の手がかりとして、事前に読むべき判例評釈等をシラバスシステムで指定する。なお、全体を通じてすべての学生が常時活用すべき教材として、以下を指定しておく。

- ・井上正仁編『刑事訴訟法判例百選[第8版]』（有斐閣、2005年）

### 4. 参考図書

- ・平野龍一・松尾浩也編『新実例刑事訴訟法1～3』（青林書院、1998年）
  - ・田宮裕『刑事訴訟法（新版）』（有斐閣、1996年）
  - ・白取祐司『刑事訴訟法[第5版]』（日本評論社、2008年）
  - ・田口守一『刑事訴訟法[第4版補正版]』（弘文堂、2006年）
  - ・福井厚『刑事訴訟法[第3版]』（2007年、法律文化社）
  - ・松尾浩也・井上正仁編『刑事訴訟法の争点（第3版）』（有斐閣、2002年）
- ※その他、電子シラバスで随時告知する。

### 5. 成績評価方法

平常点(40%、各回の授業で提出を求めるレポートの評価を含む)。  
学期末試験の成績(60%)。

### 6. 備考

- ・全学生が十分な検討を済ませたうえで授業に出席していることを前提に、全体で議論を展開する。教員からのレクチャーは行わず、学生相互のやりとりを軸にした「当事者主義」的な進行を予定する。
- ・各回の授業後、事例問題を課題として出題し、数名の学生にレポートの提出を求める。優れた答案についてのみ添削を行い、その内容を全員に公開する。
- ・予習または復習の機会として、オフィスアワーの積極的な活用を推奨する。

## 1 授業の目標

下記2記載の事案を題材に、事件の発生から捜査の開始、公訴の提起、公判審理を経て判決に至るまでの流れを物語形式で構成した教材を使用し、捜査から公判までの一連の手続を学ばせるとともに、各段階において、裁判官、検察官及び弁護士（辩护人）がそれぞれの立場からどのような法的判断を行うべきであるのか、いかなる活動を行うのかについて理解させる。

## 2 授業の内容

### 【題材となる事案の概要】

本件3名の被疑者甲野、丙川及び乙山と被害者丁原は、いずれも仕事仲間であったものである。

甲野は花子と交際していたものの、性格の不一致を理由に別れ話を切り出され、一応納得して別れた。しかし、甲野は、その後、乙山から、「丁原と花子はひそかに交際しているようだ。」との話を聞かされたことから、花子が別れ話を切り出した本当の理由はそこにあると考え、丁原に敵対心を抱いた。

被疑者3名は、ある夜、居酒屋で飲酒している際、丁原と花子の話題となり、その場に丁原を呼び出して花子との関係を問いただすことになった。

甲野らは、同夜、丁原を呼び出し、甲野が第1現場で丁原に対し殴る蹴るなどの暴行を加え、乙山が第2現場で丁原に対し殴る蹴るなどの暴行を加え、甲野及び乙山が第3現場で丁原に対しそれぞれ殴打する暴行を加え、乙山が丁原に、「指を詰める。」と脅し、指詰めめの道具に見せかけるため、丙川をして板と金属状のへらを持って来させ、さらには、丁原に、「明日までに50万円用意しろ。」と語気鋭く言った上、ようやく丁原を解放した。

丁原は、上記一連の暴行により負傷したが、同日中に警察に届け出たため、乙山らは金を得るまでには至らなかった。

共犯者間の供述が、それぞれ異なる事案であり、最終的には、被疑者3名に対し、いかなる犯罪を認定するのか、犯罪の成否とその罪数関係を検討することになる。

### 【実施要領の中での問題点等】

- ① 事件の発生から初動捜査、被疑者検挙までの段階  
被疑者3名の通常逮捕の各要件の有無。令状による捜索・差押えの要件の有無、想定される捜索場所及び差押えの目的物
- ② 検察官への事件送致及び検察官による勾留請求の段階  
被疑者3名に対する勾留の当否。接見禁止の要否。
- ③ 勾留後の捜査  
検察官の補充捜査指揮の内容。既に被害者の員面調書が在るのに検面調書まで作成する理由
- ④ 勾留延長  
勾留延長の当否
- ⑤ 勾留延長後の捜査  
この段階での補充捜査。この段階の証拠関係を前提に、被疑者の誰にいかなる犯罪を認定するのか、罪数はどうなるのかの事実認定・擬律判断
- ⑥ 公訴の提起  
公訴事実の起案
- ⑦ 第1回公判期日前の状況  
弁護方針、請求予定証拠の選定（ベストエビデンスの原則）、冒頭陳述書の起案
- ⑧ 公判  
書証の同意・不同意、証人尋問、証人尋問における異議申立て、321条1項2号後段書面の請求、論告要旨の起案、弁論、判決の起案

## 3 テキスト

教材資料、判例等は、時宜に応じて順次配付していく。

#### 4 備 考

各事件につき，事件発生から判決に至るまでの資料を事前に順次配付するが，授業における議論の前提となる上，授業時に逐一読んでいたのでは時間が足りないので，授業の前に次回分を読んで，予習をしておくことが望まれる。

#### 5 成績評価方法

関係法令の理解度，問題意識，論理的思考能力，起案能力，事実認定能力等

#### 6 備考

本件は，裁判員裁判対象事件ではないが，この授業の開始時点では既に裁判員裁判も実施されているはずでもあるので，適宜，裁判員裁判の実務情報にも触れることとする。

## 1. 授業の目標

東京裁判（正式名称は極東国際軍事裁判）とは、日本占領期の1946年5月から1948年11月にかけて連合国11カ国が日本指導者28名、いわゆるA級戦犯の国際法上の刑事責任を追及した戦争犯罪裁判である。本講義は、戦後日本政治史、国際政治史をふまえつつ、東京裁判を広く国際政治の文脈に位置づけ、「権力」と「規範」の交錯という観点から政治史的に分析するものである。

## 2. 授業の内容

- ① 「歴史」問題と外交  
「A級戦犯」の靖国神社祭祀過程を素材にして、「歴史」問題と外交の関係、東京裁判の政治史的分析の意義について議論する。
- ② 戦争犯罪論と東京裁判論  
近代における戦争犯罪概念、東京裁判論議の特徴などの基本事項について解説したうえで、新たな分析枠組みについて考察する。
- ③ 国際軍事裁判の成立  
ナチ指導者に対する国際軍事裁判（ニュルンベルク裁判）が成立する過程を分析し、第二次世界大戦時の戦犯処罰政策の特質について考える。
- ④ 東京裁判の基本政策  
アメリカを中心に連合国諸政府の政策決定を検討し、対日戦犯処罰の枠組みが形成される過程と諸要因、昭和天皇の処遇問題を分析する。
- ⑤ 検察の論理  
戦犯容疑者の逮捕、被告選定、起訴状作成過程など、開廷前の動向を解明したうえで、検察側立証の特質を検証する。
- ⑥ 弁護の論理  
日本政府の対応、日本側弁護団の成立、アメリカ人弁護人の任命など、開廷前の動向を解明したうえで、弁護側反証における「国家弁護」と「個人弁護」について分析する。
- ⑦ 判決の論理  
判事団内部の権力状況を検証し、従来ほとんど不分明であった「多数判決」の作成過程、その特質と刑の量定について現時点で可能なかぎりの解明を試みる。
- ⑧ 対日戦犯裁判の終結  
対日戦犯裁判の終結政治過程をアメリカの対ドイツ政策との関連で検討し、対日占領政策の転換、冷戦の影響、戦犯裁判固有の意味について考える。
- ⑨ 戦犯釈放の開始  
占領期の戦犯釈放過程を取り上げ、GHQによる減刑・仮釈放、サンフランシスコ講和条約第11条の意味を分析する。
- ⑩ 戦犯釈放の完了  
独立回復後の戦犯釈放過程を取り上げ、受刑者の「大赦 amnesty」と「仮釈放 parole」をめぐる旧連合国諸政府と日本の外交交渉・対外政策決定を分析する。
- ⑪ 現代日本における「A級戦犯」  
「A級戦犯」の今日的意味、東京裁判の被告と戦争責任の関係について具体的事例を参照しながら検討する。
- ⑫ 法廷の舞台裏と個別意見書  
東京裁判で提出された五つの個別意見書の意味について、インド代表判事の反対意見を中心に国際政治の文脈から再検討する。
- ⑬ 東京裁判の「遺産」  
現代日本における東京裁判の意味、国際刑事裁判所（ICC）ほかの国際社会における刑事制裁の実態などを検証し、東京裁判の「遺産 legacy」について考える。
- ⑭ 「国家」と「個人」  
敗戦直後の戦争責任論議、戦犯裁判に対する日本人の対応などを素材にして、「裁き」の対象としての「国家」と「個人」の関係を洞察する。

⑮ 総括

これまでの検討成果をふまえ、東京裁判に内在する「権力」と「規範」の論理を抽出し、議論を総括する。

### 3. テキスト

- ①日暮吉延『東京裁判』（講談社現代新書 [講談社]、2008）
- ②牛村圭・日暮吉延『東京裁判を正しく読む』（文春新書 [文藝春秋]、2008）  
：適宜、講義資料を配付する。

### 4. 参考図書

- ・日暮吉延『東京裁判の国際関係——国際政治における権力と規範』（木鐸社、2002）
- ・児島襄『東京裁判』全2巻（日暮吉延解説、中公文庫・改版、2007）
- ・保阪正康『東京裁判の教訓』（朝日新書、2008）
- ・半藤一利・保坂正康・戸部良一・御厨貴・福田和也・日暮吉延「新・東京裁判」（『文藝春秋』2008年10月号）
- ・牛村圭『「勝者の裁き」に向きあって』（ちくま新書、2004）
- ・東郷和彦『歴史と外交』（講談社現代新書、2008）
- ・リチャード・マイニア（安藤仁介訳）『東京裁判——勝者の裁き』（福村出版、1972）
- ・アーノルド・ブラックマン（日暮吉延訳）『東京裁判——もう一つのニュルンベルク』（時事通信社、1991）
- ・ジョン・ルース（日暮吉延監修、山田寛訳）『スガモ尋問調書』（読売新聞社、1995）
- ・五十嵐武士・北岡伸一編『[争論] 東京裁判とは何だったのか』（築地書館、1997）
- ・富士信夫『私の見た東京裁判』全2巻（講談社学術文庫、1988）
- ・栗屋憲太郎『東京裁判への道』全2巻（講談社選書メチエ、2006）
- ・小林弘忠『巣鴨プリズン』（中公新書、2002）
- ・芝健介『ホロコースト』（中公新書、2008）
- ・藤田久一『戦争犯罪とは何か』（岩波新書、1995）
- ・多谷千賀子『戦争犯罪と法』（岩波書店、2006）
- ・東京裁判研究会編『共同研究パル判決書』全2巻（講談社学術文庫、1984）
- ・小堀桂一郎『東京裁判 日本の弁明』（講談社学術文庫、1995）
- ・清瀬一郎『秘録 東京裁判』（中公文庫、2002）
- ・武藤章『比島から巣鴨へ』（日暮吉延解説、中公文庫、2008）
- ・五百旗頭真『日本の近代6——戦争・占領・講和』（中央公論新社、2001）
- ・村田良平『村田良平回想録』下巻（ミネルヴァ書房、2008）
- ・ジョセフ・ナイ（田中明彦・村田晃嗣訳）『国際紛争 [原書第6版]』（有斐閣、2007）

### 5. 成績評価方法

小テスト成績（60%）、授業での質疑応答点（40%）

### 6. 備 考

本講義は、受講者によるテキストの事前理解を前提として論点を整理し、議論を重ねる形式で進行する。受講生は毎回、テキストの該当部分を事前に読むことが求められる。

なお第1回講義までに、テキスト①『東京裁判』（講談社現代新書）の第一章1「靖国合祀をめぐって」を事前に読んでおくこと。

## 1. 授業の目標

平和・国際問題を歴史と理論の両面から総合的に考察することによって、政治学・平和学についての基本的な知識を習得することを目的とする。本講義では、第二次世界大戦後に生じた主な国際紛争や冷戦後の民族・地域紛争を取り上げて、その歴史的背景・原因・性格を検討するとともに、国連 PKO を含む国際社会の対応のあり方を探っていききたい。また、沖縄・安保・憲法問題やアジア・太平洋の多角的安全保障体制の問題など、日本の安全保障・外交政策をめぐる基本問題についても考えてみることにする。また、時事問題を必要に応じて適宜取り上げて分析・解説を行う。

## 2. 授業の内容

### ①冷戦の起源について

冷戦とは何であったのか。冷戦の起源を具体的事例に即して考えるとともに、その特徴と問題点を分析する。特に、ユーゴスラヴィアを中心とする東ヨーロッパ諸国の歴史の変遷をソ連や米国・英国などとの諸関係の推移に焦点を当てることによって、この問題を多角的に考察する。

※ 予習課題－拙著『危機の時代の平和学』（法律文化社、2006年）の序章を読んで感想をA4 1枚（1000字）以上で授業時に提出すること。

### ②マンハッタン計画と原爆投下

第二次世界大戦中に米国で着手されたマンハッタン計画を取り上げ、その具体的内容と米国での軍産複合体の形成について考察する。また、原爆開発の同期や原爆投下の経緯と目的・背景について米国側の諸事情を中心に考える。

※ 予習課題－拙著『危機の時代の平和学』（法律文化社、2006年）の1章を読んで感想をA4 1枚（1000字）以上で授業時に提出すること。

### ③ソ連参戦と日本の降伏

ソ連の対日参戦に至る歴史的経緯を具体的に分析するとともに、日本が降伏することになった直接の要因を原爆投下やバーンズ回答、日本国内の状況なども含めて総合的に考察する。

※ 予習課題－拙著『危機の時代の平和学』（法律文化社、2006年）の2章を読んで感想をA4 1枚（1000字）以上で授業時に提出すること。

### ④朝鮮戦争について

朝鮮戦争勃発の経緯や朝鮮戦争の性格・特徴を第二次世界大戦（あるいはアジア太平洋戦争）の終結時のアジア・世界情勢との関わりで考察するとともに、朝鮮戦争が与えた影響・結果を考察する。特に、日本と朝鮮半島の歴史や朝鮮戦争で果たした日本の役割、朝鮮戦争が日本に与えた影響なども具体的に考える。

※ 予習課題－拙著『危機の時代の平和学』（法律文化社、2006年）の3章を読んで感想をA4 1枚（1000字）以上で授業時に提出すること。

### ⑤ヴェトナム戦争について

ヴェトナム戦争を第一次インドシナ戦争の経緯・結果を踏まえて歴史的に考察するとともに、国際関係のなかでのヴェトナム戦争の性格の位置づけを行う。また、日本がヴェトナム戦争で果たした役割やヴェトナム戦争が日本に与えた影響なども具体的に考える。

※ 予習課題－拙著『危機の時代の平和学』（法律文化社、2006年）の4章を読んで感想をA4 1枚（1000字）以上で授業時に提出すること。

### ⑥冷戦の終結について

1989年のベルリンの壁の崩壊とマルタ島での米ソ両国による「冷戦終結」宣言を経て1991年のソ連消滅にいたるまでの冷戦の終焉過程を具体的に考察するとともに、その原因と特徴を国際社会の変容を合わせて総合的に考える。

### ⑦湾岸戦争について

イラクによるクウェート侵攻で始まった湾岸危機の原因・背景を問うとともに、それが湾岸戦争につながった経緯・要因を具体的に考察する。また、湾岸戦争が国際社会や国連に与えた影響を軍産複合体の動向なども含めて総合的に考える。

- ※ 予習課題－拙著『危機の時代の平和学』（法律文化社、2006年）の5章を読んで感想をA4 1枚（1000字）以上で授業時に提出すること。
- ⑧ボスニア・コソヴォ紛争について  
 コソヴォ危機から始まったユーゴ危機が急速な国家解体と血なまぐさい内戦へと転化していくプロセスを具体的に考察するとともに、ユーゴ危機の根本原因・背景を問う。また同時に、ユーゴ危機への国際社会の対応の特徴と問題点を考える。
- ※ 予習課題－拙著『危機の時代の平和学』（法律文化社、2006年）の6章を読んで感想をA4 1枚（1000字）以上で授業時に提出すること。
- ⑨国連の平和維持活動（PKO）と日本の国際平和協力について  
 戦後の国際社会において平和・安全保障の分野で果たした国連の役割を平和維持活動（PKO）を中心に考察するとともに、その特徴と問題点を考える。また、日本の国際平和協力を冷戦後の国際貢献論議に絡めて考察するとともに、今後の日本の国際平和協力活動のあるべき姿の井ついで模索する。
- ※ 予習課題－拙著『危機の時代の平和学』（法律文化社、2006年）の7章を読んで感想をA4 1枚（1000字）以上で授業時に提出すること。
- ⑩9・11事件の衝撃と「対テロ戦争」の発動  
 9・11事件以後の世界秩序の変容を「対テロ戦争」との関わりで具体的に考察する。また、9・11事件発生の具体的要因を検証するとともに、国際社会が「対テロ戦争」から離脱する可能性を模索する。
- ※ 予習課題－拙著『危機の時代の平和学』（法律文化社、2006年）の8章を読んで感想をA4 1枚（1000字）以上で授業時に提出すること。
- ⑪世界秩序と国連・世界政府について  
 冷戦後、特に9・11事件以後の世界秩序の変容を国連と米国との関係を中心に考察するとともに、将来の世界政府樹立の可能性を具体的かつ多角的に検討する。
- ※ 予習課題－拙著『危機の時代の平和学』（法律文化社、2006年）の終章を読んで感想をA4 1枚（1000字）以上で授業時に提出すること。
- ⑫日本の軍事・安全保障問題ナショナリズムについて  
 戦後の日本の再軍備と日米安保体制の歩みを踏まえると同時に、冷戦後の日米安保再定義から現在（9・11事件以後）の米軍再編と日米安保体制のグローバル化までを総合的に分析・考察する。
- ※ 予習課題－拙著『危機の時代の平和学』（法律文化社、2006年）の序章を読んで感想をA4 1枚（1000字）以上で授業時に提出すること。
- ⑬グローバリゼーションと社会主義・民族問題の行方について  
 冷戦後（すなわち90年代以後）の変容する国際社会の中で生じた民族・地域紛争の背後のある民族・ナショナリズム問題を新しい社会秩序選択（資本主義か社会主義かを含む）との関わりで総合的に考察する。
- ※ 予習課題－拙著『危機の時代の平和学』（法律文化社、2006年）の特別編にある「辺見庸著『永遠の不服従のために』の薦め」を読んで感想をA4 1枚（1000字）以上で授業時に提出すること。
- ⑭核問題の現状と課題について  
 20世紀末から21世紀初頭にかけての核兵器をめぐる問題状況を検討するとともに、核兵器廃絶への展望を具体的に考える。特にNPT体制の現状と課題、朝鮮半島および東北アジアの非核構想の実現の化膿しについて総合的に分析・検討する。
- ※ 予習課題－拙著『危機の時代の平和学』（法律文化社、2006年）の特別編にある「ユーゴ留学体験記&旧ユーゴ諸国再訪記」を読んで感想をA4 1枚（1000字）以上で授業時に提出すること。
- ⑮戦争報道と情報操作について  
 国家権力による情報操作と真相隠蔽の実態を歴史的・具体的に検証するとともに、権力とメディアが一体化する新しい「メディア・ファシズム」の特徴と問題点を論じる。また、そうした権力・メディアによる情報操作を見破り正しい情報を選択・評価できる力をいかにして見つけることができるかを考える。

※ 予習課題－拙著『危機の時代の平和学』（法律文化社、2006年）の特別編にある「平和をめぐる旅（中国、韓国、ヴェトナム、アメリカ、ピースボート）」を読んで感想をA4 1枚（1000字）以上で授業時に提出すること。

### 3. テキスト

拙著『危機の時代の平和学』（法律文化社、2006年）を主なテキストとする。またテキストとは別に配布する資料により、授業を進める。

### 4. 参考図書

編著『米軍再編と前線基地・日本』『メディアは私たちを守れるか？』（いずれも凱風社、2007年）、編著『核の時代と東アジアの平和』（法律文化社、2006年）、共著『いまに問うヒバクシャと戦後補償』（凱風社、2006年）など。

### 5. 成績評価方法

レポート（50%）、小テスト（30点）、質疑討論点（20点）の総合評価とする。質疑応答点は、授業中の質疑応答での学生同士の議論を中心として評価する。

### 6. 備考

講義の具体的テーマに沿ったビデオ上映を適宜行うことによって理解を深める。



## 1. 授業の目標

本講義は、倒産処理手続の中の基本手続である破産手続について、基本的な手続の流れと重要な法律問題について概説することを目的とする。受講生は、民事法の基本的な知識を有することが前提となる。

## 2. 授業の内容

【1】ガイダンス、倒産処理手続の基礎 I (倒産手続の存在意義等)

【2】倒産処理手続の基礎 II (各倒産手続の特色等)

【3】破産手続の基本的流れ、破産手続の申立て

【4】破産手続の開始(開始決定の効果等)

【5】破産手続の機関等

【6】破産債権等の処理

【7】破産者に関する法律関係の整理 I (破産管財人の実体的地位等)

【8】破産者に関する法律関係の整理 II (未履行双務契約の処理等)

【9】破産者に関する法律関係の整理 III (重要な個別契約の処理)

【10】破産財団の変動 I (取戻権・別除権等)

【11】破産財団の変動 II (相殺権)

【12】破産財団の変動 III (否認権)

【13】同上

【14】破産手続の進行と終了

【15】個人破産の諸問題

## 3. テキスト

- i) 田頭章一・倒産法入門 (日本経済新聞社・平成18年) (第3刷指定)
- ii) 青山善充=伊藤眞=松下淳一・倒産判例百選 [第4版] (有斐閣・平成18年)

## 4. 参考図書

ガイダンス時に紹介する。

## 5. 成績評価方法

1. 期末試験 (70点) と小テストの結果を含む平常点 (30点) の総合評価による。
2. 期末試験 1) 出題形式 ①事例問題 1問、選択問題 1問 (2問中1問選択)  
②六法 (判例付のものは除く) のみ参照可  
2) 試験時間 90分  
3) 採点基準 ①破産法の基本的概念を理解しているか。  
②簡単な事例問題に対応できるだけの学習成果を示しているか。
3. プロセス評価 1) 小テストにより、日常的な学習態度を評価

- 2) 積極的かつ主体的な授業への寄与度を評価
- 3) 授業への寄与度の例示
  - ① 授業の場での発言内容
  - ② 発展的問題の指摘、など。

## 6. 備 考

受講生には、とくに、予習と復習を求めたい。

### 1. 授業の目標

ケースメソッドを用いて著作権法の習得を目標とする。著作権法が制定された時代と現在では社会環境が大きく異なるため、当時の著作権法の理念が今日の現状にそぐわない場合が多々ある。この「パッチワーク」著作権法を「難しい」と考えている受講生が多い。この点を特に考慮してこの授業では現在の著作権法の解釈にとどまらず、英米法やドイツ法との比較をしながら時代に伴う著作権法の変遷を視野に入れながら、今後著作権法はどうあるべきなのかについて考える。

### 2. 授業の内容

- ① 著作権制度の概要
- ② 著作物（1）
- ③ 著作物（2）
- ④ 著作者
- ⑤ 著作者人格権
- ⑥ 著作財産権（1）
- ⑦ 著作財産権（2）
- ⑧ 著作権の保護期間
- ⑨ 許諾なく著作物を利用できる場合（1）
- ⑩ 許諾なく著作物を利用できる場合（2）
- ⑪ 著作物の利用
- ⑫ 著作隣接権（1）
- ⑬ 著作隣接権（2）
- ⑭ 著作権等侵害に対する措置
- ⑮ 登録制度と定義等

### 3. テキスト

斎藤博「著作権法」有斐閣  
田村善之「著作権法概説」有斐閣  
半田正夫「著作権法概説」法学書院  
中山信弘「著作権法」有斐閣  
以上のうち一冊以上

### 4. 参考図書

加戸守行「著作権法逐条講義」著作権情報センター  
「ケースブック知的財産法」弘文堂（必須）

## 5. 成績評価方法

通常点 30%

定期試験（筆記）70%

注：すべての受講生のレベルが定期試験前に「法科大学院での単位修得」基準を上回っていた場合、筆記試験に代えてレポート試験を課す場合もある。

## 6. 備考

基本書を何度も精読すること。練習問題としてプリントを配布するので各自その学習は最低行うこと。またケースブックの練習問題は頭の中で考えるだけでなく必ず自分の答案を作成すること。

## 1. 授業の目標

右肩上がりの経済成長が終焉し、国においても21世紀の日本にふさわしいシステムを構築するため、公務員制度の改革、行政改革等、国のあり方を含む改革が重要課題として検討されている。自治体においても、地方分権一括法の施行により、国と地方の役割分担が明文化される等、地方分権の進展に向けて大きく踏み出した。今後、条例による上書き権を認める等、第二次分権改革が進められている。これは、これまで以上に時代に即応した政策の決定及び法令解釈が求められることを意味するものといえよう。そこで、公共政策法務においては政策決定過程にも法的検討を加え、政策を含めた法的解決能力の向上を図るものである。

## 2. 授業の内容

- 第1回 政策決定における法律と憲法94条との関係
- 第2回 国の政策決定と国・地方公共団体の役割分担等の基本原則との関係
- 第3回 政策判断に当たっての国の事務とその立証責任の所在
- 第4回 自治体における行政施策の変更と行政主体の政策決定責任
- 第5回 公共用財産に対する時効取得の成否
- 第6回 東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例の制定とその問題点
- 第7回 景観の良好な大学通りに建設予定の建物と建築物の制限条例との関係
- 第8回 中間のまとめ
- 第9回 道路の敷地使用权原一適法に供用開始された道路の敷地の登記欠けつ
- 第10回 政策判断が明らかに誤った事例と許された政策判断の区分
- 第11回 使用料の徴収と消滅時効
- 第12回 行政財産の使用取り消しと損失補償
- 第13回 法令の解釈に争いがある場合と公務員及び国・自治体の賠償責任
- 第14回 外郭団に対する補助金等の支出の適法性
- 第15回 最終のまとめ

## 3. テキスト

- 1 田村泰俊編著「最新・ハイブリット行政法」(八千代出版、2003年)
- 2 幸田雅治外著「政策法務の基礎知識」(第一法規、2004年)
- 3 阿部泰隆著「政策法学講座」(第一法規、2003年)

## 4. 参考図書

- 1 松本英昭著「新版逐条地方自治法第一次改訂版」(ぎょうせい2004年)
- 2 阿部泰隆著「行政の法システム(上)(下)」(有斐閣、1992年)
- 3 地方自治判例百選・第三版(別冊ジュリスト、有斐閣、2003年)
- 4 阿部泰隆「行政法解釈学I」(有斐閣、2008年)
- 5 兼子仁・北村喜宣・出石稔「政策法務事典」(ぎょうせい、2008年)

## 5. 成績評価方法

定期試験(80%)と平常点(出席率、授業中の発言、授業態度等)(20%)で評価する。

## 6. 備 考





# 2年 集中

## 1. 授業の目標

弁護士過疎と呼ばれる地域に出向いて合宿形式で開講し、弁護士と共同して市民が抱える法律相談への第一次的な対象方法についての助言をおこない、法律問題に解する感受性を涵養し、法律実務で必要とされる相互行為のリテラシーをはぐくむことを目的とする。単なる法律相談実習としてのみならず、こうした活動を行うための様々な段取りや、実務家として地域の特性への理解を深める力を養うことも重要な目的とされる。

## 2. 授業の内容

法曹倫理の入門的な事柄と法律相談の諸技法を事前指導で実施し、法律相談の内容にくわえ、被相談者としての態度などの相互批評、地域的な特色と法律問題との関係などの検討を行ない、法律相談全体を総括して発表する機会を設ける。

### 第 1 回 事前指導（1）：法曹倫理入門

法曹倫理全般の観点から、離島等で行う法律家の活動についての諸問題を検討する。

### 第 2 回 事前指導（2）：法律相談に関わる法曹倫理

法律相談における倫理的な問題や相談技法を検討する。

### 第 3 回 事前指導（3）：法律相談に関わる諸技法

法律相談を成立させるために必要な諸事情について検討する。

### 第 4 回 法律相談実習 1

弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける、学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者として、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。

### 第 5 回 法律相談実習 2

弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける、学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者として、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。

### 第 6 回 法律相談実習 3

弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける、学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者として、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。

### 第 7 回 法律相談記録作成

第 4 回から第 6 回までに相当する回の法律相談の報告書を作成する。

### 第 8 回 事案検討会

第 7 回で作成した報告書をスクリーンに映出しながら、事案の検討会を行う。

### 第 9 回 法律相談実習 4

弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける、学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者として、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。

### 第 10 回 法律相談実習 5

弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける、学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者として、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。

### 第 11 回 法律相談実習 6

弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける、学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者として、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。

### 第 12 回 法律相談実習 7

弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける、学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者として、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。

### 第 13 回 法律相談実習 8

弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける、学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者として、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。

### 第 14 回 法律相談記録作成

第 8 回から第 13 回までに相当する回の法律相談の報告書を作成する。

### 第 15 回 事案検討会

第 14 回で作成した報告書をスクリーンに映出しながら、事案の検討会を行う。

全体として、単に法律相談を体験することだけではなく、事案の聞き出し方、要件事実を意識した論点の整理能力、法的アドバイスの技法の理解、個別事案の法的論点の理解、法的対処の手段の多様性の理解、法律問題の背景への洞察などとともに、法律相談の社会的機能を理解するよう促される。

## 3. テキスト

特に定めない。

## 4. 参考図書

〈参考図書〉

加藤新太郎編『リーガル・コミュニケーション』（弘文堂、2002 年）

菅原俊夫ほか編『21 世紀の法律相談』現代のエスプリ 415 号

## 5. 成績評価方法

現地実習の次の月曜日を締切として、検討会を経て清書した報告書と出された課題についてのレポートの提出があります。

成績の評価は、（1）実習の評価と（2）レポートの評価によって行われます。

（1）実習の評価（70%）

実習の評価については、①事前学修の程度、②現場でのパフォーマンス、③検討会でのプレゼンテーション、④報告書の出来映えの 4 項目に注目して、事件ごとに担当の弁護士が総合的に評価します。複数の事件を担当した場合は、その平均を取ります。なお宿舎等でのマナーなどについても成績評価の対象とします。

（2）レポートの評価（30%）

指定された課題についてのレポートを評価します。レポート課題の内容は、本科目の趣旨のもとでの事前学修や実習の成果を踏まえて設定されるものであり、実習後に明らかにされます。

## 6. 備 考

財団法人国際教育支援協会による、法科大学院生教育研究賠償保険への加入と実習科目における守秘義務に関する誓約書の提出を義務づける。

## 1. 授業の目標

市民が抱える法律問題への第一次的な対処方法についてのアドバイスを行なうことによって、法律問題に対する感受性を涵養し、法律実務で必要とされる相互行為のリテラシーをはぐくむことを目的とする。そのため、法律相談の内容にくわえ、被相談者としての態度などの相互批評、相談者の置かれた状況と法律問題との関係などの検討を行ない、法律相談全体を総括して発表する機会を設ける。

## 2. 授業の内容

### ① ガイダンスと実施計画の策定

本講義の意図、計画、課題、達成目標について紹介する。相談は、各人が一度ずつは受けることを前提にグループ単位で行なうこととし、そのグループ分けの作業を行なう。

### ② 法律相談実習Ⅰ

法律相談を実施し、市民から相談を受ける。学生は、事実の把握、論点の整理、適用法令を調べ、メモを作成しつつ、相談に応じる。

### ③ 相談内容報告書の作成Ⅰ

法律相談実習Ⅰで作成したメモをもとに、事実、論点の整理、適用法令、回答内容、被相談者としての留意事項（相手方の対応や聞き出すのに苦労した点など）、相手方の満足度の予想などを、所定の書式によって報告書を作成する。

### ④ 相談報告検討会Ⅰ

相談内容報告書の作成Ⅰで作成した報告書をもとに、匿名化した事例を他の班に回して回答を作成し、相互批評する。この際に、被相談者としての留意事項について紹介しあいながら、法律相談を受けるものとしてのあり方についての理解を深める。

特にここでは、事実の聞き出し方と論点の整理に重点を置く。

### ⑤ 法律相談実習Ⅱ

法律相談を実施し、市民から相談を受ける。学生は、事実の把握、論点の整理、適用法令を調べ、メモを作成しつつ、相談に応じる。

### ⑥ 相談内容報告書の作成Ⅱ

法律相談実習Ⅱで作成したメモをもとに、事実、論点の整理、適用法令、回答内容、被相談者としての留意事項（相手方の対応や聞き出すのに苦労した点など）、相手方の満足度の予想などを、所定の書式によって報告書を作成する。

### ⑦ 相談報告検討会Ⅱ

相談内容報告書の作成Ⅱで作成した報告書をもとに、匿名化した事例を他の班に回して回答を作成し、相互批評する。この際に、被相談者としての留意事項について紹介しあいながら、法律相談を受けるものとしてのあり方についての理解を深める。特にここでは、適用法令の内容の説明の仕方に重点を置く。

### ⑧ 法律相談実習Ⅲ

法律相談を実施し、市民から相談を受ける。学生は、事実の把握、論点の整理、適用法令を調べ、メモを作成しつつ、相談に応じる。

### ⑨ 相談内容報告書の作成Ⅲ

法律相談実習Ⅲで作成したメモをもとに、事実、論点の整理、適用法令、回答内容、被相談者としての留意事項（相手方の対応や聞き出すのに苦労した点など）、相手方の満足度の予想などを、所定の書式によって報告書を作成する。

### ⑩ 相談報告検討会Ⅲ

相談内容報告書の作成Ⅲで作成した報告書をもとに、匿名化した事例を他の班に回して回答を作成し、相互批評する。この際に、被相談者としての留意事項について紹介しあいながら、法律相談を受けるものとしてのあり方についての理解を深める。

特にここでは、法律による対処とそうでない手段の対処の可能性について重点を置く。

### ⑪ 法律相談実習Ⅳ

法律相談を実施し、市民から相談を受ける。学生は、事実の把握、論点の整理、適用法令を調べ、メモを作成しつつ、相談に応じる。

### ⑫ 相談内容報告書の作成Ⅳ

法律相談実習Ⅳで作成したメモをもとに、事実、論点の整理、適用法令、回答内容、被相談者としての留意事項（相手方の対応や聞き出すのに苦労した点など）、相手方の満足度の予想などを、所定の書式によって報告書を作成する。

### ⑬ 相談報告検討会Ⅳ

相談内容報告書の作成Ⅳで作成した報告書をもとに、匿名化した事例を他の班に回して回答を作成し、相互批評する。この際に、被相談者としての留意事項について紹介しあいながら、法律相談を受けるものとしてのあり方についての理解を深める。

特にここでは、法律相談の社会的機能に重点を置いた検討を行なう。

### ⑭ 報告書作成

全体を総括する報告書を作成する。その際、参考文献としてあげられたものを参照しつつ、自らの体験を整理する。

### ⑮ 報告検討会

班ごとに、今回の総括を行ない発表し、必要と思われる点を検討する。

## 3. テキスト

特に指定しない。

## 4. 参考図書

松浦好治・加賀山茂編『法情報学入門 ネットワーク時代の法学入門（第2版）』有斐閣（2002年）

加藤新太郎編『リーガル・コミュニケーション』弘文堂（2002年）

菅原郁夫ほか編『21世紀の法律相談』現代のエスプリ 415号

## 5. 成績評価方法

成績評価は下記の方法で行う。

- ・報告書最終版をもとにする評価：事件担当教員による採点 80%から85%  
（この評価には相談時および検討会におけるパフォーマンスが前提となる）
- ・レポート：研究者教員により設定された課題・評価による 15%から20%

前者のみで合格点になる配点であるが、両者の提出は必要条件であり、それぞれにおいて50%以上の得点を必要とする。

## 6. 備考

この科目は、実務家教員である白鳥努、松下良成と、法社会学を専攻する米田憲市が共同で担当する。個々の学生の経験に対して、白鳥、松下が実務家としての経験から実践的な側面を

担当し、米田が自己の経験をフィールド・ワークの技法によって自らの振る舞いを反省的にとらえ改善する諸技法に関わる部分を担当するが、全体として3名共同で担当する。



## 1. 授業の目標

この科目は、法律事務所等での体験学習を実施し、実務の一部を現場で体験・観察させてもらうことによって、現場の法曹の役割や社会基盤を理解し、法曹としての自覚と理解を深めることを第一の目的とし、自らの観察を「事実」として構成・分析・報告する作業を行なうことで、自らの実践に対して反省的な視点を涵養することを第二の目的とする。日誌の作成とそれに基づいて作成されたレポート、報告会でのプレゼンテーションに基づいて評価される。

## 2. 授業の内容

### ① ガイダンス

体験学習を実施させてもらう法律事務所の割り当てと、日誌の作成、レポートについての作成要領を説明する。体験内容を整理する際のガイドとして、社会調査の技法としてのフィールド・ノートの実践についての予習が促される。

### ② 実習Ⅰ：法律事務所での聴取り・相談

法律事務所等での体験学習について、各事務所の構成、活動、顧客層などについての聴取りと、実習内容についての相談を行なう。これによって、実習内容を明確化し、実習の成果をより大きなものにするをめざす。

### ③ 日誌・計画書作成Ⅰ

実習Ⅰでの聴取りをもとに、法律事務所の構成、活動、顧客層などについて把握し、後に続く実習内容についての計画書を作成する。

### ④ 実習Ⅱ

計画書に基づく実習。

### ⑤ 日誌作成Ⅱ

実習内容の日誌の作成。

### ⑥ 実習Ⅲ

計画書に基づく実習。

### ⑦ 日誌作成Ⅲ

実習内容の日誌の作成。

### ⑧ 実習Ⅳ

計画書に基づく実習。

### ⑨ 日誌作成Ⅳ

実習内容の日誌の作成。

### ⑩ 実習Ⅴ

計画書に基づく実習。

### ⑪ 日誌作成Ⅴ

実習内容の日誌の作成。

- ⑫ 報告書作成  
計画書、日誌等をもとに、実習全体の報告書を作成する。そこでは、法律事務所の活動とその社会関係を把握し、将来の自らの活動についての現実感を持つことが促される。
- ⑬ 報告会プレゼンテーションの作成  
報告会に備えて、報告書に基づくプレゼンテーションの準備を行なう。
- ⑭ 報告会 I  
参加者ひとりひとりが実習の報告を行なう。
- ⑮ 報告会 II  
報告会 1 で報告しきれなかった参加者がひとりひとり報告を行なう。

### 3. テキスト

特に指定しない。

### 4. 参考図書

日本弁護士連合会弁護士業務対策委員会編『法律事務所経営ガイド』弘文堂（1995年）  
佐藤郁哉『フィールドサークル』新曜社（1992年）

### 5. 成績評価方法

日誌の作成とそれに基づいて作成されたレポート（85%程度）、報告会でのプレゼンテーション（15%程度）（※割合は目安である）に基づいて評価される。

### 6. 備 考

本科目は実務家教員である白鳥努、松下良成と、研究者教員で法社会学を専攻する米田憲市が共同で担当する。白鳥、松下が実務経験に基づく実践的な側面を担当し、フィールド・ワークの技法によって、自己の経験を反省的にとらえて改善する諸技法に関わる部分を米田が担当するが、全体を通して3名共同で担当する。

## 1. 授業の目標

本授業においては、ヨーロッパにおける法現象（法・裁判制度・法学・法曹など）の歴史を素材として、法の異文化体験を行う。法の有する歴史的な性格を理解することによって、現在の法状況を普遍視・絶対視することなく、相対化する視点を身に付けることを目的とする。

## 2. 授業の内容

第01回：ヨーロッパ法史の基礎

第02回：ゲルマン部族法典

第03回：ローマ法大全

第04回：中世ローマ法学（1）—註釈学派

第05回：中世ローマ法学（2）—註解学派

第06回：教会法学（1）—法源・裁判所組織・訴訟手続

第07回：教会法学（2）—管轄権

第08回：前近代ヨーロッパ法の特徴（1）—フェーデと裁判

第09回：前近代ヨーロッパ法の特徴（2）—訴訟手続

第10回：コモン・ローとシヴィル・ローの分岐

第11回：ルネサンス期の法（1）—人文主義法学派

第12回：ルネサンス期の法（2）—ドイツにおけるローマ法継受とフランス法の発展

第13回：ルネサンス期の法（3）—イングランド法とルネサンス

第14回：法典化

第15回：法曹

## 3. テキスト

とくに教科書は使用しない。担当教官作成のレジュメによって授業を進める。歴史を学ぶ上で不可欠の史資料についても、適宜プリントを配布する。

## 4. 参考図書

高山博・池上俊一編『西洋中世学入門』（東大出版会、2005年）

勝田有恒・森征一・山内進編『概説 西洋法制史』（ミネルヴァ書房、2005年）

久保正幡先生還暦記念『西洋法制史料選——Ⅱ 中世——』（創文社、1978年）

## 5. 成績評価方法

試験の成績に平素の成績（出席・発言状況）を加味する。配点は試験80点、授業中の発言・質問への応答等20点とする。

## 6. 備 考

受講生がヨーロッパ法史の初学者であることを想定して、基本的事項については講義形式に質疑応答を取り込む形で授業を行なう。但し、配布史料等を予習してきていることを前提に対話型の授業を行なうこともある。



## 1. 授業の目標

本講義は、総合講義であり、7名の担当者によるオムニバス形式で開講される。

急激な少子化は、家庭や保育所、教育の現場、さらには児童福祉の領域に、少年非行、児童虐待、いじめ等々の複雑な問題を生み出しつつ、また、古くて新しい婚外子問題や人工生殖子問題のような現代的親子問題にも複雑な様相を与えている。ここでは、少子化対策に関わる法及び政策をはじめ、これら子どもをめぐる法的諸問題を多様な角度から検討する。

深刻な少子化に伴われた我が国の高齢化は、世界に類例をみない現象である。そのため民法レベルでは私的扶養（金銭扶養と面倒見扶養）の困難化を推し進める。私的扶養の問題は各法科大学院の民法の授業に譲り、ここでは、私的扶養の社会化された形態である「介護保険制度」と「成年後見制度」の現状と課題を自治体行政の角度をも含めて総合的に分析検討する。さらに少子高齢社会における「高齢者問題」は、「高齢者の雇用対策」や「高齢者の所得保障」の問題解決の必要性を生み出す。したがって、この観点からの検討をも行う。

以上、わが国における少子高齢社会化現象と緊密に関わる法的・社会的諸問題を総合的に取り上げ、実務法曹が、これら諸領域において法的・政策的諸課題を自ら発見し、それらを解決するために要求される応用的な問題解決能力を涵養する。

## 2. 授業の内容

### 【授業の進め方】

- ①予習を前提として、講義と質疑による双方向対話型授業を行う。
- ②視聴覚教材（ビデオ等）も利用しながら、学習への動機づけを行うよう配慮する。
- ③数回のレポートを課し、論述の作法を習得できるようにする。
- ④講義資料を事前に配布する。（各校の判例データベースからの入手を求めることもある。）

### （1）（テーマ）「総合講義－少子高齢社会と法－・ガイダンス」（緒方直人）

本総合講義の趣旨説明と少子化、高齢化の現状分析を行う。

### （2）（テーマ）「家族における子の監護養育と法」（緒方直人）

子の監護養育の問題を、児童虐待に対する法的対処（民法の親権喪失宣告制度、特別養子制度、里親制度、児童福祉法、児童虐待防止法）について検討する。

### （3）（テーマ）「婚外子および人工生殖子をめぐる法律問題」（緒方直人）

主要先進国の婚外子の出生率に比して、わが国における婚外子出生率は低い。にもかかわらず、若干パラドキシカルな表現をすれば、最近の15年間ほど、一貫して婚外子出生率が増加している。平成15年の婚外子出生率は昭和62年における婚外子出生率の2倍強となっている。この事実をどう見るか。他方、人工生殖子の問題に関しては、特に代理出産をめぐり、社会的にも議論が巻き起こった。家族が子どもを産むことを控えるという少子化現象の進行のなかで、人工授精や、体外受精、代理出産の方法を用いてまでも子を持ちたいと願い、かつ行動に移すという現象をどう捉えるか。また、こうした流れのなかで、世論は血縁主義的傾向を強めつつあるようにも見える。

本講では、婚外子と人工生殖子をめぐる諸問題について、少子化の進行のなかでどのように理解すべきかを考察しつつ、それらの法的諸問題への答えを探る。

### （4）（テーマ）「いじめ事件」（采女博文）

いじめ問題に関する簡単な法知識を確認しながら、実務法曹としてどのような関わりが可能かを考える。

### （5）（テーマ）「非行とは何か」－少年非行の動向と原因論（土井政和）

少年非行の現状を各種統計や調査報告書を読み解きながら正確な現状認識を得るとともに、非行原因論についての代表的な学説を学び、非行とは何か、いかに捉えるべきかについて考える。

### （6）（テーマ）「少年保護事件と適正手続」（土井政和）

少年保護手続に適正手続の保障が何故必要なのか、少年手続における適正手続とはいかなる内容を持つのか、を考えることによって、少年法の理念、少年事件の捜査、少年審判の構造の在り方、えん罪の防止などについて基礎的知識を修得する。

- (7) (テーマ)「少年司法における福祉的機能(付添人・調査官・鑑別技官の役割)」(土井政和)  
第5回で修得したことを前提にして、少年事件における付添人・調査官・鑑別技官らはいかなる役割を果たすべきかについて学ぶ。
- (8) (テーマ)「保護処分と刑罰、少年法改正の諸問題」(土井政和)  
少年にはなぜ刑罰ではなく保護処分が科せられるのか、刑罰が科せられるのはいかなる場合か、その手続はどうなっているのか、執行の形態に問題はないか、さらに少年法改正の諸問題などについて学ぶ。
- (9) (テーマ)「保育所入所と子どもの権利保障」(伊藤周平)  
少子化の進展の一方で、両親の共働きなどが増え、認可保育所の待機児童は増えている。児童福祉法が改正され、保育所入所も契約とされたことも影響しているのかもしれない。児童福祉法上は、市町村に保育の実施義務は残っているにもかかわらず、保育所の強引な民営化などがいくつかの自治体で進められ、民営化をめぐる裁判が頻発している。ここでは、子どもの権利保障という観点から、保育所入所をめぐる裁判例を取り上げ、児童福祉の今後の課題を探る。
- (10) (テーマ)「介護保険と高齢者福祉」(伊藤周平)  
介護保険料については、65歳以上の第一号被保険者の保険料負担が、定額保険料を基本としているため逆進性が強く、年金天引きという徴収方法の問題もあり、いくつか行政訴訟が提起されている。ここでは、杉尾訴訟・札幌高裁判決(平成14・11・28 賃金と社会保障1336号55頁)などを題材に、介護保険料(訴訟)の現状と課題を探る。また介護保険施設などでの介護事故をめぐる裁判例を取り上げ、その動向と今後の高齢者福祉の課題を探る。
- (11)「高齢者の財産管理と成年後見制度の法的諸問題」(小野義美)  
本講義では、新成年後見制度が成立するに当たり、いかなる理念が掲げられたかを検討し、新制度は施行後理念に添って機能しているか否かを施行後の判例等を分析の対象として検証する。
- (12) (テーマ)「成年後見制度の現状と地域社会の役割」(小野義美)  
本講義では、成年後見制度の利用状況を、統計数値に依拠しつつ、分析検討する。その上で、現実とは懸け離れたものとなっている「介護保険と成年後見は車の両輪」というキャッチフレーズを現実のものとなすための必要条件を探る。
- (13)「少子高齢化と自治体—自治体における少子高齢化対策—」(土居正典)  
地方分権化の中での介護保険制度等の少子高齢化対策は、市民参加・情報公開を所与のものとし、よりよい福祉サービスの提供を目指している。しかし、高齢者等への福祉サービスの利用に関する満足度は、決して十分なものとはいえない。そこで、本講義では、少子高齢化対策としての福祉サービスに対する苦情処理制度、とりわけ、福祉オンブズマン制度を中心に、介護保険法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、自治立法(条例・規則)等からこの問題を検討を行ってゆく。
- (14) (テーマ)「高齢社会と雇用政策」(野田 進)  
わが国の高齢者は、就業率も就職意欲も高く、少子高齢社会の中で、労働力の不足を補い、社会保障財政を支える就業者層として重要な役割を担っている。雇用政策においても、「65歳現役雇用システム」などが重要な政策指針となり、年金法との連動の中で政策が進行し、また個別企業でも60歳定年を見直す長期雇用システム構想が始まっている。これらの最新の実態や政策展開に対して、法的分析を加えつつ、問題の本質に迫る。
- (15) (テーマ)「高齢者の所得保障」(野田 進)  
初期高齢者(younger old)を中心に、所得保障の法的問題の検討を行う。具体的には、退職金・企業年金、雇用保険における高齢者給付、公的年金問題が中心となる。いずれも現在動きの激しい分野であ

り、労働法と社会保障法、法解釈論と法政策論などが交錯する問題領域であるが、予習を課すことで限られた時間を有効に使い、問題の本質に迫りたい。

### 3. テキスト

総合講義であり、特定の教科書は指定されない。15回の講義毎に講義資料、参考書その他の情報が、鹿児島大学のシラバスシステムの「講義計画と記録」のページに添付或いは掲載される。それらをダウンロードして学修すること。

### 4. 参考図書

同上。

### 5. 成績評価方法

◆成績は、次のようにして判定する。

1. 受講生はその所属大学の授業担当主任教員の課題レポートを必ず提出する。
2. その他に、関心のある教員の課題2つについて、レポートを提出する。
3. 各大学の授業担当主任教員が自法科大学院学生の成績評価を行う。
4. 各教員の持ち点は、主任教員が40点、その他の教員各30点で100点満点で採点する。
5. 各教員の成績評価は、持ち点の範囲内で、課題レポート80%、平常点20%とする。
6. 平常点は、授業内での質疑応答等授業への参加度の評価による。
7. 各法科大学院の授業担当主任教員、及び課題レポート提出方法については、後日通知する。

◆評価した水準が、「実務法曹として、わが国における少子高齢社会化と緊密に関わる、法的社会的諸問題領域において、自ら法的・政策的諸課題を発見し、これを解決するために要求される応用的な問題解決能力を涵養する」という本授業の到達目標に照らして、これを高い水準で充足している場合、A+（100－90点）、これを充足している場合、A（80－89点）、これを概ね充足している場合、B（70－79点）、これを最低限充足している場合、C（60－69点）と評価され、この目標に到達していないと評価された場合、F（不合格、59点以下）とされる。

### 6. 備 考

履修条件：民法および刑法を学修しておくことが望ましい。

\* 「少子高齢社会と法」を受講した場合、旧カリキュラムの「子どもをめぐる法律問題演習」「『高齢社会と法』問題演習」に読み替える。「少子高齢社会と法」は後期に開講されるが、開講の形式等については別途通知する。シラバスについては、別途鹿児島大学「電子シラバスシステム」に掲示する。

その他の注意

本講義は、九州大学の授業時間により実施する。

- 1 限：8:40～10:10
- 2 限：10:30～12:00
- 3 限：13:00～14:30
- 4 限：14:50～16:20
- 5 限：16:40～18:10
- 6 限：18:30～20:00





3 年

### Ⅲ. 3年次目次

#### Ⅲ-1. 前期

公法総合問題演習 A	小栗 實	124
	土居 正典	
	伊藤 周平	
商法問題演習 A	志田 惣一	126
民法総合問題演習 A	采女 博文	128
	緒方 直人	
	松下 良成	
	志田 惣一	
	齋藤 善人	
	白鳥 努	
	村山 洋介	
法曹倫理	前田 稔	130
民事訴訟実務の基礎 B	笹井 朋昭	132
民事模擬裁判	松下 良成	134
	成見 正毅	
刑事模擬裁判	大久保 信英	136
法理学	石川 英昭	138
倒産法 B	齋藤 善人	140
知的財産法問題演習	曾我 一正	142
租税法	大森 健	144
国際法	井上 知子	146
国際私法	眞砂 康司	148
社会保障法	伊藤 周平	150
インターネットと法	酒匂 一郎	152
不動産登記法問題演習	松蘭 圭	154
自治体法政策問題演習	土居 正典	156
法医学	小片 守	158
契約実務	大隈 一武	162
刑事法総合問題演習 B	前田 稔	164
	中島 宏	
	森永 真綱	

### III-2. 後期

公法総合問題演習 B	伊藤 周平	170
民事執行・保全法	川嶋 四郎	172
商法問題演習 B	志田 惣一	174
民事法総合問題演習 B	采女 博文	176
	緒方 直人	
	松下 良成	
	志田 惣一	
	齋藤 善人	
	白鳥 努	
	村山 洋介	
刑事法総合問題演習 A	前田 稔	178
	中島 宏	
法社会学	米田 憲市	180
外国法	村山 洋介	182
	石川 英昭	
	植本 幸子	
	大野 友也	
	森田 豊子	
倒産法問題演習	田頭 章一	184
租税法問題演習	大森 健	186
商業登記法問題演習	山田 幹哉	188
労働法	中内 哲	190
労働法問題演習	中内 哲	192

### III-3. 集中講義

環境法	岩崎 恭彦	196
刑事処遇論	土井 政和	198
民事救済法特論	川嶋 四郎	204

3年 前期

## 1. 授業の目標

これまで憲法および行政法を学んできたので、その2つの法領域にまたがる融合的な事例問題について検討する。設問を準備し、その討議を授業でおこなう形式でおこなう。3人の教員が小栗は主に憲法分野について、土居は主に行政法分野について、伊藤は主に社会保障・社会福祉分野について担当する。

毎回、事前に設問を提示するので、それに対するコメントを担当者に作成してもらい、レジュメにして報告し、議論・解説を加えるという形式をとる。

## 2. 授業の内容

- (1) 国立大学の入試と司法審査（東京高裁2007（平成19年）3月29日判決）
- (2) 市議会委員会傍聴不許可処分 of 憲法適合性（大阪地裁2007（平成19年）2月16日判決）
- (3) 情報公開条例—非公開処分 of 適法性（最高裁第三小法廷2007（平成19）年4月17日判決）
- (4) 住民訴訟—市有地上の神社と政教分離原則（札幌高裁2007（平成19年）6月26日判決）
- (5) 小選挙区選挙と法の下 of 平等（最高裁大法廷2007（平成19年）6月13日判決）
- (6) 改正行政事件訴訟法（パート1）
- (7) 改正行政事件訴訟法（パート2）
- (8) 公害・環境訴訟1（民事事件）
- (9) 公害・環境訴訟2（行政事件1）
- (10) 公害・環境訴訟3（行政事件2）
- (11) 公法（憲法・行政法） of 争点—国家賠償などを中心に
- (12) 行政手続きと国家賠償—生活保護などの申請手続きと国家賠償をめぐる問題
- (13) 立法 of 不作為と国家賠償—学生無年金障害者訴訟などに関する問題
- (14) 国家賠償と損失補償—憲法17条にもとづく国家賠償法と憲法29条にもとづく損失補償に関する問題
- (15) 損失補償と損害賠償 of 谷間—予防接種副作用事件などに関する問題公法（憲法・行政法） of 争点—国家賠償などを中心に

## 3. テキスト

（小栗）芦部信喜『憲法』（岩波書店）

（土居）高木光＝稲葉馨『ケースブック行政法第3版』（弘文堂 平成19年）

(伊藤)授業の際に適宜指示する。毎回、レジュメ・資料は配布する。

#### 4. 参考図書

(小栗) 憲法判例百選Ⅰ、Ⅱ  
ジュリスト増刊『重要判例百選』  
『ケースメソッド公法』(日本評論社)

(土居) 日本弁護士連合会編『ケースメソッド環境法第2版』(日本評論社)

#### 5. 成績評価方法

期末試験(担当教官ごとに20点として合計60点)、平常点(40点)の総合評価。平常点には授業のさいに提出するレポートの評価点および出席点、授業での発言の積極性の評価点等を含む。

期末試験は、論述式問題を出題する。①憲法分野、行政法分野、社会保障・国家賠償分野から1題ずつ出す予定。法的な概念、判例の理解がどこまでできているか、②事例に即してどれだけ具体的に分析できているか、③説得力のある結論を導いているか否かといった観点で評価をする。

平常点は、提出するレポートの出来、毎回の授業への出席回数、発言の頻度、教師の質問に対して的確に答えることができたか、などを中心として評価する。

#### 6. 備 考

毎回、設問を出すので、担当者必ず報告、それ以外の受講生は読んで、考えておくこと。

## 1. 授業の目標

会社法に関する法的紛争処理についての十全な理解を図る。本演習では、商法 A・B で修得した基礎的法知識の体系的理解を、判例および具体的設例の検討を通してより実践的なものとし、会社法解釈論の運用能力の定着を図ることを目標とする。また、本演習では、判例および具体的設例を素材に受講者および教員との間で双方向対話型の授業が展開され、そこでの議論を通じて、法的議論の能力を涵養するとともに、従来形成されてきた判例法理、学説、他者の見解等を批判的に検討し、自らの力によって法規範を創造しうる創造的思考能力を涵養し、より実践的で高度な問題解決能力を身につけることを目標とする。

## 2. 授業の内容

- ① 会社訴訟・仮処分：講義
- ② 株式の譲渡：報告および討論
- ③ 株主総会決議の瑕疵等：報告および討論
- ④ 代表行為と取引の安全：報告および討論
- ⑤ 設立：報告および討論
- ⑥ 中間考査 その 1：問題発見能力・文書作成能力
- ⑦ 違法な募集株式の発行
- ⑧ 競業取引・利益相反：報告および討論
- ⑨ 取締役の報酬：報告および討論
- ⑩ 中間考査 その 2：問題発見能力・文書作成能力
- ⑪ 取締役の会社に対する責任 その 1：報告および討論
- ⑫ 取締役の会社に対する責任 その 2：報告および討論
- ⑬ 取締役の第三者に対する責任 その 1：報告および討論
- ⑭ 取締役の第三者に対する責任 その 2：報告および討論
- ⑮ 株主代表訴訟：報告および討論

## 3. テキスト

前田雅弘他『会社法事例演習教材』有斐閣

## 4. 参考図書

神田秀樹『会社法（第 10 版）』弘文堂  
江頭憲治郎『株式会社法（第 2 版）』有斐閣  
東京地方裁判所商事研究会『商事関係訴訟』青林書院  
『会社法判例百選』有斐閣

## 5. 成績評価方法

筆記試験（60点:20点+20点+20点）、平常点（40点）の総合評価。本講義では、「全体の学習目標」のうち、主として①法的思考力、②法的分析能力、③法的議論の能力の涵養をどの程度達成できたかを評価対象とする。筆記試験は事例問題である。指定するテーマに関わる問題を取り上げ、事実の分析・規範の発見・規範の適用・文章表現といった各能力を評価し、各時期における学習達成度を測る。平常点の評価は、提出されたレポートおよび授業中での発言等の、授業への参加度を、評価対象とする。

## 6. 備 考

### 1. 授業の目標

民事法総合問題演習Aでは、民法、商法、民訴法といった民事法の各領域を分野横断的に取り扱う。このことによって、2年次までの民事法領域の学習の成果のさらなる定着を図るとともに、各領域の法律知識の体系的理解が形成されていることを前提に、それらの各領域が交錯している社会的事実としての紛争を、分野横断的な思考で複眼的に分析し、解決していく力を身につける。また、本演習は、実務家教員と研究者教員の共同によって授業が展開される。このことによって、単に理論的な考察を十分に行うにとどまらず、その考察を実務的な判断の中に活かす力を涵養し、法律専門職の活動に必須である専門的知識と応用力を身につけることを目標とする。

### 2. 授業の内容

各回のテーマは以下の通りである。

- ①物権変動と信義則
- ②建築請負契約の瑕疵
- ③保証契約と動機の錯誤
- ④取得時効
- ⑤伝聞証拠と自由心証主義
- ⑥同族会社における株式譲渡
- ⑦同族的中小会社の会社経営をめぐる紛争
- ⑧不動産取引における売主の価格決定に関する説明義務
- ⑨消費貸借の認定
- ⑩間接事実の自白
- ⑪刑事判決との関係
- ⑫代理
- ⑬錯誤
- ⑭使用貸借の成否
- ⑮予備日（中間試験等）

### 3. テキスト

- ①伊藤眞・加藤新太郎編『〔判例から学ぶ〕民事事実認定』（有斐閣、2006年12月）
- ②瀬川信久他編著『事例研究民事法』（日本評論社、2008年）

### 4. 参考図書

- ・1, 2年次の民事系科目で指定されたテキスト、参考図書
- ・司法研修所編『改訂 問題研究 要件事実』（法曹会）〔必携〕
- ・司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会）〔必携〕
- ・司法研修所編『10訂 民事判決起案の手引』（法曹会）
- ・村田渉・山野目章夫編『要件事実論30講』（弘文堂、2007）〔推薦〕
- ・加藤新太郎・細野敦『要件事実の考え方と実務』（民事法研究会、2006）〔推薦〕
- ・岡口基一『要件事実マニュアル（第2版）』（上・下）（ぎょうせい、2007）〔手元にあると便利〕
- ・伊藤滋夫・山崎俊彦『ケースブック 要件事実・事実認定（第2版）』（有斐閣、2005）
- ・伊藤滋夫『要件事実・事実認定入門』（有斐閣、2003）

### 5. 成績評価方法

期末試験60%、プロセス評価40%

\*プロセス評価は、中間試験30%、授業中の応答・課題レポート等10%とする。

## 6. 履修条件

必修科目であるため、履修条件はないが、総合問題演習の性質上、授業は2年次担当の民事系科目の履修を前提に展開される。

## 7. 備考

指定された判例・事例についてあらかじめ検討した上で授業に参加すること。多様な形態での対話・討論型授業となる。

## 1. 授業の目標

法曹三者が直面する法曹倫理上の具体的事例につき、その背景、問題点を指摘した上で、どのような対応を取ることが最善であったか等を分析することができ、今後、法曹として、実務に携わるに際して、高い法曹倫理を保持すると共に、同種不祥事に関わることがないように自戒させることを講義の目標とする。

## 2. 授業の内容

法科大学院においては、法律専門職である実務法曹の養成を目的としているが、その取り扱う対象は、民事事件・刑事事件・労働事件・行政事件等多様な法的トラブルである。

そして、民事的トラブルにおいては、背景に、経済取引を巡る駆け引き、親族間における愛憎等が存在していることが多く、又、刑事事件においても、背景に、怨恨、憎悪、金銭的欲望等が存在している。

このような多様な法的トラブルを処理する上で、紛争相手方からの利益供与、破産管財事件等における預り金の横領等の不祥事が多発する傾向にあり、今後、法曹が著しく増加する状況で、不祥事の件数は、更に増幅する懸念がある。

さらに、弁護士の増加と執務環境の多様化により、従前来の個人事務所での活動を前提とする弁護士倫理をはじめ、裁判官・検察官・組織内弁護士・法人形態の法律事務所に属する法曹などとして、多様な地位や業務形態によってそれぞれに存在する倫理原則のあり方についての理解が求められる。

こうした事情を踏まえて、事件処理上の業務遂行における諸規律や、顧客や相手方、裁判所・検察庁等諸機関との関係のあり方など専門職としての行動規範的な側面に加え、法律事務を独占的に扱うことが認められている事実、それに伴い与えられている相当の社会的地位と、社会からの期待や責務などを涵養する必要がある。

そこで、弁護士倫理を中心として、実務家自身が、その業務遂行に際し、どのような法的トラブルに直面するかについて、具体的な事例を取り上げながら、実務法曹の現実像とあるべき姿を検討していくこととしたい。

## 3. テキスト

自由と正義平成17年56巻6号臨時増刊解説弁護士職務基本規程

## 4. 参考図書

- ・塚原英治・宮川光治・宮澤節生編『法曹の倫理と責任〔上〕〔下〕』（現代人文社）
- ・森際康友編『法曹の倫理』（名古屋大学出版会）
- ・高中正彦著『法曹倫理講義』（民事法研究会）
- ・小島武司・田中成明・伊藤眞・加藤新太郎編『法曹倫理』（有斐閣）
- ・加藤新太郎著『コモンベシック弁護士倫理』（有斐閣）
- ・飯島澄雄＝飯島純子著『弁護士倫理 - 642の懲戒事例から学ぶ10ヶ条』（レクシスネクシス・ジャパン）
- ・司法研究所『民事弁護の手引き』『刑事弁護実務』

## 5. 成績評価方法

成績評価については、筆記試験(期末)50%、レポート内容及び口頭報告30%、平常点を20%とする。

平常点の評価基準は、出席状況、事前準備、授業における積極的な取り組み状況である。

## 6. 備 考

報告・討論方式を重視して実施する。



## 1. 授業の目標

訴訟の目的は、権利義務又は律関係を確定して紛争を解決することであり、この目的を達成するためには、事案に即して重要な争点は何かを見極め、主張立証責任などの基本的なルールをふまえて、証拠により事実を確定していくという作業が必要になる。この講義では、実際の訴訟手続の進行に即して訴訟運営のあり方について理解を深めるとともに、争点整理や事実認定に欠かせない基本的な考え方（要件事実、事実認定の基礎等）を学修することを目的とする。

## 2. 授業の内容

### ①② 民事訴訟の基本構造、要件事実論序説

民事訴訟の基本構造について、特に、審判の対象である訴訟物（訴訟上の請求）が実際の民事裁判で持つ意味、要件事実が争点整理などで果たす機能を概観するとともに、要件事実に関する基礎的な知識（主張責任・証明責任とその分配、請求原因・抗弁等の意味など）を再確認する。

### ③～④ 訴え提起～第1回口頭弁論期日まで

訴えの提起から第1回口頭弁論期日までの手続について、手続に関する基本的事項を確認するとともに、訴状、答弁書の機能やその記載のあり方について理解を深める。

### ⑤～⑦ 争点整理手続

弁論準備手続その他の争点整理のための手続について基本的な事項を確認するとともに、争点及び証拠の整理における求釈明の機能（釈明権、釈明義務）、主張や書証（陳述書を含む。）をふまえた争点整理のあり方について理解を深める。必要に応じて、実際に近い準備書面等から、求釈明事項の検討や争点の分析等を行いながら、要件事実の分析に関する理解をさらに深める。

### ⑧～⑪ 証拠調べ手続及び事実認定

証拠にはどのようなものがあり、その収集方法としてどのような手段があるのか、民事訴訟法が規定している証拠調べの方法はどのようなものか、事実認定の方法論などについて概観した上で、必要に応じて、実際に近い記録を用いて、事実認定に関する理解を深める。

### ⑫ 訴訟の終了方法（判決・和解）、まとめ等

前回までの事実認定の検討を前提に、判決の結論、紛争解決方法としての和解の意義、判決の結論の見通しを踏まえた和解のあり方などについて検討する。

### ⑬～⑭ 判例について

民事訴訟実務においては判例が極めて重要な役割を果たしており、どのような立場で民事訴訟に関与するにせよ、判例を正確に理解することが不可欠である。そこで、具体的な判例を題材として、そのうちどの部分が判例になるか、判例の拘束力の及ぶ範囲はどこまでか等を検討する。

### ⑮ 予備日

## 3. テキスト・参考図書

- 紛争類型別の要件事実（司法研修所編）
- 問題研究要件事実（司法研修所編）

## 4. 成績評価方法

平常点（40%）、定期試験（60%）の総合評価とする。  
平常点は、授業への出席状況、発言及び質問その他の授業への貢献度を考慮する。

## 5. 備考

民事実体法・民事手続法のほか要件事実の学修も一とおり修了したことを前提に、必要に応じてより生の事件に近い題材を用いて、民事訴訟法実務の基礎を身につけることがこの講義の

目標である。レジュメ、課題はあらかじめ配布し、受講生が事前に検討していることを前提に、対話的に講義を進める予定である。

## 1. 授業の目標

民事紛争の公権的解決手続である民事裁判について、訴訟提起の依頼を受けた時点から判決に至るまでの一連の流れを、実際に模擬裁判などで体験しながら実習する。

扱う事件は、実際の裁判例などをモデルにしたものであり、実体法と訴訟法の双方の学修を振り返りながら立体的に裁判の流れを体験する。

## 2. 授業の内容

### ① 講義の進行と扱う事件などについての説明

講義全体の目標と流れを説明し、検討の対象となる事件を説明し、何が問題となるのかを議論させながら、実体法の学修の再確認をする。

### ② 依頼人との面談および事件の法的構成

依頼人から訴訟提起の依頼を受けたものとして、聞き取りの結果などから、紛争を法的に構成する。複数の可能性を検討しながら、事件の解決にとって最適な構成を考えさせ、さらに探すべき事実は何かを検討させる。

### ③ 訴状の作成の準備

要件事実を確認し、判例・学説などを調査・検討する作業を続け、訴状作成に至る準備を行わせる。

### ④ 訴状の作成

以上の準備の元に、訴状（＝請求の趣旨及び原因）を要件事実を念頭に置いて記載させる。即日に起案させ、次週までに添削を行って返却する。全員にノートパソコンを貸与するので、提出は電子メールで行い、添削及び返却も電子メールで行う予定である。

### ⑤ 訴状の添削と要件事実の再確認

提出された訴状についての講評および問題点の指摘を行い、あらためて要件事実などを再学修する。

### ⑥ 答弁書の作成と添削

被告側の代理人となったものとして、訴状に対する答弁書を作成する。即日、起案させ、添削のうえ返却する。

### ⑦ 立証計画

争点を確認し、どのように立証していくか、立証計画を検討する。民事訴訟法の証拠についての細則も確認し、実務上の問題点を確認しておく。

### ⑧ 証人尋問の実習（1）

模擬法廷を利用し、原告側の証人尋問の実習を行う。

### ⑨ 証人尋問の実習（2）

前回（⑧）の証人尋問をビデオに録画しておき、適時、コメントしながら問題点を指摘し、証人尋問の方法についての理解を深める。

### ⑩ 証人尋問の実習（3）

被告側の証人尋問の実習を行う。

### ⑪ 口頭弁論（ディベート）の準備

受講生を二つのグループ（原告側と被告側）に分け、原告グループには、自分の法的主張を口頭で主張し、相手方や裁判官を説得するための弁論の準備を行わせる。法的構成と要件事実、必要な証拠方法を再確認させ、最終弁論を構成することになる。

被告グループにも同様に、自分たちの最終弁論の準備を行わせる。

⑫ 口頭弁論（１）

原告側・被告側に弁論を行わせる。教官が裁判官役となるが、受講生の中からも陪席裁判官を担当し、裁判の進行を体験する。

⑬ 口頭弁論（２）

弁論の方法についての理解を深める。

⑭ 判決の作成（１）

双方の弁論と証拠に基づいて判決の起案を行う。判決文の構造を説明し、即日、起案させ、添削のうえ、返却する。

⑮ 判決の作成（２）

提出された判決文についての講評および問題点の指摘を行い、必要な点の補充を行う。

**3. テキスト**

必要な教材は、あらかじめ配布する。

**4. 参考図書**

必要に応じて、その都度、指示する。

**5. 成績評価方法**

訴状、答弁書、準備書面、判決起案等の平常点によって評価する。  
定期試験は行わない。

**6. 備 考**

法科大学院での学修を実際に試す実習であり、他の講義にも増して自主的な学習が必要となる。試験は実施せず、提出された訴状・答弁書、実際の弁論の他、平常点を中心にして成績をつける。

## 1 授業の目標

覚せい剤取締法違反被告事件を題材に、公判準備（請求証拠の整理、冒頭陳述書の作成等）の実務の実際を説明しながら、この準備を実務に即して模擬的に行った上、最終的には、各院生が、裁判官、検察官及び弁護人の法曹三者並びに被告人及び証人等の役割を担当し、公判の冒頭手続から判決に至るまでの第一審公判手続を模擬裁判形式で実際に体験することにより、公判準備（事前準備）及び公判手続の流れを一通り理解する。

## 2 授業の内容

### 【題材となる事案の概要】

平成17年11月3日、覚せい剤所持により現行犯逮捕された伊集院翔は、この覚せい剤は被告人朝倉良介から同月1日に購入したものと供述したことから、警察官らが、被告人が使用している部屋を令状により捜索したところ、注射器、電子秤及びチャック付きビニール等の覚せい剤と関連する物品が発見された。被告人は、このような経緯で、上記の覚せい剤譲渡の事実により通常逮捕され、起訴された。

ところが、被告人は、覚せい剤とは一切関係がなく、被告人方から発見された物は、伊集院の恩人であり捜索時に捜索現場から逃走した藤枝信安の物であるとして、譲渡の事実を否認している。

被告人の内妻（後に妻）谷不二子は、捜査段階においては、被告人が覚せい剤の密売をしていた旨供述したが、公判段階においては、被告人は覚せい剤の密売などしておらず、捜査段階の供述は全くの嘘であると供述する。

伊集院は、一貫して被告人から本件覚せい剤を譲り受けたと供述するものの、公判において初めて、他の密売人からも覚せい剤を購入していたことを認めるという状況に至る。

そこで、各人の供述の信用性、谷の検面調書の刑訴法321条1項2号後段による請求等が問題となり、最終的には、伊集院が本件覚せい剤を被告人以外の者から購入した可能性を排斥できるかどうかということになる。

### 【実施要領等】

- ① 公判準備、公判の進行状況に応じて、あらかじめ、捜査結果としての検察官手持記録ないし公判記録及び実務的な参考資料を配布する。模擬裁判時には、上記1の役割分担に従って模擬裁判を実施するが、授業においては区別せず、授業の進展に従って、全員に、冒頭陳述書、論告、判決書等を起案していただく。
- ② 裁判官の立場としては、事前準備、争点整理、証人尋問における異議申立てに関する決定、取調べ済みの証拠による事実認定等を行う。
- ③ 検察官の立場としては、提出証拠の選定、証拠開示、冒頭陳述書の起案、証人との事前打合せ、尋問事項書の作成、証人尋問、異議の申立てに対する検察官としての意見（反論）の検討等を行い、論告を起案する。
- ④ 弁護人の立場としては、弁護方針の検討、開示された証拠の同意・不同意の意見の検討、検察官請求の証人尋問における主尋問時の異議申立て及び反対尋問の内容の検討、被告人との事前打合せ、被告人質問の検討・実施を行い、弁論を起案する。

## 3 テキスト

使用教材は「覚せい剤取締法違反被告事件」記録（法務総合研究所作成の公判演習教材）

## 4 参考図書

- ・ 「第一審公判手続の流れ」（法務総合研究所作成の補助教材【平成20年度後期「刑事訴訟実務の基礎」の授業で配付済み】）
- ・ 「刑事尋問技術 改訂版」 山室 恵 編著 ぎょうせい

## 5 成績評価方法

公判関係の各種文書の起案能力、尋問（質問）準備及び尋問（質問）技術、異議申立て及び応答能力、平素の受講態度

## 6 備考

本事例は、裁判員裁判対象事件ではない。しかし、裁判員裁判を念頭において先に施行されている「公判前整理手続」の制度は、罪種を問わず実施され得るものである。したがって、適宜、この両制度についても言及する。なお、今後も、従来どおり、いわば裁判官裁判が多くを占めることになることは、裁判員裁判対象事件が凶悪重大事件等に限定されている以上、当然である。

## 1. 授業の目標

本講義は、大きく三つのテーマを持つ。一つは近代法の特質解明であり、二つは法理論の諸問題であり、三つは正義及び倫理にかかわる諸問題である。

第一のテーマでは、近代法の歴史的生成条件の理解、及びそこから生じてきた近代法の特色の理解、並びに近現代の司法の特色の理解を目標として定めている。

第二のテーマでは、様々な法理論の理解、並びに法理論と解釈理論及び権利論との関わりを理解を目標として定めている。

最後のテーマでは、現代における様々な正義論の理解、及び現代日本社会に存在する倫理問題を時宜的に取り上げ、そこに存在する問題の諸相の理解を目標として定めている。

## 2. 授業の内容

### ① 法理学家内

#### ①' 近代法生成の歴史的諸条件

社会の歴史的展開状況に応じて、法がどのように生成してきたのかを考察するのが、本時間の眼目である。

単一で均質な社会が、二極的支配被支配社会に展開し、さらに多極的社会に展開するに応じて、法の特質がどのように変化して行くことになるのかについて学ぶことになる。

尚、①' と②とを合わせて1.5時間とする。

#### ② 近代法の特質

「法の支配」観念の成立とその正当化根拠について考察するのが、本時間の眼目である。

近代法の特質である「法の支配」の観念の生成要因について比較文化的視点から考察するとともに、その観念の現代的変容を見て行くことでその正当化根拠の変化を理解してゆくことになる。

#### ③ 近代司法の特質

比較法制度的視点から近代司法を見ることによって、近代司法の特質を理解することが、本時間の眼目である。

近代司法は、その正当性を判決の根拠としての客観的法規範及び事実、及びその判決に理由を示すことに求めてきたが、それとは異なる法制度を学ぶことにより近代司法の特質を明確に理解することが可能になる。

#### ④ 法理論1・法理論2

オースティンの法理論及びケルゼンの法理論についてその特色を理解することが、本時間の眼目である。

オースティンは法を意思と理解して法命令説を立て、ケルゼンは法を純粹規範と理解して純粹法学を立てたが、各々の法理論の特色を理解することで、法の事実的特色と規範的特色とを総合的に理解することが可能になる。

#### ⑤ 法理論3

日本の司法は制定法主義に立つが、それとは異なる判例法主義に立つアメリカのリアリズム法学の法理論を理解することが、本時間の眼目である。

リアリズム法学は、事実と規範とに対する懐疑主義を基盤としているが、何故そのような法理論が成立したのかを理解することで、制定法主義に立って法を見ているのとは異なった法理解が可能なることを学ぶことになる。

#### ⑥ 法理論4・法理論5

分析法学の流れの中において、ハートの法理論及びドゥワーキンの法理論の特色を学ぶことが、本時間の眼目である。

ハートは、法システムをルールの複合構造として理解した。それを批判して、ドゥワーキンは法を原理や政策を含む複合システムとして捉えた。このような理論の展開によって、法の理解がどのように変化するのかを学ぶことになる。

#### ⑦ 法理論と法解釈1

上記の法理論1及び法理論2を前提にして、法の解釈について学ぶことが、本時間の眼目である。

法の解釈における「枠」の働きや「包摂」という作業の特色を理解することによって、法命題における「要件」の持つ意義を理解することが可能になる。

⑧ 法理論と法解釈 2

法理論 3、法理論 4、法理論 5 を前提にして、法の解釈について学ぶことが、本時間の眼目である。  
特に、司法における裁量(司法的立法作業)を、様々な立場から捉えることで、司法裁量論の備えている特色及びその意義を理解することが可能になる。

⑨ 権利論 1

権利をめぐる理論の歴史的展開を学ぶことが、本時間の眼目である。  
意思説、利益説にはじまる権利論の理解の様々な現代的な変容を学ぶことにより、権利概念の持っている現代的、社会的意義についての理解を深めることが可能になる。

⑩ 権利論 2

現代社会における重要問題である、権利と公共財とをめぐる理論を学ぶことが、本時間の眼目である。  
現代社会においては、個人権と公共財との葛藤が様々な側面で見られる。その解決の為の理論的作業は経済分野でも試みられているが、それらの試みを前提にして法的理解の枠組みについて学んで行く。

⑪ 現代正義論 1

功利主義の正義論の展開を学ぶことが、本時間の眼目である。  
オーソドックスな正義論の一つである功利主義を学ぶことによって、現代正義論の謂わば基礎型を理解することが可能となる。

⑫ 現代正義論 2

リベラリズムの正義論と共に、その批判者たる共同体主義の理論を学ぶことが、本時間の眼目である。  
前回功利主義と合わせ、オーソドックスな正義論の一つであるリベラリズムを学ぶことによって、現代正義論の大枠を理解することが可能となる。

⑬ 現代正義論 3

手続き的、対話的正义論に至る正義論の展開について学ぶことが、本時間の眼目である。  
現代哲学の主要な柱となっている事実と価値との間で正義を探る正義論の展開を学ぶことによって、現代社会における正義のもう一つのあり方を理解することが可能となる。

⑭ 法と倫理

法と倫理をめぐる基本的な理解を学ぶことが、本時間の眼目である。  
法と倫理をめぐっては、法実証主義的見解と自然法論的見解とが代表的であるが、両者の理解の違いを基礎に、法と倫理との関係理解についての様々な枠組みを学ぶことで、法と倫理との相違及び重なりを理解することが可能になる。

⑮ 現代日本における倫理問題

現代社会に存在する様々な倫理問題の中から時宜的なテーマを取り上げ、その問題に対する理解を深めることが、本時間の眼目である。  
例えば、昨年度は、時効問題を取り上げて、各自の見解を論じ合った。

### 3. テキスト

配付するレジュメ及び資料によって授業を進める。

### 4. 参考図書

R. Unger, Law in Modern Society.

田中成明、『法理学講義』

青井秀夫、『法理学概説』

笹倉秀夫、『法哲学講義』、東大出版会、2002年。

### 5. 成績評価方法

定期試験 (60%)、レポート (20点)、質疑討論点 (20点) の総合評価とする。  
質疑応答点は、授業中の質疑応答の議論を中心として評価する。

### 6. 備考

特になし。

### 1. 授業の目標

いわゆる倒産手続法の部分を中心とする。一つには、破産手続の流れを念頭に、破産法の手続規定の基本的理解に意を用いる。二つには、再建型法的整理の基本法である民事再生法について、とくに清算型の破産とは異なる手続規定、たとえば通常再生における「再生計画」、「小規模個人再生」および「給与所得者等再生」、「住宅資金貸付債権に関する特則」などを中心に検討する。その過程において、倒産手続法の基本論点の解明を通して、論理的思考能力、批判的検討能力ならびに多面的な分析力を涵養したい。

### 2. 授業の内容

- 【1】 別除権（1）
- 【2】 別除権（2）
- 【3】 別除権（3）
- 【4】 係属中の訴訟手続と倒産
- 【5】 倒産手続開始の手続的要件と実体的要件
- 【6】 倒産手続開始前の保全処分
- 【7】 倒産手続開始決定
- 【8】 倒産債権の調査・確定
- 【9】 倒産債務者財産の管理—破産財団の管理と換価／再生債務者財産の管理と業務の遂行—
- 【10】 配当手続と破産手続の終結
- 【11】 破産免責
- 【12】 通常民事再生手続（1）
- 【13】 通常民事再生手続（2）
- 【14】 小規模個人再生と給与所得者等再生
- 【15】 住宅資金特別条項

### 3. テキスト

- i) 小林秀之=齋藤善人・新論点講義 破産法（弘文堂・平成19）
- ii) 青山善充=伊藤眞=松下淳一・倒産判例百選[第4版]（有斐閣・平成18）

### 4. 参考図書

- i) 伊藤眞・破産法・民事再生法（有斐閣・平成19）
- ii) 山本和彦=中西正=笠井正俊=沖野眞己=水元宏典・倒産法概説（弘文堂・平成18）
- iii) 竹下守夫編集代表・大コンメンタール破産法（青林書院・平成19）
- iv) 園尾隆司=小林秀之編・条解民事再生法 [第2版]（弘文堂・平成19）
- v) 山本克己=山本和彦=瀬戸英雄編・新破産法の理論と実務（判例タイムズ社・平成20）
- vi) 櫻井孝一=加藤哲夫=西口元編・倒産処理法制の理論と実務（経済法令研究会・平成18）

## 5. 成績評価方法

1. 期末試験（80点）と平素の授業におけるプロセス評価（20点）の総合評価による。
2. 期末試験
  - 1) 出題形式
    - ①事例問題 大問1（小問3～4より成る）
    - ②各小問毎の配点を問題文中に明示
    - ③六法（判例付のものは除く）のみ参照可
  - 2) 試験時間 90分
  - 3) 採点基準
    - ①簡素化された事例を基に、各小問で提示された問いに対して、論理的に整合し、筋道立てた思考がなされているか。
    - ②条文や判例などの正確な把握・分析を前提に、各小問に対する自己の見解の肉付けがなされているか。
    - ③論述にあたって、整序された形で、スムーズな論理が展開されているか。
3. プロセス評価
  - 1) 積極的かつ主体的な授業への寄与度を評価する。
  - 2) 評価項目の例示
    - ①授業の場での発言頻度
    - ②設問に対する回答内容
    - ③他者の回答に対する疑問点の指摘や批判的検討
    - ④設問や回答を契機とする発展的課題の示唆
    - ⑤議論を総括する形での整理…など

## 6. 備 考

基本的には、倒産法Aと同様に、プロブレムメソッドを採用したい。電子シラバスのケースに挙げられた事案をもとに、Qで提示された設問を考える形で授業は進行する。各自がQについての回答を携え、授業においては、その回答に基づき相互に議論を展開したい。

## 1. 授業の目標

知的財産法 A での特許法、知的財産法 B での著作権法で習得した知識を基に判例を基本とした演習問題を中心とし、更に商標法と意匠法、及び不正競争防止法の解説を加えることにより知的財産法全般を網羅し、知的財産法の高度な包括的理解を目標とする。

## 2. 授業の内容

- ① [解説] 不正競争防止法 (1) 不正競争と不正競争防止法  
[問題演習] 特許法 (1) 特許要件
- ② [解説] 不正競争防止法 (2) 営業秘密とドメイン名  
[問題演習] 特許法 (2) 発明者とその権利
- ③ [解説] 不正競争防止法 (3) その他の不正競争  
[問題演習] 特許法 (3) 職務発明
- ④ [解説] 不正競争防止法 (4) 民事上の救済  
[問題演習] 特許法 (4) 効力
- ⑤ [解説] 不正競争防止法 (5) 適用除外  
[問題演習] 特許法 (5) 経済的利用
- ⑥ [解説] 不正競争防止法 (6) 刑事的制裁  
[問題演習] 特許法 (6) クレーム
- ⑦ [解説] 意匠法 (1) 意匠の定義と意匠法  
[問題演習] 特許法 (7) 均等侵害
- ⑧ [解説] 意匠法 (2) 登録の要件  
[問題演習] 特許法 (8) 間接侵害・一部実施
- ⑨ [解説] 意匠法 (3) 類似と侵害  
[問題演習] 特許法 (9) 抗弁
- ⑩ [解説] 意匠法 (4) 意匠法特有の制度  
[問題演習] 特許法 (10) 救済
- ⑪ [解説] 商標法 (1) 商標制度と商標法  
[問題演習] 著作権法 (1) 著作物
- ⑫ [解説] 商標法 (2) 登録の要件  
[問題演習] 著作権法 (2) 侵害
- ⑬ [解説] 商標法 (3) 出願と効力  
[問題演習] 著作権法 (3) 侵害の抗弁
- ⑭ [解説] 商標法 (4) 類似と侵害  
[問題演習] 著作権法 (4) 経済的利用

- ⑮ 【解説】 商標法（５）マドリッド協定  
【問題演習】 著作権法（５）人格権

### 3. テキスト

土肥一史「知的財産法第10版」中央経済社  
田村善之「知的財産法第4版」有斐閣

### 4. 参考図書

特許庁編「工業所有権法逐条解説第16版」発明協会  
加戸守行「著作権法逐条講義」著作権情報センター  
ケースブック知的財産法」弘文堂（必須）

### 5. 成績評価方法

通常点 30%

定期試験（筆記）70%

注：すべての受講生のレベルが定期試験前に「法科大学院での単位修得」基準を上回っていた場合、筆記試験に代えてレポート試験を課す場合もある。

### 6. 備考

基本書を何度も精読すること。練習問題としてプリントを配布するので各自その学習は最低行うこと。またケースブックの練習問題は頭の中で考えるだけでなく必ず自分の答案を作成すること。

## 1. 授業の目標

新司法試験の試験範囲は所得税法を中心に法人税法の基礎も含まれている。そこで、この租税法では、所得税法と法人税法の基礎をしっかりと理解してもらうことを目指す。この講義で基礎を理解した人が後期の「租税法問題演習」で扱う判例研究に進むことが理想的である。

## 2. 授業の内容

### ① 租税法主義と租税回避

憲法 84 条（租税法主義）を中心に不確定概念について検討し、租税回避行為と租税法主義の関係について理解する。

### ② 日本の税法の体系

AがBに不動産（取得価額1千万、時価5億円、評価額4億円）を贈与した事例を素材に、日本の税法の基本的仕組みを理解する

### ③ 所得の概念

所得税法では、利子所得や給与所得等の個別の所得類型については規定し、それらのいずれにも該当しない所得を雑所得として定めている。しかし「所得」そのものの定義規定を設けていない。所得とは何か、包括的所得概念と制限的所得概念を通して、所得税法の構造を理解する。

### ④ 所得の区分（1）

給与所得と事業所得の区別等の所得区分の仕組みを理解する。

### ⑤ 所得の区分（2）

譲渡所得と他の所得の区分を中心に所得区分の理解を深める。

### ⑥ 必要経費論

所得税法上の必要経費に係わる問題点を理解する。

### ⑦ 所得控除論

所得税法の各種所得控除の本質を理解する。

### ⑧ 所得税法の体系

所得税法の全体構造を再整理する。

### ⑨ 課税単位論

所得・法人双方に係わる課税単位の問題を理解する

### ⑩ 法人税の存在理由

法人税の本質を理解する。

### ⑪ 法人税の納税義務者と課税範囲

法人・社団・組合等の課税関係を理解する。

### ⑫ 法人税の「所得」計算構造

法人税の計算構造と全体像を理解する。

### ⑬ 所得・法人税の手続問題

租税確定手続等の問題点を理解する。

⑭ 所得税法と法人税法の交錯

会社と会社の役員を取引をめぐる問題を総合的に理解する。

⑮ 所得税法と法人税における経費概念

**3. テキスト**

三木義一『よくわかる税法入門（第4版）』有斐閣。

**4. 参考図書**

金子 宏『租税法（第13版）』（弘文堂）

三木義一『新税理士春香の事件簿』（精文社）

**5. 成績評価方法**

定期試験(80%)、課題レポート(10%)、質疑討論(10%)

**5. 備 考**

テキストの十分な予習を要する。

## 1. 授業の目標

国際法とは、国際社会における主として国家間の関係を規律する法規範の総体である。伝統的国際法と現代国際法とを比較しながら国際法の基本問題について講義する。

本講義では、国際社会における国際法の構造と機能を理解し、実務上必要とされる専門的法知識を修得するとともに、それらの知識を具体的な紛争に適用して法的結論を導き出すための法的思考能力及び法的分析能力を涵養することを目標とする。

## 2. 授業の内容

- 第1回 国際法の概念
- 第2回 国家
- 第3回 国家機関
- 第4回 国際組織
- 第5回 法源
- 第6回 条約法
- 第7回 国際法と国内法
- 第8回 国家責任
- 第9回 国家領域
- 第10回 海洋法
- 第11回 空法と宇宙法
- 第12回 国際人権法
- 第13回 紛争の平和的解決
- 第14回 平和と安全の維持
- 第15回 武力紛争法

## 3. テキスト

- \* 中谷・植木・河野・森田・山本『国際法』有斐閣アルマ、2006年
- \* 松井芳郎編集代表『ベーシック条約集（最新版）』東信堂
- \* 山本草二・古川照美・松井芳郎編『国際法判例百選』有斐閣、2001年

## 4. 参考図書

- \* 田畑茂二郎『国際法新講 上』東信堂、1990年
- \* 同 『国際法新講 下』東信堂、1991年
- \* 山本草二『国際法（新版）』有斐閣、1994年
- \* 松井芳郎編集代表『判例国際法（第2版）』東信堂、2006年

## 5. 成績評価方法

期末試験（80点）、平常点（20点）の総合評価とする。平常点の評価は、小テストとレポートにより行い、授業の理解度を確認する。

## 6. 備考

予習した上で授業に臨むことが必要である。



## 1. 授業の目標

国際私法は、国際契約や国際結婚などの渉外的私法関係の法的規律において法選択という必要不可欠な役割をになう法である。本講義は、市民生活で生じる渉外的私法関係に関する法律問題に的確に対応できるよう、かかる国際私法の基本理論の習得を目指すものである。

## 2. 授業の内容

### (1) 渉外的私法関係の法的規律

地球的規模で見ると、基本的に、民法、商法などの私法は相互に内容を異にする国家法として地域的に並存している状況にある。ここではかかる基本状況を知り、そのような状況下、複数の国と関連する渉外的私法関係について法的規律を行うには、どのような問題があるのかを整理、理解する。統一法による規律と国際私法による規律の相違も学ぶ。

### (2) 国際私法の性質、構造

国際私法とは、渉外的私法関係に適用すべき法律（いわゆる準拠法）を選択、指定する法であり、民法や商法などの権利義務関係を直接規律する、いわゆる実質法とは異なった性質をもち、また、準拠法を選択、指定する独自の構造を有している。ここでは、こうした国際私法に特有の性質と独自の構造を概括的に理解する。

### (3) 国際私法の沿革、国際私法の法源

世界的規模で国際私法理論の歴史を概観し、これまでの国際私法学の進展を理解する。引き続き、わが国の国際私法の法源（その主要成文法源は法の適用に関する通則法〔以下、通則法と略〕である）も概観する。

### (4) 総論 1

法律関係の性質決定：国際私法規定はそれぞれ、規定の適用対象となる単位法律関係を示す概念を含んでいる。そして、現実の事案で、問題の生活関係に国際私法規定を適用すべき場合、まず、その生活関係がどの国際私法規定の法律概念に該当するかが決められなければならない。これは国際私法規定に含まれている単位法律関係を示す概念はどのような内容をもつかを決定する問題である。ここでは、かかる法律関係の性質決定の問題を学ぶ。

### (5) 総論 2

連結点の確定：準拠法決定のための媒介として選ばれた単位法律関係の構成要素を連結点というが、これの確定に関する諸問題を学ぶ。連結点とは何か、から学び、連結点の定め方、すなわち連結政策、連結点の主張と立証、連結点不明の場合の処理等を学ぶ。

### (6) 総論 3

反致：関係国国際私法の法選択に消極的抵触が生じている場合、法廷地国際私法が他国の国際私法をも考慮して準拠法の決定を行うことがある。今回は、この反致主義に関して、その理論的根拠及び実際の根拠を学び、またその意義を検討する。

### (7) 総論 4

不統一法国法の指定、未承認国家法の指定：まず、一国内に複数の私法が並び行われている国、すなわち不統一法国の法が準拠法として指定される場合の諸問題を学ぶ。続いて、国際私法により準拠法として指定される法は法廷地国によって承認された国家ないし政府の法でなければならないかの問題、すなわち未承認国家法の指定に関する諸問題を学ぶ。

### (8) 総論 5

外国法の適用排除：外国法が準拠法として指定されたが、それを適用するとどうしても日本の私法的社会秩序が破壊される場合がある。このような場合になされる当該外国法の適用排除、すなわち国際私法上の公序に関する諸問題を学ぶ。

### (9) 総論 6

まとめと残された問題：これまで国際私法の総論に関する基本問題を学んできたが、ここでは、これまで学んできた総論問題の体系的整理を行い、その理解を深めると共に、残された国際私法総論の諸問題を整理する。

### (10) 各論（財産法分野 1）

自然人と法人：ここではまず、取引主体のうち、自然人について、権利能力の準拠法に関する問

題、行為能力の準拠法に関する問題他を学ぶ。続いて、法人に関する諸問題を学ぶ。とくに法人に関する諸問題のうち、法人に関する抵触法上の問題、すなわち法人属人法の決定基準、法人属人法の適用範囲に関する問題を学ぶ。

(11) 各論（財産法分野 2）

契約：通則法は契約準拠法の決定に関して、まず当事者自治の原則を認める。ここでは、かかる原則を中心に学ぶ。

(12) 各論（財産法分野 3）

法定債権：ここでは、法定債権のうち特に不法行為について、その準拠法の決定に関する諸問題を学ぶ。

(13) 各論（家族法分野 1）

婚姻：婚姻の実質的成立要件、形式的成立要件の準拠法に関する諸問題を学ぶ。特に、通則法における配分的適用の問題、選択的連結と日本人条項の問題等を検討し、ついで、婚姻の効力の準拠法に関する諸問題を段階的連結を中心に学ぶ。

(14) 各論（家族法分野 2）

離婚：離婚の準拠法の決定と適用に関する諸問題を学ぶ。

(15) 各論（財産法・家族法分野）

残された問題：これまで国際私法の各論に関するいくつかの基本問題を学んできたが、ここでは、残された国際私法各論の諸問題を概観する。

### 3. テキスト

テキスト等に関しては授業開始までに指示する。

### 4. 参考図書

適宜、紹介する。

### 5. 成績評価方法

定期試験（60％）、小テスト（20点）、質疑応答点（20点）の総合評価とする。

質疑応答点は、授業中の質疑応答等を中心として評価する。体系的理解の上に立った整理、応答をしているか、問題点の観念・理論的、政策的な分析、主張ができていないか等を判断、評価する。

### 6. 備考

国際私法は、民法や商法などのいわゆる実質法とは全く異なった構造をもつ法であるがゆえに、積極的予習姿勢で講義に臨むことが肝要である。さらに、講義中に尋ねられた質問に対しても相応の対応ができるだけの準備も必要である。

## 1. 授業の目標

高齢化社会の進展と出生率の低下の中で、社会保障制度改革と称して、介護保険の施行や健康保険法等の改正など社会保障諸法の頻繁な改正がなされ、社会保障法は急速な再編変容の過程にある。特に社会福祉の分野では、社会保険方式の導入や契約によるサービス提供が主流になりつつあり、それに伴い現場ではさまざまな紛争が生じ、介護保険料の行政訴訟が提訴されるなど訴訟にもちこまれる事例も増えている。

ここでは、社会保障法の体系の基礎的な概説からはじめて、社会保障各法の基礎構造を明らかにし、社会保障の現場で生じている紛争事例や裁判例の分析を行い、社会保障の法的問題や課題を浮かび上がらせるとともに、社会保障法への関心を高め、この領域での問題・紛争解決能力を醸成することを目的とする。

## 2. 授業の内容

### ① 社会保障法とは何か―その目的と歴史的背景

社会保障とは何かという観点から、社会保障法の意義と目的を説明し、社会保障に関する立法が形成されてきた歴史的背景を救貧法から公的扶助への転換、社会保険と公的扶助との交錯現象による社会保障制度の確立といった流れの中で理解させる。

### ② 社会保障の法体系と特質

日本の社会保障の法体系を概説し、中心となる社会保険法の特徴と意義、さらに保険原理と扶助原則、応能負担と応益負担といった社会保障の原則をめぐる論議を鳥瞰し、社会保障法の特質と現状への基本的視点を醸成する。

### ③ 社会保障の権利と法理念

社会保障法の基本理念が憲法25条に基づくものであることを踏まえ、25条の生存権の法的性格、社会保障の権利の特質と内容（受給権、手続的権利等）について考察する。

### ④ 年金制度（その1）

年金制度の体系と種類（基礎年金と2階建て部分としての厚生年金・共済年金等）、被保険者、給付の種類（老齢給付、障害給付、遺族給付）、財源等について概説し、年金制度の基礎構造を理解させる。

### ⑤ 年金制度（その2）

年金制度をめぐる裁判例を取り上げ、年金給付と年金受給権の特質を考察するとともに、年金制度の現状を特に国民（基礎）年金の空洞化問題を中心に概説し、国民年金の税方式への転換の可能性も含めた年金制度の法政策的課題を明らかにする。

### ⑥ 医療保障（その1）

医療制度の体系と種類（健康保険、国民健康保険等の医療保険と老人保健制度）、保険者・被保険者、給付の種類（療養の給付、療養費等）、財源と保険診療の仕組みについて概説し、医療制度の基本構造を理解させる。

### ⑦ 医療保障（その2）

保険医療機関の指定、国民健康保険料（税）負担など医療保険に関する裁判例を取り上げ、医療給付と受給権の特質を健康権の観点から考察する。同時に、現在の医療制度改革の動向を概観し、医療制度の法政策的課題を明らかにする。

### ⑧ 介護保険（その1）

介護保険の保険者・被保険者、保険料負担、要介護認定とケアマネジメント、給付の種類、財源等について概説し、介護保険法の基本構造を理解させる。

### ⑨介護保険（その２）

介護保険料をめぐる行政訴訟、介護事故に関する裁判例を取り上げ、介護保険料負担の問題、要介護認定とケアマネジメントの問題、サービス事業者と市町村（保険者）の責任など介護保険の法政策的課題を明らかにする。

### ⑩社会福祉サービス

児童福祉法に基づく保育制度、障害者福祉分野での支援費制度について概説し、契約による福祉サービスの提供にともなう法的問題と法政策的課題について考察する。

### ⑪社会手当

社会手当の特徴、種類（児童手当、児童扶養手当等）について説明し、児童扶養手当をめぐる裁判例を取り上げ、近年の児童扶養手当削減の動向とあわせて、社会手当の法政策的課題を探索する。

### ⑫公的扶助（その１）

公的扶助（生活保護）の意義と基本原則、生活保護基準、保護の種類（生活扶助、医療扶助等）、受給手続について概説し、生活保護法の基本構造を理解させる。

### ⑬公的扶助（その２）

生活保護をめぐる裁判例と判例の動向を生活保護受給権と手続的保障の観点から考察し、生活保護法の現状と今後の課題を探索する。

### ⑭労働保険

労働保険は労災保険と雇用保険からなるが、それぞれの概要を適用対象、給付の種類にわたって説明し、過労死や失業の増大といった状況下での労災保険、雇用保険の法的課題を明らかにする。

### ⑮社会保障法の課題と展望

社会保障法の理論的、制度的課題を「財源問題と社会保障」「女性と社会保障」「国際化と社会保障」という観点から探り、受講生との議論を踏まえつつ、社会保障制度改革のあるべき方向を展望する。

## 3. テキスト

特になし。単元毎に配布される講義・資料レジュメにより授業を進めて行き、適宜レポート等の提出を求める。

## 4. 参考図書

加藤 智章他『社会保障法(第3版)』（有斐閣）  
清正寛・良永 彌太郎編著『論点・社会保障法（第2版）』（中央経済社）  
荒木 誠之『社会保障法読本（第3版）』（有斐閣）  
西村健一郎『社会保障法』（有斐閣）

## 5. 成績評価方法

平常点50点、期末試験50点で評価する。

## 6. 備 考

事前に配布された講義・資料レジュメに基づいて、受講生は十分な予習をして講義に望む必要がある。予習の際に、少なくとも参考図書の該当箇所については全員が読んでいるものとして講義を行う。

**1. 授業の目標**

インターネットの法律問題の現状と課題について下記の区分に即して体系的に学習する。

**2. 授業の内容**

- ① インターネットの現状と問題：インターネットの歴史と現状を概観し、そこで生じる社会問題・法律問題の基本的な特徴を検討する。
- ②－④ インターネットと個人：インターネット上の名誉棄損やプライバシー侵害などの表現行為に関する法律問題、プロバイダの責任、個人情報保護に関する法律問題を取り上げる。
- ⑤－⑦ インターネットと社会：違法情報や有害情報、不正アクセスやいわゆるハイテク犯罪、さらにこれらに関連する犯罪捜査をめぐる問題を取り上げる。
- ⑧－⑩ インターネットと財産：インターネットにおける電子コンテンツをめぐる著作権や特許権など知的財産権に関する問題を扱う。
- ⑪－⑬ インターネットと市場：電子商取引をめぐる基本的な法律問題、消費者保護やセキュリティに関する問題、国際商取引に関わる問題を扱う。
- ⑭－⑮ 電子政府や電子民主主義をめぐる問題を取り上げる。

なお、以上は一応の予定であり、多少の変更はありうる。

**3. テキスト**

とくに指定しない。

**4. 参考図書**

高橋和之・松井茂記『インターネットと法』第三版  
酒匂一郎『インターネットと法』  
その他、適宜授業の中で指示する。

**5. 成績評価方法**

出席 60%、レポート 40%で評価する。

**6. 備 考**



## 1. 授業の目標

本演習は、手続法としての不動産登記法に基づく不動産取引分野について取り扱う。

登記申請手続きについて具体的な書式・添付書類等の構造を理解することを目的とするが、講義にあたっての主眼は、不動産登記手続そのものを学ぶではなく、不動産登記という「手続法」を通じて、不動産に関連する法律手続・紛争処理を取り扱うための民法・借地借家法・会社法・商法等の「実体法」の理解を深めるという点に置く。

講義については、基本書テキストに沿った形で行うが、各講義毎に、実務上取り扱うこととなる「資料そのもの」を提供し、時には演習を行ったりしながら進行する。

法律を文字として理解するのではなく、実社会でダイナミックに機能している法律の実際の姿を見てほしい。

## 2. 授業の内容

### ① 不動産登記法序論Ⅰ（不動産物権変動と公示制度）

公示制度としての不動産登記制度につき、わが国における歴史及び諸外国との対比しながらその成り立ちを理解するとともに、不動産物権変動に公信力を認めない制度の中で、いかに不動産登記の信頼性を図っているかを理解する。

### ② 不動産登記法序論Ⅱ（不動産登記の基本的仕組み）

登記に関する機関（法務局等）・登記制度を支える資格者・登記簿等の利用者に公開される情報の読み方・登記手続の基本的な流れにつき理解する。

### ③ 不動産登記法序論Ⅱ（登記手続総説）

登記の「真正担保」というキーワードを通じて、具体的な申請方法・申請情報・添付情報・登録免許税・登記手続上の分類につき、総論的な理解を深める。

### ④ 所有権に関する登記Ⅰ（売買）

売買を中心として所有権に関する登記の基本構造を知る。講義にあたっては、不動産の売買取引決済を行う内容のDVD視聴を行い、不動産取引の現場において登記がどのような役割を果たしているかを知る。

### ⑤ 所有権に関する登記Ⅱ（売買以外）

売買以外の原因による所有権移転登記の全体を、実体法とリンクさせながら理解する。

### ⑥ 所有権に関する登記Ⅱ（相続・遺産分割等）

旧民法も含めて、相続登記と言われる分野を総合的に理解する。特に、実務上重要となる「相続人」の認定及び「相続分」の確定などを、具体的な事案を通じて理解する。

### ⑦ 所有権に関する登記Ⅱ（遺贈・遺産分割等）

相続登記の具体的手続、及び相続密接な関連を持つ遺産分割や遺贈・死因贈与などが具体的にどのように行われるのかを理解する。また、家裁における審判・調停手続との関連についても学ぶ。

### ⑧ 第三者の許可・同意及び周辺知識について

農地法による規制・国土法等の規制と登記手続・同意を要する事案と根拠法の理解について。また、民法及び会社法の利益相反取引の基本についても学ぶ。

### ⑨ 抵当権に関する登記Ⅰ（普通抵当権）

抵当権の登記手続を通じて、実体法上の問題や金融実務の現場を理解する。

⑩ 抵当権に関する登記Ⅱ（抵当権）

抵当権設定後の当事者の変動（債権譲渡・代位弁済・相続・合併・債務引受等）や処分・消滅などの発生・変更・消滅の流れを理解する。

⑪ 抵当権に関する登記Ⅲ（根抵当権）

根抵当権の設定・変更・抹消までの流れを通じて、金融取引の中で果たしている役割を知る。また、根抵当権の確定に関する多くの問題点を総合的に理解する。

⑫ 用益権（地上権・賃借権・地役権に関する登記）

地役権・賃借権・地上権等の権利に関する登記及び借地借家法と登記の役割について修得する。更に、債権保全や執行妨害の目的で利用される用益権の問題点を理解する。

⑬ 仮登記（含仮登記担保）

仮登記の趣旨、利用の現実と仮登記担保法に関連する問題を修得し、譲渡担保等の非典型担保と登記に関する実務上の問題点を修得する。

⑭ 処分制限に関する登記・判決による登記

差押・仮差押等の執行に関する登記がどのような手順で進められるかを知り、破産・会社更生等の処分制限に関する登記がされている不動産の処分についての実務を知る。

⑮ 渉外不動産登記・不動産登記総括

在日外国人や在外日本人が関係する登記手続を、法例の適用において実務がどのように取り扱っているかを知る。また、具体的な所有権登記を例にして、添付される証明書の取得方法などについても基本を知る。

### 3. テキスト

「不動産登記法の解説（一橋出版）」を基本書とし、適宜講師作成による教材を事前に配布して行う。

### 4. 参考図書

不動産登記に関しては多くの実務書が刊行されており、これら不動産登記手続に関する実務書を適宜案内し、この演習の目標が達成されるようにする。

### 5. 成績評価方法

定期試験（50％）、授業内での択一・記述式による小テストもしくは課題提出（30点）、質疑討論点（20点）の総合評価とする。

質疑応答点は、授業中の質疑応答を中心として評価する。

### 6. 備考

実務家による演習の効果を最大限に得るため、授業の内容は固定しつつ、実務家の補助指導員利用や登記の現場である鹿児島地方法務局での研修など、一部に実務修習も取り入れたい。

## 1. 授業の目標

本授業は、自治体法政策問題を検討していくが、従来の憲法、地方自治法を中心とした逐条解釈の講義ではない。つまり、本講義は、自治体が問題解決を求められている法的紛争に対して、自治体がいかにそれに対応いくかをいくつかのテーマに限定して（国家補償法）、自治体法政策問題を検討していく。その検討素材として、国家補償法を巡る判例・学説を扱いながら、自治体の法政策問題の解決方法を理解してもらう。

## 2. 授業の内容

### ①国家賠償とは

本講義の前提となる知識、国家賠償法の解釈について、特に、同法1条と2条の基本的理解を習得してもらう。法1条とは、公権力の行使に基づく損害の賠償責任の問題であり、法2条は、公の営造物の設置・管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任の問題である

### ②事例研究1－公権力の行使

国賠法1条の賠償責任の要件として、公務員の公権力の行使によって生じた損害が挙げられる（過失責任主義）。この点について、判例・学説からアプローチしていく。

### ③事例研究2－行政指導

国賠法1条の賠償責任の対象となる行為は、「公権力の行使」に該当する行為（権力的行為）である。しかし、国賠法上は、（非権力的行為である）行政指導による損害も賠償の対象となっている。これらの点について検討を加える。

### ④事例研究3－不作為（1）

国賠法1条の賠償責任は、積極的な公務員の作為に基づく賠償責任を規律しているが、公務員の不作為による損害の填補も包含している。すなわち、当該公務員の安全配慮（危険回避）義務違反である不作為の責任も、国賠法1条の賠償責任の問題になる。この点について検討していく。

### ⑤事例研究4－不作為（2）

その他の不作為に基づく損害賠償責任の問題について検討する。つまり、行政庁の危険管理（防止）責任が問われる事例（判例）の検討である。

### ⑥事例研究5－道路事故

国賠法2条所定の公の営造物である、道路の設置・管理に瑕疵がある場合、道路管理者である行政主体の賠償責任が問われる。落石、段差、穴ぼこ等による道路事故が検討対象となる。

### ⑦事例研究6－水害

自然公物である河川、海岸等を巡る水害訴訟について、国賠法2条の賠償責任が裁判で問題となる。この点について瑕疵論や人工公物との賠償責任の捉え方の差異等について検討していく。

### ⑧事例研究7－転落事故

国賠法2条の問題として、転落事故を扱う。公の営造物である学校の施設、公園等からの転落による死亡・負傷等の賠償責任の有無に関するものである。

### ⑨事例研究8－供用関連瑕疵（1）

国賠法2条の賠償責任は、従来、公の営造物自体に欠陥（瑕疵）があつて（穴ぼこ・段差等）、その管理責任が問われるものであつた（物的性状瑕疵）。しかし、近時、公の営造物に物的性状瑕疵がなくても、賠償責任が問われるようになった。つまり、道路等が交通の用に供されていることにより、附近住民が騒音、大気汚染等により身体等の被害が認定された場合、道路管理者の賠償責任が肯定されるといふものである。ここでは大阪国際空港上告審判決を扱う。

### ⑩事例研究9－供用関連瑕疵（2）

ここでは、大阪国際空港上告審判決以外の交通施設である国道、新幹線、空港・基地というの公の営造物に関する国賠法2条の問題を供用関連瑕疵という視点から検討する。

⑪損失補償とは

国家補償の1つである損失補償について考えてみる。とりわけ、自治体と住民という視点から損失補償を扱う。

⑫事例研究10－財産権の規制

憲法29条は財産権を保障しているが、土地収用等により私的財産が侵害される場合、損失補償の問題が惹起される。しかし、災害の未然防止のための条例による規制は許されるか。その際、補償の要否はどうなるのか、等を検討する。

⑬事例研究11－行政財産

損失補償の対象として、国有財産、公有財産中、行政財産（例えば、道路・都有地等）の占用許可の取消しの場合、損失補償の要否が問題となる。この点について検討していく。

⑭事例研究12－文化的価値

土地収用等により、特別の犠牲として、私人の所有権が侵害される場合、その土地所有権が損失補償されるとしても、付加価値的な文化的価値（例えば、福原輪中堤等）まで補償されるだろうか。この点を考えてみる。

⑮事例研究13－総括

総括的な議論として、国家賠償と損失補償との問題が競合するような事例の場合、どのような理論的交通整理が可能か、検討してみる。

3. テキスト

原田尚彦『行政法要論全訂第六版』（学陽書房）

4. 参考図書

塩野宏『行政法Ⅱ〔第四版〕行政救済法』（有斐閣）

芝池義一『行政救済法講義第3版』（有斐閣）

宇賀克也『行政法概説Ⅱ行政救済法』（有斐閣）

5. 成績評価方法

期末試験（80点満点）、平常点と出席状況（20点満点）の総合評価で行う。因みに、平常点はレポートである。

6. 備考

指示した論文等を事前に必ず熟読すること。判例についても同じである。

## 1. 授業の目標

法医学は、「医学および自然科学を基礎として法律上の医学的問題を研究し、これに解決を与え、法律の公正な適用や社会福祉の増進を図ることを目的とする学問である」と定義されている。すなわち、法律の適用に際して医学的な判断が必要な場合に法曹界に開かれた医学の窓が法医学であるとも言い換えられる。したがって、将来法曹界に進もうとする学生諸君にとって必要最小限の法医学的知識を習得することは重要かつ不可欠である。本講義は、司法関係者が直面する医学的諸問題を正確に把握できるようになるために、法医学の基礎的知識を理解し、さらに実際の事例に応用できる能力を身につけることを目標とする。

## 2. 授業の内容

### ①法医学総論、タナトロジー（死亡学）

法医学の定義について理解する。さらに「タナトロジー（死亡学）」、すなわち生から死に至る過程を学び、脳死の概念、臓器移植との関係、安楽死・尊厳死など死にまつわる諸問題について検討し、現状と課題を理解する。

### ②医療と法

医療行為の法的根拠となる医師法、歯科医師法、医療法について理解する。併せて、わが国における死体の取り扱いについて理解し、系統・病理・法医解剖の別、各々の解剖を行う法的根拠についても学習する。

### ③医療行為、医療事故

医師のする行為が医療行為として認められる条件を理解する。さらに、個々の事例を提示し、議論することによって、医療事故が医療過誤であるか否かの法的判断について理解を深める。

### ④損傷1（生体反応、損傷と死因）

損傷が生前形成されたか死後形成されたかの鑑別、さらに生前形成されたものであってもその損傷が人体に重度の障害を与えたのか否かについての判定が公判の場においてしばしば問題となる。この時間は、損傷の生前・死後の別、損傷と死因との関係についての基礎的知識を学ぶ。

### ⑤損傷2（機械的損傷）

損傷を形成した凶器の形状も実際の裁判においてしばしば問題となる。この時間は、鋭器による損傷（切創、刺創、割創）、鈍器による損傷（表皮剥脱、皮下出血、挫創、裂創）、銃器による損傷について各々の特徴とその鑑別点について学習する。

### ⑥損傷3（交通事故に基づく損傷）

近年、交通事故の刑事責任、賠償問題が社会的にも問題になっている。交通事故に基づく損傷は、他の損傷と異なる特徴をいくつか有している。この時間は、交通事故損傷の特徴を理解し、さらに実際の轢き逃げ事例における車両特定、複数車両轢過における死因判定について学ぶ。

### ⑦高温障害、低温障害

火災に伴う焼死と殺人の隠蔽行為としての死後焼却を鑑別することは法医学において極めて重要な問題である。一方、近年、凍傷や凍死が放置された児童あるいは高齢者の死因となる例が増加しているといわれている。この時間は、高温障害、低温障害のうち、特に高度焼損死体における生前・死後の別の鑑別点と、凍死における死体所見を中心として理解を深める。

### ⑧窒息

窒息死か否かについて実際の裁判においてしばしば論点となっている。この時間は、窒息のメカニズム、各種窒息（縊死、絞死、扼死）の定義、溺死体と水中死体の違いについてその概要を理解する。

### ⑨中毒1（中毒概論）

近年、薬毒物中毒による殺人など中毒に関する社会問題が多発している。この時間は、中毒の一般的知識を理解し、数千以上あるといわれる薬毒物のうち、頻度の高い中毒について分析方法や得られた結果の判定法について学習する。

### ⑩中毒2（乱用薬物、アルコール）

中毒に関する社会問題には、覚せい剤などの乱用薬物の流行、アルコール依存症の増加も挙げられる。この時間は、乱用薬物とその現状、法的規制とその問題点、アルコールに関する法的問題点について学習する。

### ⑪嬰兒殺、乳幼児突然死症候群(SIDS)

嬰兒殺が疑われる場合には、通常の検討項目に加えて、嬰兒（新生児）の胎齡、發育、成熟度の検討、生産か死産かの判定、生活能力の有無の判断も検討項目となる。この時間は、各々の判定法の概要について理解する。併せて、母体保護法の概要、乳幼児突然死症候群の定義とその問題点についても学ぶ。

### ⑫虐待（児童・配偶者・高齢者に対する虐待）

この時間は、児童虐待防止法、いわゆる DV 防止法、高齢者虐待防止法の概要と問題点を理解する。併せて、虐待の早期発見のために、実例を通して虐待を示唆する所見について学ぶ。

### ⑬血液型、DNA 多型

親子鑑定、物体検査の基礎となる血液型や DNA 多型に関する知識は、司法関係者にとっても重要なものの1つである。この時間は、多数ある血液型の種類と遺伝様式、頻用されている DNA 多型の種類と検査法についての理解を深める。

### ⑭血液型、DNA 多型

親子鑑定、物体検査の基礎となる血液型や DNA 多型に関する知識は、司法関係者にとっても重要なものの1つである。この時間は、多数ある血液型の種類と遺伝様式、頻用されている DNA 多型の種類と検査法についての理解を深める。

### ⑮親子鑑定

前回の血液型、DNA 多型についての講義をふまえ、個々の実例を通して、親子鑑定の現状や判定方法について学ぶ。

## 3. テキスト

必要に応じて資料を配付するが、予習用に法医学分野を概観するための一般書を以下に挙げる。

\* 勾坂 馨著「法医解剖」（文春新書）

\* 寺沢浩一著「日常生活の法医学」（岩波新書）

## 4. 参考図書

\* 田中宣幸ら著「学生のための法医学 改訂6版」（南山堂）

\* 高取健彦編「エッセンシャル法医学」（医歯薬出版）

\* 飯田英男著「刑事医療過誤Ⅱ」（判例タイムズ社）

\* 飯田英男・山口一誠著「刑事医療過誤」（判例タイムズ社）

## 5. 成績評価方法

全講義終了後に定期試験（教科書・資料等持ち込み可、手書き）を行う。成績評価は授業における発言（授業への参加度）30%，小テストの成績15%，定期試験の成績55%の割合で評価した総合評価によって行う。

## 6. 備 考

事前に資料を配付するので、前もって熟読すること。また、適宜スライド等を用いた小テストを行うので、講義内容の理解とともに講義中に呈示したスライドの内容をその時間内に理解

するように努めること。



## 1. 授業の目標

企業の取引のうち、特に国際取引に焦点を当てて契約実務を検討する。

企業の取引実務、契約交渉・契約書作成を検討するのに、国際取引に焦点を当ててみることで理解を深めるのに役立つ。英文契約書の作成に当たり、その書式を前提にしながら、その裏付けとなる契約理論として英米法、特にアメリカ法を中心として、コモンロー・衡平法・判例法、アメリカ法の連邦法・州法および連邦裁判所・州裁判所の二元的法制度についても理解する。

これらの検討・考察により、わが国とは異なる法制度を有する外国、その一例としてアメリカの法制を理解し、また日本法をアメリカの法からの視点で見ることで日本法の側面を理解し、実務を行う際の基礎的理解ができるようにする。

企業法務、アメリカ・ロースクール留学、アメリカ・ロースクール交換教授の経験などを基にして、授業目的・授業計画の内容に関して説明・検討する。

## 2. 授業の内容

講義形式で、質疑応答しながら進める。

第1回 国際法務・国際取引・契約法理論・英文契約書などに関する全般的な説明。

第2～5回 契約法理論、契約の成立・変更、契約の書面化：

契約法（契約法に関して、特に、コモンローおよび統一商法典上の売買契約の理論）

約因 consideration 口頭証拠法則 parol evidence rule

詐欺防止法 Statute of Frauds 契約書式合戦 battle of the forms

コモンローと衡平法（英米法の基本について、その歴史的発展・内容）

契約法的前提：大陸法と英米法（世界の二大法体系を概観して、わが国における外国法の摂取との関連）

第6～9回 契約書書式および条項：契約書書式を示して全体的な説明と、特に典型的な条項・約款に関する説明・検討

保証条項 warrantee and guarantee

表示・保証条項 representation and warrantee

不可抗力・ハードシップ条項 force majeure / hardship

準拠法条項 governing law / applicable law

仲裁条項 arbitration 裁判管轄条項 venue

秘密保持条項 secrecy agreement 完全合意条項 entire agreement

第10～11回 国際的契約条件・約款・条約：

インコタームズ（国際貿易条件） ICC Incoterms

信用状 L/C Letter of Credit、請求払い保証状 on demand guarantee

1980年 国際物品売買条約（CISG：UN Convention on Contracts for the

International Sale of Goods）（日本：加入発効 2009年8月1日）

UN, Training Manual of the Acquisition of Foreign Technologies and

Negotiation and Execution of Contracts 1986

第12～13回 売買・請負・技術援助契約交渉、企業買収・株主間契約：

レター・オブ・intent（趣意書） L/I Letter of Intent

覚書 MOU：Memorandum of Understanding

詳細調査 due diligence

表示・保証条項 representation and warrantee

合弁事業 joint venture / consortium

## 株主間契約 stockholders agreement

第14～15回 アメリカにおけるイギリス法の継受(植民地時代のアメリカの法、独立時のイギリス法の位置づけおよび継受の事情)、

判例法(英米法の特徴のひとつである「判例法主義」の意義、先例拘束性の原理、判例検索)、

連邦法・州法(連邦憲法制定の経緯および連邦憲法における連邦法・州法の位置づけならびに相互関係)、

連邦裁判所・州裁判所(連邦裁判所・州裁判所の管轄・審級・地域などの内容および相互関係)、陪審裁判制度(歴史的展開およびアメリカにおける独立時の対応、憲法上の制度・内容・問題点)

仲裁・仲裁機関(歴史的展開・機能・ADR)

### 3. テキスト

なし。プリント配布

### 4. 参考図書

参考書：大隈一武『国際契約法入門－類型別契約書作成の手引き－』（中央経済社・1996年）

参考書：ICC, Incoterms 2000, Guide to Incoterms 1990

参考書：United Nations, Training Manual of the Acquisition of Foreign Technologies and Negotiation and Execution of Contracts 1986

参考書：田中和夫『英米法概説』（再訂版）（有斐閣・1993年）

参考書：田中英夫『英米法総論』（上・下）（東大出版会・1994年）

### 5. 成績評価方法

学期末試験（レポート）の結果および授業への参加度を総合的に判断する。

なお、出席について、欠席が4回以上の場合は単位認定しない（教授会申合せ）。

### 6. 備 考

事前に指示する文献・資料を読んてくること。

課題レポート等については初回授業時に説明する。

## 1. 授業の目標

刑法及び刑事訴訟法の基礎的知識の習得を前提として、その知識の深化を深め、刑法及び刑事訴訟法の重要論点に関する諸問題について、具体的に発生した事件を念頭においての演習を行うことにより、社会に生起する刑事事件及び刑事裁判の実態を理解させ、実務家としての必要不可欠な水準の知識と応用力を身につけさせることを目標とする刑事法総合問題演習Aへの架橋とすることを目標とする。

演習は、各自に予習したところを発表させ、学生相互の質疑応答を中心に進める。

## 2. 授業の内容

研究者教員・実務家教員のコラボレートによる刑法・刑訴法にわたる演習として開講する。以下に掲げるような、理論的にも実務的にも重要性が高い問題を取り上げる。

また、上述のとおり、刑事訴訟法の論点及び、必要に応じて実体法上の問題点についても検討を行う。

なお、具体的な事例などの詳細については、開講までに電子シラバスシステムを通じて告知する。

### I 刑法総論関係

- 1 構成要件
  - ・構成要件要素
  - ・構成要件の諸形態
  - ・実行行為
  - ・その他
- 2 違法性
- 3 責任
- 4 共犯
- 5 犯罪の個数
- 6 刑罰

### II 刑法各論関係

- 1 主要な個人的法益に対する罪
- 2 主要な社会的法益を害する罪
- 3 主要な国家的法益を害する罪

### III 刑事訴訟法捜査関係

- 1 捜査主体と捜査構造
- 2 捜査手法
  - (1) 任意捜査
  - (2) 強制捜査

### IV 刑事訴訟法公判手続関係

- 1 予断排除の原則
  - (1) 起訴状一本主義
  - (2) 脅迫文言の全文引用と起訴状一本主義
- 2 訴因と公訴事実との関係
  - (1) 訴因変更の要否
  - (2) 訴因変更の限界
  - (3) 訴因変更の可否

(4) 覚せい剤自己使用罪と訴因変更の可否

3 訴因変更の要否、可否、訴因変更命令の義務性、訴因変更命令の形成力

(1) 訴因変更命令

(2) 訴因変更と当事者主義・職権主義

4 訴訟条件と訴因

(1) 訴訟条件と訴因、移送の可否

(2) 訴訟条件と訴因、縮小認定

5 証拠開示命令

6 自由心証主義の合理性を担保するための諸制度

(1) 挙証責任、犯罪阻却事由についての挙証責任、反証を許す法律上の推定

7 共同被告人の証人適格、手続き分離の要否

(1) 同種前科による犯罪事実認定の可否

(2) 余罪をめぐる諸問題

8 自己負罪拒否特権の意義

(1) 違法収集証拠排除法則

9 自白の証拠能力

(1) 自白と補強証拠

10 伝聞証拠

11 検察官面前証拠

12 公判供述と矛盾するその者の公判外供述の証拠能力

13 実況見分調書・検証調書

(1) 現場写真の証拠能力、録音テープの証拠能力

14 択一的事実認定

(1) 公訴棄却の裁判の確定力

15 一事不再理効

(1) 上訴の利益

(2) 控訴審の構造

(3) 第一審判決後の事実の変化

### 3. テキスト

あらかじめ電子シラバスシステムを利用し問題文を配付する。

### 4. 参考図書

適宜紹介する。

### 5. 成績評価方法

成績評価については、筆記試験(中間・期末) 80%、平常点を20%とする。

平常点の評価基準は、出席状況、事前準備、授業における積極的な取り組み状況である。

### 6. 備考

事前に課題を配付の上、あらかじめ文書での報告を提出する学生を指定する。

授業当日は、学生の中から随時指名して、口頭での報告を求める。したがって、すべての学生は、配布された問題文を事前に検討したうえで、口頭報告を求められた場合にはこれに対応

できるように、また、討論に積極的に参加できるように、争点整理と対応策の検討をしておくこと。

刑事手続き及び実体法上の具体的問題を、理論面、実務面から検討する。

両者の説明を併せて意味を持つ講義であり、担当部分を明確に分離することはできない。

3年 後期

## 1. 授業の目標

憲法および行政法の各事例問題の検討を行い、公法領域での問題・紛争解決能力を醸成することを目標とする。具体的には、毎回、事前の設問（憲法・行政法の事例問題。設問は前の授業で提示。1回目は解説のみ）に対するレポート答案を作成してきてもらい、授業内で担当者が答案作成プロセスをレジュメにして報告し、議論を行う。

## 2. 授業の内容

- (1) ガイダンス（事前の設問の提示と授業方法の説明など）
- (2) 憲法/私人間における人権保障
- (3) 憲法/法の下での平等
- (4) 憲法/表現の自由
- (5) 憲法/選挙権の平等
- (6) 憲法/国会議員の特権
- (7) 憲法/司法権の概念
- (8) 行政法/行政過程-指定医師の指定取消しをめぐる紛争
- (9) 行政法/行政争訟-公共施設の管理者の同意をめぐる紛争
- (10) 行政法/国家補償-国立公園内での転落事故をめぐる紛争
- (11) 行政法/給付行政領域-被爆者援護法をめぐる紛争
- (12) 行政法/人事行政領域-公務員の職務命令不服従をめぐる紛争
- (13) 行政法/公物・公共施設の管理行政-指定管理者をめぐる紛争
- (14) 憲法・行政法の総合問題/国家賠償と損失補償
- (15) 総括と議論（これまでのレポートの総合評価など）

## 3. テキスト

- ・木下智史＝村田尚紀＝渡辺康行『事例研究・憲法』（日本評論社、2008年）
- ・曾和俊文＝金子正史編著『事例研究・行政法』（日本評論社、2008年）

## 4. 参考図書

- ・別冊ジュリスト『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣、2007年）
- ・別冊ジュリスト『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣、2006年）

## 5. 成績評価方法

- ・平常点（レポートやレジュメ等の内容、議論への参加など）50点、期末試験50点で評価する。

## 6. 備考

- ・各自、事前の設問について、事前に予習し、答案にまとめてくること（報告者についてはレジュメの作成もあわせて必要）。できれば前期に社会保障法を受講していること。



## 1. 授業の目標

民事訴訟法で修得した権利の観念的形成過程についての基本的理解を前提に、判決等に基づいてなされる権利の具体的な事後的形成過程の理解を目的とする。中心となるのは、強制執行、担保権実行、そして執行等を空振りに終わらせないための措置となる民事保全手続である。

給付判決には、原告の請求権の存在を確定する既判力が付与される他、その請求権を現実に実現するための執行力が付与される。民事訴訟法が、かかる給付判決取得までの手続を理論的に検証することに主眼が置かれていたのに対し、本講は、それに続く執行の段階、また、執行の準備段階としての保全手続を扱い、その意味で、民事訴訟法とリンクしてはじめて、権利の形成過程の完結的理解が可能になるといえる。

## 2. 授業の内容

以下はあくまで予定です。

### ①民事執行法概説

(1) 民事執行・民事保全の概念、強制執行手続の種類、判決手続と執行手続の役割分担、執行機関について、理解する。(2) また、強制執行手続中、特に不動産の強制競売の手続を概観する。

### ②強制執行開始の要件；債務名義；執行文

(1) 強制執行開始の要件について理解する。(2) 債務名義の種類について検討する（とりわけ、執行証書をめぐる問題に焦点をあてる）。(3) 執行文の役割、単純執行文・特殊執行文について理解する。(4) 執行文付与の手続（執行文付与に関する異議、執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴えを含む）について理解する。

### ③違法執行と不当執行に対する救済の方法；強制執行の終了

(1) 執行抗告と執行異議、(2) 請求異議の訴え（その訴訟物や異議事由など）、(3) 第三者異議の訴え（その訴訟物や異議事由など）について理解する。(4) 請求異議の訴えと、執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴えとの関係について理解する。(5) 強制執行の終了の仕方について理解する。

### ④財産開示制度；不動産執行Ⅰ

(1) 財産開示制度について理解する。不動産執行のうち、強制競売に関し、(2) 差押の効力（手続相対的無効）、(3) 不動産に付着している権利の処遇、(4) 売却手続について理解する。

### ⑤不動産執行Ⅱ

不動産執行のうち強制競売に関し、(1) 執行妨害に対する対抗手段（各種保全処分・引渡命令）、(2) 満足手続について理解する。(3) 不動産執行のうち強制管理について理解する。

### ⑥動産執行；債権執行

(1) 動産執行手続を理解する。(2) 債権執行手続を理解する。その際、手続開始を申し立てた債権者以外の債権者の参加の仕方の理解に重点を置く。また、債権執行手続については、添付命令による換価を理解する。

### ⑦非金銭執行；担保権の実行

(1) 物の引渡・明渡請求権の強制執行、(2) 作為・不作為請求権の強制執行について理解する。(3) 担保権実行手続について、強制執行手続との異同を中心に理解する。

### ⑧民事保全手続

(1) 民事保全手続について概観した上（仮差押・仮処分の区別を含む）、(2) 保全命令発令手続を理解し、(3) 保全執行手続について、[1]仮差押の執行、[2]仮処分の執行を理解する。

### 3. テキスト

- ・遠藤功ほか編『テキストブック民事執行・保全法』（法律文化社、2007年）
- ・民事執行・保全判例百選

### 4. 成績評価方法

期末試験の成績による予定。平常点（出欠、議論の参加度等）を加味する可能性もある。

### 5. 備考

後学期に演習科目が用意されていることを前提に、本講では、基礎知識の習得・基本構造の理解に重点を置く。

教科書に忠実に沿って授業を進めるので、予習は必須である。

なお、時間の制約上、重要な論点にしぼって講義を行い、部分的には教科書を読むことに委ねる項目が出てくることを了とされたい。

\*この授業は、九大開講授業を配信する形式で行うため、学年暦・時間割等の教務事項は、すべて九大のそれらに従ってください。

## 1. 授業の目標

会社法・商法に関する法的紛争処理についての十全な理解を図る。本演習では、商法A・Bで修得した基礎的法知識の体系的理解を、判例および具体的設例の検討を通してより実践的なものとし、会社法解釈論の運用能力の定着を図ることを目標とする。また、本演習では、判例および具体的設例を素材に受講者および教員との間で双方向対話型の授業が展開され、そこでの議論を通じて、法的議論の能力を涵養するとともに、従来形成されてきた判例法理、学説、他者の見解等を批判的に検討し、自らの力によって法規範を創造しうる創造的思考能力を涵養し、より実践的で高度な問題解決能力を身につけることを目標とする。

## 2. 授業の内容

- ① 会社訴訟・仮処分：講義
- ② 企業再編 その1（合併）：報告および討論
- ③ 企業再編 その2（会社分割・事業譲渡）：報告および討論
- ④ 文章起案 その1：問題発見能力・文書作成能力
- ⑤ 新株予約券：報告および討論
- ⑥ 自己株式：報告および討論
- ⑦ 種類株式：報告および討論
- ⑧ 社債：報告および討論
- ⑨ 文章起案 その2：問題発見能力・文書作成能力
- ⑩ 監査役・会計監査人：報告および討論
- ⑪ 委員会設置会社：報告および討論
- ⑫ 株主総会の運営：報告および討論
- ⑬ 文章起案 その3：問題発見能力・文書作成能力
- ⑭ 会社登記：報告および討論
- ⑮ 会社総則の諸問題：報告および討論

## 3. テキスト

前田雅弘他『会社法事例演習教材』有斐閣

## 4. 参考図書

神田秀樹『会社法（第10版）』弘文堂  
江頭憲治郎『株式会社法（第2版）』有斐閣  
東京地方裁判所商事研究会『商事関係訴訟』青林書院  
『会社法判例百選』有斐閣  
その他、授業の進行にあわせて随時紹介する。

## 5. 成績評価方法

筆記試験（70点:15点+15点+15点+25点）、平常点（30点）の総合評価。本講義では、「全体の学習目標」のうち、主として①法的思考力、②法的分析能力、③法的議論の能力の涵養をどの程度達成できたかを評価対象とする。筆記試験は事例問題である。指定するテーマに関わる問題を取り上げ、事実の分析・規範の発見・規範の適用・文章表現といった各能力を評価し、各時期における学習達成度を測る。平常点の評価は、提出されたレポートおよび授業中での発言等の、授業への参加度を、評価対象とする。

## 6. 備 考

### 1. 授業の目標

民事法総合問題演習Bでは、民法、商法、民訴法といった民事法の各領域を分野横断的に取り扱う。このことによって、2年次までの民事法領域の学習の成果のさらなる定着を図るとともに、各領域の法律知識の体系的理解が形成されていることを前提に、それらの各領域が交錯している社会的事実としての紛争を、分野横断的な思考で複眼的に分析し、解決していく力を身につける。また、本演習は、実務家教員と研究者教員の共同によって授業が展開される。このことによって、単に理論的な考察を十分に行うにとどまらず、その考察を実務的な判断の中に活かす力を涵養し、法律専門職の活動に必須である専門的知識と応用力を身につけることを目標とする。

### 2. 授業の内容

各回のテーマは以下の通りである。

- ①債務者の離婚と財産分与
- ②長男が無権限でなした相続登記
- ③農地売買と取得時効
- ④請負契約と所有権の帰属
- ⑤地方銀行の破綻事件
- ⑥テナントが与えた損害とスーパーマーケットの責任
- ⑦念書・帳簿と所有の認定
- ⑧弁論の全趣旨
- ⑨経験則の獲得方法
- ⑩違法収集証拠
- ⑪根抵当不動産の売買契約と留置権
- ⑫医療過誤と共同不法行為
- ⑬売買契約の履行
- ⑭損害賠償額の算定
- ⑮予備日（中間試験等）

### 3. テキスト

- ①伊藤眞・加藤新太郎編『〔判例から学ぶ〕民事事実認定』（有斐閣、2006年12月）
- ②瀬川信久他編著『事例研究民事法』（日本評論社、2008年）

### 4. 参考図書

- ・1, 2年次の民事系科目で指定されたテキスト、参考図書
- ・司法研修所編『改訂 問題研究 要件事実』（法曹会）〔必携〕
- ・司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会）〔必携〕
- ・司法研修所編『10訂 民事判決起案の手引』（法曹会）
- ・村田渉・山野目章夫編『要件事実論30講』（弘文堂、2007）〔推薦〕
- ・加藤新太郎・細野敦『要件事実の考え方と実務』（民事法研究会、2006）〔推薦〕
- ・岡口基一『要件事実マニュアル（第2版）』（上・下）（ぎょうせい、2007）〔手元にあると便利〕
- ・伊藤滋夫・山崎俊彦『ケースブック 要件事実・事実認定（第2版）』（有斐閣、2005）・伊藤滋夫『要件事実・事実認定入門』（有斐閣、2003）

### 5. 成績評価方法

期末試験60%、プロセス評価40%

\*プロセス評価は、中間試験30%、授業中の応答・課題レポート等10%とする。

## 6. 履修条件

必修科目であるため、履修条件はないが、総合問題演習の性質上、授業は2年次担当の民事系科目の履修を前提に展開される。

## 7. 備考

指定された判例・事例についてあらかじめ検討した上で授業に参加すること。多様な形態での対話・討論型授業となる。

## 1. 授業の目標

刑事系科目及び刑事法総合問題演習 B の講義・演習により形成された基本的知識及び考察力を前提として、実務家としての基礎的能力を涵養する為、刑事法における理論的・実務的重要問題を、刑法・刑事訴訟法の両面から総合的に分析、検討する能力の養成を目標とする。理論と実務、実体法と訴訟法をそれぞれ架橋し、相互の交錯点に垣間見える今日的な問題を検討し、これまで学界や実務において十分な検討がなされていない領域についても、積極的に考察を加えていく。

全般にわたり、実務家教員と研究者教員（実体法・訴訟法）が参加し、総合的・複合的要素が加わった演習となる。

## 2. 授業の内容

下記の事項に関連する問題を扱う。ただし、下記の項目にかかる論点を独立に扱うのではなく、実体法、訴訟法を交錯的に織り込み、複合的な問題設定を行うこととなる。

なお、詳細については、開講までに電子シラバスで告知する。

### I 刑法総論関係

- 1 構成要件
  - ・構成要件要素
  - ・構成要件の諸形態
  - ・実行行為
  - ・その他
- 2 違法性
- 3 責任
- 4 共犯
- 5 犯罪の個数
- 6 刑罰

### II 刑法各論関係

- 1 主要な個人的法益に対する罪
- 2 主要な社会的法益を害する罪
- 3 主要な国家的法益を害する罪

### III 刑事訴訟法関係

- 1 強制捜査と任意捜査
- 2 操作の端緒
- 3 被疑者の身柄拘束
- 4 証拠の収集・保全
- 5 被疑者の権利

### IV 公訴の提起

- 1 公訴提起手続等
- 2 訴因と公訴事実

### V 公判

- 1 手続の進行
- 2 公判における個別問題

### VI 証拠

- 1 伝聞証拠

2 違法収集証拠

### 3. テキスト

追って指定する

### 4. 参考図書

- ・大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法 全13巻・別巻1 (第2版)』(青林書院)
  - ・藤永幸治ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法 全8巻』(青林書院)
  - ・伊藤栄樹ほか編『注釈刑事訴訟法〔新版〕』(立花書房)
  - ・大塚仁ほか編『新・判例コンメンタール刑法 全6巻・別巻』(三省堂)
  - ・高田卓爾ほか編『新・判例コンメンタール刑事訴訟法 全6巻・別巻』(三省堂)
  - ・小林充ほか編『刑事事実認定重要判決50選 (上)(下)』(立花書房)
  - ・小林充ほか編『刑事事実認定 (上)(下)』(判例タイムズ社)
  - ・大塚仁ほか編『新実例刑法 (総論)』(青林書院)
  - ・平野龍一ほか編『新実例刑事訴訟法 I・II・III』(青林書院)
- その他、適宜指示する。

### 5. 成績評価方法

成績評価については、筆記試験(中間・期末)80%、平常点を20%とする。

平常点の評価基準は、出席状況、事前準備、授業における積極的な取り組み状況である。

### 6. 備考

事前に課題を配付の上、あらかじめ文書での報告を提出する学生を指定する。

授業当日は、学生の中から随時指名して、口頭での報告を求める。したがって、すべての学生は、配布された問題文を事前に検討したうえで、口頭報告を求められた場合にはこれに対応できるように、また、討論に積極的に参加できるように、争点整理と対応策の検討をしておくこと。

## 1. 授業の目標

我が国で行なわれている法社会学の諸研究を幅広く取り上げ、法に関する研究手法やその帰結の多様性を理解しながら、法で社会をコントロールするという一面的な把握からの認識論的な脱却を図ることを目的とする。各講義は、我が国の法現象を経験的に取り上げようとする法社会学の研究をアプローチ別に編成し、研究者の作業とその帰結としての我が国の法の在り様の描かれ方をありようが明確に理解できるよう工夫される。全体として、自らが対面する法的場面に内在する諸問題への感受性を高め、法律家の社会的役割についての理解を深める一助とすることを目的とする。

## 2. 授業の内容

### ①ガイダンス 「法」と「社会」

大学という制度における法社会学の位置づけを端緒として、「法」と「社会」の扱い方を中心に法社会学の学問の特質を考える。

- ・学問（大学・学部）という制度の中の法社会学の位置付けはどのようなものなのか？
- ・法社会学は、「法」社会学なのか、法「社会」学なのか、あるいはまた別のものなのか？

### ②法社会学の歴史

法解釈学との関係を軸にしなが、法社会学の歴史を「学問的アイデンティティ」を手がかりに理解することで、法社会学の”いま”についてのイメージをつかむ。

- ・法解釈学の拡張としての法社会学？
- ・法社会学の「学問的アイデンティティ」の確立？

### ③法社会学の多様性

法社会学についての各法科大学院のシラバスを参照し、法社会学の多様性（とあれば共通性）を把握しようとする。

- ・法社会学の多様性の起源
- ・法社会学の研究手法

### ④機能主義的システム論による法社会学

我が国の公式法制度の動態を、機能的側面から理解しようとする法社会学を取り上げる。

参考文献：六本佳平『日本の法システム』放送大学教育振興会  
宮澤節生『法過程のリアリティ』日本評論社

### ⑤法文化比較的手法による法社会学

法意識（契約意識）に関する調査結果の多国間比較の試みを取り上げ、そこに現れる法概念の特質を検討する。

参考文献：「特集・日本人の契約観と法意識」『ジュリスト』1096号（1996年）

### ⑥機能主義による法社会学

機能主義による法社会学研究を取り上げ、そこで取り上げられる法の理解を深める。

参考文献：棚瀬孝雄『現代社会と弁護士』日本評論社

### ⑦経済学的手法の法社会学

法制度を経済学的手法によって分析する研究を取り上げ、そこにおける法の在り様の理解を深める。

参考文献：マーク・ラムザイアー『法と経済学：日本法の経済分析』弘文堂

### ⑧法過程分析の法社会学Ⅰ：政治過程の法社会学

法過程の中でも、政策過程についての研究を取り上げ、そこでの法の在り様の理解を深める。

参考文献：阿部昌樹『ローカルな法秩序 法と交錯する共同性』勁草書房

⑨法過程分析の法社会学Ⅱ：紛争過程の法社会学

紛争過程についての経験的な研究を取り上げ、そこにおける法の在り様の理解を深める。

参考文献：棚瀬孝雄編著『紛争処理と合意』ミネルヴァ書房  
和田安弘『法と紛争の社会学』世界思想社

⑩心理学的手法による法社会学

心理学的手法による法へのアプローチを取り上げ、そこにおける法の在り様の理解を深める。

参考文献：木下麻奈子『条例制定の心理的基盤－男女共同参画条例における立法者意識の伝播と変容－』  
法社会学第57号 5-23頁（2002年）ほか

⑪言説分析による法社会学

言語分析による研究を取り上げ、そこにおける法の在り様の理解を深める。

参考文献：棚瀬孝雄編著『法の言説分析』ミネルヴァ書房

⑫構築主義的手法による法社会学

構築主義の社会学といわれる視角による研究を取り上げ、そこでの法の現れ方を理解する。

参考文献：北澤毅・片桐隆嗣『少年犯罪の社会的構築』東洋館出版社

⑬法を「実践」という観点から注目する法社会学

法という実践の実践的基盤を明らかにしようとする試みを取り上げ、そこに現れる方の姿を理解する。

参考文献：日本法社会学会編『法－その実践的基盤』法社会学第57号

⑭エスノメソドロジー・会話分析による法社会学Ⅰ

エスノメソドロジーという研究視角に基づく研究、あるいは会話分析といわれる技法を用いた分析による研究を取り上げ、そこに現れる法の姿を理解する。

参考文献：樫村志郎『「もめごと」の法社会学』弘文堂ほか

⑮総括

本講で取り上げられた諸研究全般にわたって、担当教員が設定するテーマについてディスカッションを行なう。

### 3. テキスト

講義毎に指示する。

### 4. 参考図書

上述のほか、講義毎に指示する。

### 5. 成績評価方法

成績評価は、担当報告の評価、実習の成果、試験の評価の3つによる。

(1) 担当報告の評価（20%）

受講者には回数が平等になるよう、指定文献の内容やそれについての検討事項の提案などの報告を求める。

(2) 実習の成果（20%）

当講義では、ルールに関する社会調査を課題とした実習を実施する。この実習の成果を評価の対象とする。実習の成果は、草稿を報告／評価を得て改訂し、第2稿を完成番として提出してもらい、評価の対象とする。

(3) 試験の評価（60%）

当講義の試験では、この講義全般を受講したことで、法社会学者と語り合うことができるようになったかを評価する問題を出題する。

### 6. 備考

### 1. 授業の目標

アメリカ法、ドイツ法、中国法、イスラム法を中心に、それらの法文化的背景を含めた法制度の全体像を学ぶことを目標とし、異文化に対する理解と異文化にある者とコミュニケーションできる能力を持ち、かつ国際的な法律問題に対応できる法曹としての素地を涵養する。授業は、憲法（基本的人権、統治機構）、民法（総則、債権総論・各論）など基本科目の履修を前提として進める。

### 2. 授業の内容

- 第1講 比較法とアメリカ私法—法系論～大陸法と英米法、アメリカ法の法源と民事裁判手続
- 第2講 アメリカ私法入門—法源と二次文献の扱い、訴訟方式、封建制度と財産法
- 第3講 アメリカ法における合意の保護—引受訴訟、約因、約束的禁反言
- 第4講 アメリカ法における損害賠償制度—懲罰賠償、不法行為法
- 第5講 アメリカ法における信託法—エクイティ、ユース
- 第6講 アメリカ公法1—「明白かつ現在の危険」基準に関する判例
- 第7講 アメリカ公法2—「現実の悪意」に関する判例
- 第8講 アメリカ公法3—象徴的言論に関する判例
- 第9講 アメリカ公法4—信教の自由に関する判例1
- 第10講 アメリカ公法5—信教の自由に関する判例2
- 第11講 ドイツ私法概論1—ドイツ民法概説
- 第12講 ドイツ私法概論2—債務法現代化法概説
- 第13講 中国法—古代から現代までの中国法の歴史とその特色
- 第14講 イスラム法概論（理論編）—イスラム法の歴史と構造上の特徴・近代西洋とイスラムとの出会い
- 第15講 イスラム法概論（実践編）—家族法、女性に関する法、イスラム金融など

### 3. テキスト

共通のテキストは指定しない。

### 4. 参考図書

- 木間正道他『現代中国法入門』（有斐閣、最新版）
- 滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』（東大出版会、1993年）
- 柳橋博之『現代ムスリム家族法』（日本加除出版、2005年）
- 堀井聡江『イスラーム法通史』（山川出版社、2004年）
- 伊藤正己・木下毅『アメリカ法入門』＜第4版＞（日本評論社、2008年）
- 田中英夫『英米法総論（上）（下）』（東京大学出版会、1980年）
- 松井茂記『アメリカ憲法入門』＜第6版＞（有斐閣、2008年）
- 『英米法判例百選』＜第3版＞（有斐閣、1996年）
- 木下毅『アメリカ私法』（有斐閣、1988年）
- モートン・ホーウィッツ『現代アメリカ法の歴史』（弘文堂、1996年）
- 村上淳一他『ドイツ法入門 改訂第7版』（有斐閣、2008年）
- 半田吉信『ドイツ債務法現代化法概説』（信山社、2003年）

### 5. 成績評価方法

平常点（20%）、期末試験（80%）の総合評価。平常点は、授業中の質疑応答、課題レポート等を中心に評価する。単なる出席は一切評価の対象とならない。

## 6. 備 考

当該授業は、4名の教員によるオムニバス形式で実施する。授業実施責任者は村山（LS専任教員）が担当するので、授業に関する問い合わせとは村山まで行うこと（murayama@leh.kagoshima-u.ac.jp）。

なお、「2. 授業の内容」で示されたテーマの順番は変更される可能性がある。

## 1. 授業の目標

民法法の基本科目（民商法・会社法・民事訴訟法等）および倒産法（少なくとも破産法）の基本的知識をすでに有している学生を対象に、倒産法の応用能力を養成することが本授業の目的である。授業では、主として倒産事例の法律問題の分析を行う。十分に予習した上で、授業への積極的な参加を期待する。

## 2. 授業の内容

三木浩一=山本和彦編『ロースクール倒産法（第2版）』（有斐閣）およびオリジナルの設例問題を利用し、倒産法(主として破産法と民事再生法)に関する事例研究を行う。

以下の授業スケジュールは、LS倒産法の対応Unit番号を示しているが、実際には講義前に問題を限定・変更等した教材を配布する予定である。

- 【1】 倒産手続の選択等（LS倒産法Unit1）
- 【2】 倒産手続の開始(破産も含む)（LS倒産法Unit2）
- 【3】 破産管財人、再生債務者等の地位（LS倒産法Unit3）
- 【4】 契約関係の取扱い（LS倒産法Unit4）
- 【5】 賃貸借契約と破産・民事再生（LS倒産法Unit5）
- 【6】 担保権の取扱い（LS倒産法Unit6）
- 【7】 倒産債権の取扱い（LS倒産法Unit7・Unit11）
- 【8】 詐害行為の否認（LS倒産法Unit8）
- 【9】 偏頗行為の否認（LS倒産法Unit9）
- 【10】 相殺権（LS倒産法Unit10）
- 【11】 破産財団の管理・換価（LS倒産法Unit12）
- 【12】 再生債務者財産の処理・再生計画等（LS倒産法Unit13）
- 【13】 消費者破産・個人再生（LS倒産法Unit14）
- 【14】 総合問題1
- 【15】 総合問題2

## 3. テキスト

三木浩一=山本和彦編『ロースクール倒産法（第2版）』（有斐閣・平成20年）

## 4. 参考図書

各授業時間に紹介する。

## 5. 成績評価方法

1. 期末試験（60点）、平常点(下記レポート含む)（40点）の総合評価による。

2. 期末試験 1) 出題形式 ①事例問題 問題数3～4程度

②六法（判例付のものは除く）のみ参照可

2) 試験時間 90分

3) 採点基準 ①事例問題について、法的論点を的確に把握できるか。

②条文や判例などの正確な理解および引用等を前提に、各法的論点の分析ができるか。

③論理的な論述により、適切な結論を導けるか。

3. プロセス評価 1) 積極的かつ主体的な授業への寄与度を評価する。

2) 評価項目の例示 ①授業の場での発言内容

②発展的問題の指摘、など。

4. レポート 授業内容に関するレポートを数回課し、それを平常点に加える。具体的方法は、初回授業時に説明する。

## 6. 備考

倒産法AおよびBを履修した学生の受講が望ましい。



**1. 授業の目標**

この授業では前期に「租税法」を受講した人を対象に、所得税法と法人税法の判例を検討する。これらを通じて、租税法についての基礎的法知識を修得するとともに、それらの知識を体系的に位置づけ、具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導くことができる基礎能力を涵養する。

**2. 授業の内容**

この授業では、テキストに取り上げられている判例をできるだけ多く検討したい。受講者は原告・被告・裁判官に分かれてそれぞれの判例の検討をおこなう。

主な項目は

- ①租税法律主義
- ②租税公平主義
- ③租税法の解釈から各判例
- ④所得税法の項目に取り上げられている判例を中心に検討する
- ⑤法人税に掲載されている判例のうち重要なものを中心に上げる

租税判例をできるだけ多く検討し、税法的発想になれ、租税法の具体的設問などに幅広く対応できる能力を養いたい。

**3. テキスト**

- ・水野忠恒他編『租税判例百選（第4版）』有斐閣
- ・三木義一・中村芳昭編『演習ノート』法学書院

**4. 参考図書**

- ・金子 宏『租税法（第13版）』（弘文堂）
- ・三木義一『よくわかる税法入門（第4版）』（有斐閣）
- ・三木義一『新税理士春香の事件簿』清文社

**5. 成績評価方法**

定期試験（80%）、課題レポート（10%）、質疑討論（10%）

**6. 備 考**

テキストの十分な予習を要する。



## 1. 授業の目標

本演習は、手続法としての商業登記法等に基づく商業・法人登記分野について取り扱う。

商業・法人登記は、公示を目的として運用されているものであり、その目的に照らして公示する範囲も定められている。企業取引における重要な情報源としての商業・法人登記を理解し、法人の情報を正確に表すべき登記において、決議や契約に基づきどのように反映させていくことが求められるか、登記手続を通じて修得する。

企業の誕生から消滅までの過程において、成長のための法人組織等の移り変わりは、その選択肢において一つではない。合併・会社分割・資本増強等、自由競争の中における企業成長の鍵は登記手続とリンクしている部分もあり、企業間競争で勝ち抜くことをテーマとした討論を行うと仮定するならば、商業登記手続の理解が欠かせないと言えよう。

講義形式と討論を組み合わせ、会社法と商業登記法の関連が理解されるように進める。

## 2. 授業の内容

### ① 商業登記総論

商業登記制度の意義と機能を把握し、登記の効力や種類を知る。また、登記を担当する機関・登記制度を支える資格者・登記簿等の利用者に公開される情報の読み方・印鑑制度について学ぶ。更に、電子申請については、他の制度と関連する法人認証制度についても概要を学ぶ。

### ② 定款記載事項と登記事項

株式会社の定款記載例を分析し定款記載事項がどのように登記に反映されているかについて修得する。

### ③ 株式会社の登記1 設立

商業登記制度において一番多くの利用がある株式会社を取り上げ、誕生から消滅までの流れの中で、どのような問題点が生じるかを学ぶ。本講においては、設立に至るまでの事務及び設立登記手続を通じて法人成立のプロセスを会社法と関連づけて学ぶ。

### ④ 株式会社の登記2 株式会社の機関

株式会社を設立するにあたって機関設計は役員登記に大きな影響を及ぼす。事例をもとに会社の実情に即した機関設計を検討していくプロセスを学ぶ。

### ⑤ 株式会社の登記3 役員等に関する登記

取締役・監査役等の法人の機関について、選任手続や退任手続がどのように行われ、その登記は誰がどのように行うかの詳細を知ることで、資本と経営の分離の実際を学ぶ。

### ⑥ 株式会社の登記4 株式・株券に関する登記

事業承継（企業承継）の手段として種類株式が利用される場合が多い。種類株式の内容、発行方法を検討し、具体的にどのように登記されていくかを学ぶ。

### ⑦ 株式会社の登記5 資本に関する登記

株式会社の資金調達の方法として募集株式の発行がある。募集株式発行のプロセスを学び、どのように登記に反映されるかを修得する。また、募集株式発行の資本金の額への影響、変更登記の発生の有無等について学ぶ。

### ⑧ 株式会社の登記6 組織変更・合併の関する登記

組織再編として会社法上「組織変更」「会社合併」「会社分割」「株式交換」「株式移転」が規定されている。各々の組織再編のプロセスを実体法で確認し、本講においては「組織変更」「会社合併」について具体的にどのような登記が必要かを学ぶ。

### ⑨ 株式会社の登記7 会社分割に関する登記

本講においては「会社分割」において具体的にどのような登記が必要か及びその必要書類について学ぶ。

⑩ 株式会社の登記 8 株式交換・株式移転に関する登記

本講においては「株式交換」「株式移転」において具体的にどのような登記が必要か及びその必要書類について学ぶ。

⑪ 株式会社の登記 9 解散・清算に関する登記

法人の解散から消滅までの手続を、株主総会等の決議・登記手続・税務処理等を通じて理解する。

⑫ 特例有限会社・合同会社の登記 全

会社法の施行により新たに設立されることはない有限会社であるが、特例有限会社として存続する従来の有限会社も多数存在するものと思われ、継続か株式会社への組織変更か、経営者としての選択を様々な角度からシミュレーションし、法人形態の違いが経営に与える問題点などを学ぶ。また、会社法により新たな法人形態として認められることとなった合同会社について、実務上の事例は多くないものの、法律を通して概要を学ぶと共に、新たな法人形態が実務上どのような利点があり不利な点があるか討論を通じて理解を深める。

⑬ 合名・合資会社の登記 全

法人数及び登記件数としても決して多くない法人形態であるが、第 14 講で予定する弁護士法人等の資格者法人が基本とする形態であり、商法と商業登記法の基本部分として理解する。

⑭ 法人の登記 社団法人・財団法人（一般・公益）・医療法人・組合・資格者法人等

昨年「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が施行され、従来の民法法人の見直しがなされた。本講では、新制度の概要及び「一般から公益への移行」について取り上げる。又、法人形態の種別毎にどのような違いがあるかを理解する。更に、弁護士法人等資格者法人についても、その意義を修得する。

⑮ 商業登記・法人登記の総まとめ

第 2 講から第 14 講までの講義における商業・法人登記の理解を確認し、企業法務・法人が関与する訴訟手続等において問題とされる可能性の高い点をどのように管理するか、改善のための助言を行うかを総合的に修得する。例えば、決議を効力要件とするものと登記を効力要件とするものの違いや、債権者保護手続等その他の手続も要求される場合などを的確に理解する。

### 3. テキスト

講師作成による教材及び資料を適宜配布して行う。

### 4. 参考図書

商業・法人登記は実体法の理解が強く求められる。会社法の基本書を常に使用することとなる。又、商業登記手続についての実務書を講義の進行に合わせて紹介する。

### 5. 成績評価方法

最終の試験の評価を基本に、数回の小レポートの提出及び毎時間課する小テストの評価と出席点、講義中の発言、議論を加味して判定する。

### 6. 備考

実務家による演習の効果を最大限に得るため、授業の内容は固定しつつ、実務家の補助指導員の参加や、一部に実務修習も取り入れたい。

### 1. 授業の目標

労働法全体には及ばないものの、① A「雇用関係法」領域に関する知識の正確な体得、②同領域の主要論点における判例・学説状況の把握をまず達成するとともに、対話・討論型コミュニケーションを通じて、③上記①②を基盤に醸成される、授業で触れられなかった論点・新たに惹起する論点への対応力や、④授業中に繰り返し発言することにより、法律専門職に欠かせない顧客・事件当事者への説得術（自己表現能力・論理的思考能力）のさらなる向上も目指したい。

### 2. 授業の内容

労働法は、現在、A「雇用関係法」B「労使関係法」C「公務員等関係法」D「労働市場法」E「労働関係紛争処理法」とでも名付けるべき5つの領域に分けることができるが、本講義は、とりわけA「雇用関係法」（労働者個人と使用者との間に発生する法的諸問題を規制・解決するための法律群）における主要論点に焦点を当てる。

進行・内容は、以下のように予定している。担当者と受講学生との間で、できる限り徹底した対話・討論型コミュニケーションを図って進行させることを念頭に置くので、受講学生には、しっかり取り組まれない。

- ①進行・授業方法に関する説明等／雇用関係法の出発点（1）労働契約
- ②雇用関係法の出発点（2）就業規則
- ③労働憲章
- ④労基法上の労働契約規制
- ⑤賃金（1）支払原則
- ⑥賃金（2）賞与／退職金
- ⑦労働時間等（1）基本原則
- ⑧労働時間等（2）時間外労働等
- ⑨年次有給休暇（年休）（1）発生要件等
- ⑩年休（2）時季変更権の行使要件／不利益取扱い
- ⑪解雇（1）労働者の非違行為を理由とする解雇
- ⑫解雇（2）整理解雇／雇止め
- ⑬人事異動：配置転換／出向／転籍
- ⑭人事評価（1）査定／昇任・昇格
- ⑮人事評価（2）降格／懲戒等

### 3. テキスト

担当者は、以下の2点を多用する。

- ①菅野和夫『労働法 [第8版]』（弘文堂、2008年）
- ②別冊ジュリスト『労働判例百選 [第8版]』（有斐閣、2009年秋刊行予定）

### 4. 参考図書

さしあたり、以下の書籍を挙げておく。

- ①西谷敏『労働法』（日本評論社、2009年）
- ②土田道夫『労働契約法』（有斐閣、2008年）
- ③山川隆一『雇用関係法 [第4版]』（新世社、2008年）
- ④下井隆史『労働基準法 [第4版]』（有斐閣、2007年）
- ⑤久保敬治＝浜田富士郎『労働法』（ミネルヴァ書房、1993年）出版社品切
- ⑥菅野＝土田＝山川＝大内編著『ケースブック労働法 [第5版]』（弘文堂、2009年）
- ⑦荒木尚志ほか『ケースブック労働法 [第2版]』（有斐閣、2008年）
- ⑧東京大学労働法研究会編『注釈労働基準法 上・下』（有斐閣、2003年）
- ⑨別冊法セミ基本法コンメンタール『労働基準法 [第5版]』（日本評論社、2006年）
- ⑩角田＝毛塚＝浅倉編『労働法の争点 [第3版]』（有斐閣、2004年）

これらのほかは、授業を通じて適宜紹介・指示する。

## 5. 成績評価方法

期末試験 60%

授業への取り組み・発言等 20%

提出すべき課題 20% (小テスト・中間試験を行う可能性あり)

いうまでもないが、授業中の「嵐が過ぎ去るのを待つ」ような姿勢は、マイナス評価の対象となる。

## 6. 履修条件

本講義は、

憲法 (社会権条項を含む基本的人権)、

民法 (第1編総則および第3編債権)、

行政法 (いわゆる総論)、

に関する基本情報を受講学生が獲得していることを前提に進行する。

## 7. 備 考

受講学生は、本講義を「整理された情報を受領する場」ではなく、「自習で培われた知見・論理を再確認する場」として活用されたい。そのためには、学生諸君による十分な予習・復習が不可欠であるが、担当者は、その作業に少しでも資するようなレジュメや資料の作成／授業における情報伝達／対話・討論型コミュニケーションの展開に努めるつもりである。

### 1. 授業の目標

労働法全体には及ばないものの、① B「労使関係法」領域に関する知識の正確な体得、②同領域の主要論点における判例・学説状況の把握をまず達成するとともに、対話・討論型コミュニケーションを通じて、③上記①②を基盤に醸成される、授業で触れられなかった論点・新たに惹起する論点への対応力や、④授業中に繰り返し発言することにより、法律専門職に欠かせない顧客・事件当事者への説得術（自己表現能力・論理的思考能力）のさらなる向上も目指したい。

### 2. 授業の内容

労働法は、現在、A「雇用関係法」B「労使関係法」C「公務員等関係法」D「労働市場法」E「労働関係紛争処理法」とでも名付けるべき 5 つの領域に分けることができるが、本講義は、とりわけ、B「労使関係法」（現在の労働条件等に満足していない労働者らとその改善を目指して結成する集団＝労働組合と使用者との間に発生する法的諸問題を規制・解決するための法律群）における主要論点に焦点を当てる。

進行・内容は、以下のように予定している。担当者と受講学生との間で、できる限り徹底した対話・討論型コミュニケーションを図って進行させることを念頭に置くので、受講学生には、しっかり取り組まれない。

①進行・授業方法に関する説明等／労使関係法に関する基本情報の確認

②団体交渉（1）開始・展開

③団体交渉（2）終了

④労働協約（1）成立要件

⑤労働協約（2）法的効力

⑥争議行為（1）労働組合側の行為

⑦争議行為（2）使用者側の対抗行為

⑧不当労働行為（1）不利益取扱い

⑨不当労働行為（2）支配・介入

⑩組合活動（1）平時

⑪組合活動（2）争議行為とのほさま

⑫労働組合内部問題（1）財政

⑬労働組合内部問題（2）統制

⑭労働組合の加入脱退・存廃に関わる問題

⑮労働組合併存下で生じる問題

### 3. テキスト

担当者は、以下の 2 点を多用する。

①菅野和夫『労働法 [第 8 版]』（弘文堂、2008 年）

②別冊ジュリスト『労働判例百選 [第 8 版]』（有斐閣、2009 年秋刊行予定）

### 4. 参考図書

①西谷敏『労働法』（日本評論社、2009 年）

②西谷敏『労働組合法 [第 2 版]』（有斐閣、2006 年）

③盛誠吾『労働法総論・労使関係法』（新世社、2000 年）

④山口浩一郎『労働組合法 [第 2 版]』（有斐閣、1996 年）出版社品切

⑤菅野＝土田＝山川＝大内編著『ケースブック労働法 [第 5 版]』（弘文堂、2009 年）

⑥荒木尚志ほか『ケースブック労働法 [第 2 版]』（有斐閣、2008 年）

⑦東京大学労働法研究会編『注釈労働組合法 上・下』（有斐閣、1980 年）出版社品切

⑧角田＝毛塚＝浅倉編『労働法の争点 [第 3 版]』（有斐閣、2004 年）

これらのほかは、授業を通じて適宜紹介・指示する。

## 5. 成績評価方法

期末試験 60%

授業への取り組み・発言等 20%

提出すべき課題 20% (小テスト・中間試験を行う可能性あり)

いうまでもないが、授業中の「嵐が過ぎ去るのを待つ」ような姿勢は、マイナス評価の対象となる。

## 6. 履修条件

本講義は、

憲法（社会権条項を含む基本的人権）、

民法（第1編総則および第3編債権）、

行政法（いわゆる総論）、

に関する基本情報を受講学生が獲得していることを前提に進行する。

## 7. 備 考

受講学生は、本講義を「整理された情報を受領する場」ではなく、「自習で培われた知見・論理を再確認する場」として活用されたい。そのためには、学生自身による十分な予習・復習が不可欠であるが、担当者は、その作業に少しでも資するようなレジュメや資料の作成／授業における情報伝達／対話・討論型コミュニケーションの展開に努めるつもりである。

# 3年 集中

## 1. 授業の目標

この講義では、環境法の基本的な法制度や法理論、主要裁判例などについて学んでいく。

環境問題に対しては、かねてより、それに対応するための政策の整備が進められており、ここでは、さまざまな法的手法を用いることによって、政策上の目標の実現が試みられている。このような環境政策の実現過程においては、国における各種の立法措置が果たす役割の重要性もさることながら、自治体による先導的取組みと、裁判を通じた権利救済とが、大きく貢献していることも看過することができない。こうして形成されてきたのが「環境法」である。

ところで、今日の環境問題においては、その領域が広がりが増すとともに複雑化しており、それに伴って環境問題に対する法的対応のあり方も著しい展開を遂げている。そのためもあって、2単位の集中講義科目で環境関連法制の全体を細部にわたって講義することは困難であるし、それだけでなく、法制度の概括的な解説にとどまるようでは、むしろ「環境法」の精確な理解の妨げになるばかりであるとも考えられる。

そこで、この講義では、環境問題にかかわる「政策と法」の関係に焦点を合わせつつ、環境問題への法的対応のあるべき姿を検討しうる「ものの見方・考え方」を修得することを、その目標にしたいと考えている。

## 2. 授業の内容

おおむね次の項目について取り扱う予定であるが、受講者の人数次第では、講義内容を若干組み替えて、演習的な要素を適宜とり入れた双方向的な授業を試みたいと考えている。

### [授業計画]

#### (1)「環境法」と「環境法学」(第1講)

環境法学習へのガイダンスとして、固有の法領域として「環境法」を把握することは必要か、その形成は可能かどうかを検討することにより、「環境法学」を学ぶ意義を考える。

#### (2)環境政策と環境法の展開(第2講～第3講)

わが国の公害・環境法の発展経緯を理解するとともに、主に「政策と法」という観点から、その意義および課題を明らかにする。

#### (3)環境法の基本的しくみ(第4講～第5講)

環境法に妥当すべき基本理念・原則、「環境権」論の現況、および、環境基本計画や環境影響評価といった環境法の主要制度の基礎について学ぶ。

#### (4)公害・環境汚染の防止と法規制(第6講)

環境保全の伝統的手法である「規制的手法」の意義および限界を、大気汚染防止法や水質保全防止法などの実定環境法が採用する法的しくみを手がかりにして、検討する。

#### (5)環境保全の手法(第7講)

環境保全の手法として、いわゆる「誘導的手法」および「合意的手法」をとりあげて、それらが「規制的手法」とどのような関係にあるかを検討し、今後の活用方策を展望する。

#### (6)循環型社会と法(第8講～第9講)

廃棄物の適正処理という法政策上の重要課題について検討し、また、循環型社会の実現を目標とする各種の法的手法に期待される機能とその課題を考察する。

#### (7)自然環境・アメニティと法(第10講～第11講)

自然環境の保全、良好な景観の保全・創出という課題について、法的対応のあり方とその可能性を検討する。

(8)地球環境問題と法（第12講）

主として地球温暖化問題を取りあげて、国際環境法と国内環境法の関係について学ぶ。

(9)公害・環境訴訟（第13講～第14講）

公害・環境訴訟がわが国の環境法の発展に与えた影響を確認した上で、現代の公害・環境訴訟の理論的・現実的課題について検討する。

(10)まとめ（第15講）

### 3. テキスト

講義の際に詳細な「参考資料」等を配付し、それに沿って講義を進めるが、受講に際しては次のものを必携のこと。

- 各回の講義において該当箇所を示すもの
  - ・大塚直『環境法 [第2版]』有斐閣(2006)
- 法令等の参照に用いるもの
  - ・淡路剛久ほか編『三訂 ベーシック環境六法』第一法規(2008)

### 4. 参考図書

参考図書の詳細やその活用法については適宜紹介するが、さしあたり次のものを掲げておく。

- 「3. テキスト」掲載文献以外で独学用の教材として至便なもの
  - ・淡路剛久＝阿部泰隆編『環境法 [第3版補訂版]』有斐閣(2006)
- 主に法科大学院学生による活用が意図されているもの
  - ・大塚直＝北村喜宣『環境法ケースブック』有斐閣(2006)
  - ・松村弓彦ほか『ロースクール環境法 [補訂版]』成文堂(2007)
  - ・日本弁護士連合会編『ケースメソッド環境法 [第2版]』日本評論社(2006)
- 裁判例について学ぶことができるもの
  - ・淡路剛久ほか編『環境法判例百選』有斐閣(2004)

### 5. 成績評価方法

筆記試験（70％）＋平常点（30％）

### 6. 備考

特になし

## 1. 授業の目標

刑事処遇論では、刑事司法手続の各段階において、被疑者、被告人、有罪確定者さらには被害者等がいかなる法的地位にあるか、また、彼らの人権保障と刑事政策がいかなる緊張関係にあるかを検討し、あるべき解決あるいは調和の方向を主体的に修得できるよう、刑事政策に関する基礎的、応用的能力を養うことを目的とする。

## 2. 授業の内容

刑事処遇について、最広義で用いられる司法的処遇の射程をダイバージョン概念を中心に検討し、警察での捜査段階における微罪処分から更生保護までの刑事司法の全過程を加害者側、被害者側、社会の側の三者の視点から学習する。

中心になるのは、量刑、未決拘禁、行刑、更生保護、被害者援護の領域であるが、いずれにおいても適正手続の在り方をめぐる法的諸問題と刑事政策への市民参加の意義が問われることになる。

### ①司法的処遇をめぐる法的諸問題

司法的処遇の意義を明らかにし学習の目的と射程を明確にする。ダイバージョンの基礎理論としてラベリング論や刑事拘禁の弊害除去という観点を学んだ後、微罪処分、起訴猶予、勾留と保釈、被拘禁者の法的地位と処遇、量刑と責任主義、量刑と被害者などをめぐる法的諸問題を検討する。

(教材) \*土井政和「未決被勾留者への社会的援助」季刊刑事弁護 9号 (1997)

\*同「一貫した社会的援助」刑政 108巻 4号 (1997)

\*同「犯罪論・刑罰論と量刑」季刊刑事弁護 30号 (2002)

\*刑事立法研究会『代用監獄・拘置所改革のゆくえ』現代人文社 (2005)

\*浜井浩一・芹沢一也『犯罪不安社会』(第1章、第4章) 光文社新書 (2006)

\*吉岡一男『ラベリング論の諸相と犯罪学の課題』

\*同『刑事学』、同『刑事政策の基本問題』

### ②受刑者の法的地位

自由刑の歴史的起源、自由刑の純化論を学んだのち、拘禁関係を特別権力関係論と把握するかつての見解、これを憲法の基本的人権の観点から修正した「修正された特別権力関係論」、さらにはそれをも批判して、刑事司法全体を「デュー・プロセス関係論」として把握する見解を検討しながら、受刑者の法的地位の考察方法を学ぶ。

(教材) \*大阪地裁昭和 33年 8月 20日判決 (判例時報 159・6)

\*最高裁大法廷昭和 58・6・22判決 (判例時報 1082・3)

\*福田雅章「受刑者の法的地位」澤登俊雄ほか編著『新刑事政策』日本評論社 (1993)

\*土井政和「社会的援助としての行刑 (序説)」法政研究 51巻 1号 (1984)

\*菊田幸一・海渡雄一編『刑務所改革』日本評論社 (2006)

\*菊田幸一『受刑者の法的権利』三省堂 (2001)

\*同『受刑者の人権と法的地位』日本評論社 (1999)

\*法務省「刑事施設法案」

\*日弁連『刑事処遇法案』

\*刑事立法研究会『改訂・刑事拘禁法要綱案 2002』

\*浜井浩一『刑務所の風景』日本評論社 (2006)

### ③日本型行刑と人権

広い裁量権限をもつ刑務所長と担当制を中心とする日本型行刑が受刑者の人権保障といかなる関係をもっているのか、さらには保安および処遇といかなる関係を持っているのかを検討した後、現在問われている厳正独居、保護房使用などの法的問題点について学ぶ。

(教材) \*大芝靖郎「塙の中の日本一行刑の体制と風土」犯罪と非行 18号 (1973)

\*土井政和「『隔離収容』に関する一考察 (一)」法政研究 53巻 2号 (1987)

- \*同「イギリスにおける受刑者の隔離収容」法政研究 54 卷 2 = 4 号 (1988)
- \*同「国際化の中の『日本型行刑』」刑法雑誌 37 卷 1 号 (1997)
- \*同「受刑者処遇法にみる行刑改革の到達点と課題」自由と正義 56 卷 9 号 (2005)
- \*同「『刑事施設及び受刑者処遇等に関する法律案』について」法律時報 77 卷 5 号 (2005)
- \*同「『21世紀の行刑法』と行刑改革会議提言の意義」刑事立法研究会『刑務所改革のゆくえ』現代人文社 (2005)
- \*浜井浩一「過剰収容の本当の意味」矯正講座 23 号 (2002)

#### ④受刑者の不服申立

受刑者の不服申立について、現行の法的救済制度の問題点を明らかにし、その改革案を、イギリスやドイツなどの不服申立制度に関する比較法的知見をも取り入れて検討する。また、応用問題として、受刑者の外部交通を取り上げ、国際準則の直接適用の可能性について検討する。

- (教材) \*菊田幸一・海渡雄一編『刑務所改革』日本評論社 (2006)
- \*土井政和「イギリスにおける刑務所の透明性の確保について」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報 No.1 (2004)
  - \*北村泰三・山口直也編『弁護のための国際人権法』現代人文社 (2002)
  - \*徳島地裁平 8・3・15 判決 (判例時報 1597・115)、高松高裁平 9・11・26 判決 (判例時報 1653・117)、最一小平 12・9・7 判決 (判例時報 1728・17)

#### ⑤行刑と処遇

処遇概念を分析し、処遇を社会的援助と理解する立場から受刑者の人権保障との架橋を試みる。刑務作業と賃金制、外部通勤、被拘禁者と医療および社会保障等の論点が検討される。

- (教材) \*土井政和「社会復帰のための処遇」菊田・海渡編『刑務所改革』前掲所収
- \*同「受刑者の社会復帰の権利」横山晃一郎・土井政和編著『現代における刑事法学の課題』(1989) 所収
  - \*同「犯罪者援助と社会復帰援助 (一) (二)」九大法学 47 号、48 号 (1984、85)
  - \*同「行刑と福祉—西ドイツにおける『新しい刑事政策』の試みを中心に—」矯正協会百周年記念論文集第三卷 (1990)
  - \*同「『21世紀の行刑法』と行刑改革会議提言の意義」刑事立法研究会『刑務所改革のゆくえ』現代人文社 (2005)
  - \*吉岡一男『刑事制度の基本理念を求めて』(成文堂)

#### ⑥行刑と市民参加

刑務所制度とその運営に関して、国民に対するアカウンタビリティの観点から行刑密行主義を批判的に検討し、情報公開と行刑への市民参加の在り方について学ぶ。

- (教材) \*村井敏邦「監獄事情改良と『市民性』—NGOの役割—」海渡雄一編『監獄と人権』(1995) 所収
- \*石塚伸一「刑事政策の国際化と人権の国際化—刑事政策とNGO(非政府組織)の役割—」刑法雑誌 37 卷 1 号 (1997)
  - \*土井政和「イギリスにおける刑務所の透明性の確保について」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報 No.1 (2004)
  - \*同「日本における刑務所改革の課題と展望」刑事立法研究会『21世紀の刑事施設：グローバル・スタンダードと市民参加』日本評論社 (2003)
  - \*同「刑務所のアカウンタビリティ—イギリスの制度を中心に—」『刑事実体法と裁判手続』(法学博士井上正治先生追悼論集、九州大学出版会 (2003) 所収)
  - \*同「刑事施設における社会的援助と市民参加」刑事立法研究会『21世紀の刑事施設：グローバル・スタンダードと市民参加』日本評論社 (2003)

#### ⑦仮釈放と適正手続

仮釈放の意義、受刑者の仮釈放申請権の理論的根拠を探り、仮釈放における適正手続の在り方について学ぶ。

- (教材) \*土井政和「仮釈放と適正手続—受刑者の仮釈放申請権と不服申立てを中心に—」

犯罪と非行 108 号 (1996)

- \*武内謙治「仮釈放制度の『法律化』と『社会化』」刑事立法研究会『21世紀の刑事施設：グローバル・スタンダードと市民参加』日本評論社(2003)所収
- \*斉藤司「仮釈放の現状と課題」刑事立法研究会『刑務所改革のゆくえ』現代人文社(2004)所収
- \*松本勝「被害者感情調査と仮釈放審理について」矯正講座 25 号(2004)

#### ⑧少年院の処遇

子どもの権利条約を中心として少年司法に関する国際準則の概略を学んだ後、少年院における処遇の問題点を子どもの学習権や不服申立権を中心に検討する。

- (教材)
- \*土井政和「少年院・教護院と保護・更生」法学セミナー 517 号 (1997)
  - \*同「収容継続に対する抗告」別冊ジュリスト少年法判例百選 (1999)
  - \*津富宏「少年法改正が少年院に与えた影響と課題」斉藤豊治・守屋克彦『少年法の課題と展望』成文堂(2005)所収
  - \*真田安浩「少年院は被害者に応えられるか」刑政 112 巻 6 号(2001)

#### ⑨社会内処遇

立法経緯を踏まえつつ、戦後あらたに整備された更生保護関係法の構造を明らかにし、その後の実務の変遷と 2007 年の更生保護法の意義と問題点を明らかにする。

- (教材)
- \*刑事立法研究会『更生保護改革のゆくえ』現代人文社 (2007)
  - \*更生保護のあり方を考える有識者会議「更生保護制度改革の提言」(2006)
  - \*染田恵『犯罪者の社会内処遇の探求』成文堂 (2006)
  - \*『更生保護の課題と展望』(法務省保護局)、
  - \*『更生保護 50 年史』(法務省保護局)
  - \*吉永豊文・鈴木一久著『矯正保護法』(ぎょうせい)
  - \*大坪与一著『更生保護の生成』(日本更生保護協会)
  - \*安形静男『社会内処遇の形成と展開』日本更生保護協会
  - \*瀬川晃『犯罪者の社会内処遇』成文堂(1991)
  - \*吉田研一郎「更生保護をめぐる最近の動向」矯正講座 26 号 (2005)
  - \*岩淵道夫「更生保護制度の現状と課題」矯正講座 23 号(2002)

#### ⑩保護観察をめぐる法的諸問題

保護観察の概念、方法、手続をめぐる法的諸問題を適正手続保障の観点から検討する。とりわけ、遵守事項の設定および事後変更、居住指定、更生保護施設における処遇、保護観察における良好措置としての停止及び解除、不良措置としての仮釈放取消、戻し収容、さらには被害者問題などを取り上げる。

- (教材)
- \*刑事立法研究会『更生保護改革のゆくえ』現代人文社 (2007)
  - \*江畑宏則「更生保護分野における立法の動き」犯罪と非行 113 号 (1997)
  - \*瀬川晃「社会内処遇」澤登俊雄ほか『新・刑事政策』日本評論社(1993)
  - \*染田恵「日本における犯罪者の社会内処遇の多様化の新しい可能性」犯罪と非行 118 号(1998)
  - \*宮澤浩一「更生保護施設における社会復帰処遇について」犯罪と非行 132 号 (2002)
  - \*太田達也「更生保護施設における処遇機能効果の課題と展望」犯罪と非行 132 号(2002)
  - \*山田勘一「処遇の差異と受容」犯罪と非行 132 号(2002)
  - \*藤本哲也「社会内処遇の展望—社会内処遇センター設立の提言—」更生保護 45 巻 10 号(1994)

#### ⑪資格制限、前科抹消、恩赦

刑罰の弊害除去の観点から理論的、実証的に現状の問題点をさぐり、法的解決の方策と立法的課題を明かにする。

- (教材)
- \*土井政和「塀の中からのハローワーク」法学セミナー 449 号 (1992) 刑事立法研究会編『入門・監獄改革』日本評論社(1996)所収
  - \*福田雅章「犯罪前歴者に対する職業制限を克服するための法理—アメリカ法の

展望に関する覚書」一橋法学研究 14(1984)

\*森本益之「犯罪者の社会復帰と資格制限」阪大法学 44 卷 2 号(1994)

\*米山哲夫「資格制限の目的と機能」駿河台法学 5 卷 2 号(1992)

\*西村春夫「犯罪者の社会復帰を妨げるもの再考」JCCD23 号(1982)

#### ⑫社会内刑罰

最近世界で試行あるいは実施されている電子監視、社会奉仕命令、行為者・被害者和解などの制度を社会内処遇における統制強化あるいは社会内刑罰として位置づける思想と法的问题点について検討する。

(教材) \*土井政和「世界の刑事思潮から見た更生保護の将来—ドイツにおける最近の動向を中心して—」更生保護の課題と展望—更生保護制度 50 周年記念論文集 (1999)

\*藤本哲也「社会内処遇から社会内制裁へ」『刑事法学の現代的展開 (下)・八木国之先生古稀祝賀論文集』(1992)

\*瀬川晃「犯罪者の電子監視の現状と展望」犯罪と非行 81 号(1989)

\*同「社会内処遇の過去と未来」犯罪と非行 100 号(1994)

\*染田恵「日本における犯罪者の社会内処遇の多様化の新しい可能性」犯罪と非行 118 号(1998)

\*朝倉京一「刑事制裁としての『奉仕作業』」『刑事法学の現代的展開 (下)・八木国之先生古稀祝賀論文集』(1992)

\*菅沼登志子『社会内処遇における社会奉仕活動の研究』法務研究報告書 82 集 2 号(1995)

#### ⑬触法精神障害者の処遇

刑法における責任能力判断の構造と問題点、措置入院制度と医療刑務所の在り方などについて検討した後、心神喪失者医療観察法を分析し、触法精神障害者の処遇の在り方について考える。

(教材) \*町野朔『精神医療と心神喪失者等医療観察法』ジュリスト増刊(2004)

\*日弁連『Q&A 心神喪失者等医療観察法解説』三省堂(2005)

\*石塚伸一『社会的法治国家と刑事立法政策』(信山社)

\*加藤久雄『人格障害犯罪者と社会治療』(成文堂)

#### ⑭加害者と被害者

現在国際的に注目され、実施されているリストラティブ・ジャスティスを刑事司法と比較し、また、実施上の問題点を把握したのち、わが国における導入可能性について検討する。特に、少年司法、行刑、更生保護の領域での実現可能性と限界を法的、政策的に検討する。

(教材) \*土井政和「行刑における被害者の観点」法政研究 56 卷 3 = 4 号 (1990)

\*北澤信次「更生保護における被害者の視点」同『犯罪者処遇の展開』(成文堂、2003)

\*松本勝「仮釈放および保護観察からみた被害者問題」犯罪と非行 124 (2000)

\*太田達也「更生保護における被害者支援(1)(2)」犯罪と非行 124,125(2000)

\*アミティを学ぶ会『アミティ脱暴力への挑戦』日本評論社

\*藤岡淳子編著『被害者と加害者の対話による回復を求めて』誠信書房(2005)

\*ハワード・ゼア『修復的司法とは何か—応報から関係修復へ』新泉社(2003)

\*コンセディーン・前野ほか訳『修復的司法—現代的課題と実践』関西学院大学出版会(2001)

#### ⑮被害者の支援

被害者学の中での被害者の位置づけの変遷、被害者概念の拡大と拡散(過去の被害者と将来の被害者)、被害者支援政策の拡充などを踏まえ、刑事司法の中での被害者の法的地位について学び、更に、犯罪被害者給付金支給法制度、被害者相談センターの活動、精神的ケアの必要性などについて検討する。

(教材) \*内閣府犯罪被害者等施策推進室「犯罪被害者等基本計画案」(2005)

\*西日本新聞社会部『犯罪被害者の人権を考える』西日本新聞社(1999)

\*松尾浩也編『逐条解説被害者保護ニ法』有斐閣(2001)

\*高橋則夫『刑法における損害回復の思想』(成文堂)

\*日弁連『犯罪被害者の権利の確立と総合的支援を求めて』明石書店(2004)

### 3. テキスト

\*澤登俊雄ほか『新・刑事政策』日本評論社(1993)

### 4. 参考図書

\*刑事立法研究会『21世紀の刑事施設：グローバル・スタンダードと市民参加』日本評論社（2003）

\*刑事立法研究会『刑務所改革のゆくえ』現代人文社（2005）

\*刑事立法研究会『代用監獄・拘置所改革のゆくえ』現代人文社（2005）

\*刑事立法研究会『更生保護改革のゆくえ』現代人文社(2007)

\*浜井浩一『刑務所の風景』日本評論社（2006）

\*浜井浩一・芹沢一也『犯罪不安社会』光文社新書（2006）

### 5. 成績評価方法

レポート（60％）、小テスト（20点）、質疑討論点（20点）の総合評価とする。  
質疑応答点は、授業中の質疑応答を中心として評価する。

### 6. 備考

（授業の進め方）

①予習を前提とし質疑を取り入れながら講義を行う。

②視聴覚教材（ビデオ等）もできる限り利用する。



## 1. 授業の目標

基本的に、この授業は、民事訴訟法の応用的な問題演習として、民事訴訟に関する実践的な具体的事例を素材として、理論と実務に強い法曹を育てるための授業と位置づけたい。

展開・先端科目としての民事救済法では、民事訴訟過程を民事救済過程と位置づけ、裁判外紛争処理（ADR）、民事執行・民事保全法上の問題をも含めて、民事訴訟法上の現代的な諸問題、すなわち紛争処理事例を、数多く理解することを目的とする。

そして、議論を通じて、説得的な法的思考に慣れ、磨くことを目指したい。

近時、民事訴訟法上、重要な最高裁判例が数多く出されており、また、民事訴訟理論も、飛躍的かつ多様な展開を遂げている。そのような状況の中で、その議論の全体像について、対話型の授業を通じて、できるだけ分かりやすい授業を目指したい。

この学修で目指すべき法曹像は、法的救済を創案できる基礎的な能力を有し、民事訴訟にも、執行・保全手続にも、そして、訴訟外紛争処理手続（裁判外紛争処理手続）にも強く、「他者配慮」に秀でた法曹像である。

（ただし、授業内容は、民事訴訟法が中心となる。）

## 2. 授業の内容

### \* 夏休み中に実施します。

民事救済法では、まず、参加学生が、一般的に、民事訴訟過程の全体像を理解し、かつその周辺領域の民事紛争処理手続を理解することから始めたい。

その後、個別の論題について、議論を通じて、その理解を深めていきたい。

そして、この授業の総括として、現代の民事訴訟過程における課題を展望したい。（なお、現在具体化されつつある「司法制度改革」の議論についても、適宜言及していきたい。）

設例の解説を通じて、「実践」に強い学生の養成も考えており、密度の濃い集中講義になればと思っています。

なお、単位無しの聴講も歓迎です。

授業計画の概要は、以下の通りです。

### ①民事手続法の基礎

まず、民事紛争処理の世界全体について、それらのもつ意義と課題について学修し、諸手続の特徴と課題について、情報を共有する。

（教材）

川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』序章、第1章

・サンプル問題（後日準備）の解説もします。

### ②民事紛争解決と民事救済

民事紛争解決の意義と民事救済のあり方について学ぶ。また、民事訴訟とADRとの相互関係・相互連携、および、民事訴訟中のADR等についても概観する。

（教材）

川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』第2章、第3章

・サンプル問題（後日準備）の解説もします。

### ③～⑨民事訴訟と民事救済1～7

通常の民事訴訟における救済過程の基本的なあり方について、様々な論点を中心として、その理解を深める。

（教材）

川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』第4章から第10章

・サンプル問題（後日準備）の解説もします。

ここでは、1年次に履修した民事訴訟法で、その時間的な制約から必ずしも十分に掘り下げられなかった緒論点について、本授業の基本的な視角から、理解を深める。そのために、民事訴訟法の担当教員とあらかじめ意

思疎通を図り、その意向をも尊重して、個別論点の選択を行う。

⑩～⑮民事訴訟とその将来展望 8～10,  
前回まででできなかった論点について、さらに理解を深める。

(教材)

川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』第11章から終章

・サンプル問題(後日準備)の解説もします。

### 3. テキスト

川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』(弘文堂、2005年)

設例集を準備します。

(参考図書) 川嶋四郎『民事救済過程の展望的指針』(弘文堂、2006年)

### 4. 成績評価方法

定期試験(70%), 判例レポート(20点), 質疑討論点(10点)の総合評価とする。質疑  
応答点は、授業中における貢献度を中心として評価する。

### 5. 備 考

(授業の進め方)

各回に指定された教科書および参考資料の予習を前提として、対話型の授業を行う。

ただし、基本的な事項については、私が予め説明を行う。

(その他)

なお、質問は、適宜授業中に受け付ける。ただし、質問と回答の内容は、共有化するために、  
直近の授業で紹介する。

なお、単位無しの「聴講」も歓迎です(ただし、本シラバスに従って下さい)。

